

(仮称) 能登中風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 3 年 4 月

合同会社潮風

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	5

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告した。

なお、方法書及びその要約書の縦覧期間については、新型コロナウイルス感染拡大に伴って、1 月 21 日に石川県知事が「感染拡大警報」を発出したことを受け、縦覧できる期間を 2 週間延長した（別添 3 参照）。

(1) 公告の日

令和 3 年 1 月 8 日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙 1 参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・ 令和 3 年 1 月 8 日（木）付 北國新聞
- ・ 令和 3 年 1 月 8 日（木）付 北陸中日新聞（石川版）

※令和 3 年 1 月 30 日（土）、1 月 31 日（日）、2 月 6 日（土）に開催する説明会についての公告を含む。

② インターネットによるお知らせ（別紙 2 参照）

下記のウェブサイト「トピックス」と「環境影響評価方法書のご案内」を掲載した。

- ・ 石川県のウェブサイト

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/assess/tetudukishuuryou.html#notonaka>

- ・ 七尾市のウェブサイト

<https://www.city.nanao.lg.jp/kankyo/assessment.html>

- ・ 羽咋市のウェブサイト

https://www.city.hakui.lg.jp/sumai_kankyou_anzen/gomi_kankyou_recycle_doubutsu/5/9533.html

- ・ 合同会社潮風 ウェブサイト

<http://www.shio-notonaka.rn-j.com/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎等の計 7 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎等での縦覧

- ・ 石川県庁行政情報サービスセンター（石川県金沢市鞍月一丁目 1 番地）
- ・ 志賀町役場本庁舎（石川県羽咋郡志賀町末吉千古 1 番地 1）
- ・ 七尾市役所情報公開コーナー（石川県七尾市袖ヶ江町イ部 25 番地）
- ・ 田鶴浜地区コミュニティセンター（サンビーム日和ヶ丘）（石川県七尾市垣吉町へ部 24 番地）
- ・ 中能登町役場鳥屋庁舎（石川県鹿島郡中能登町末坂 9 部 46 番地）
- ・ 羽咋市役所本庁舎（石川県羽咋市旭町ア 200）
- ・ 上甘田公民館（石川県羽咋市柴垣町 36 字 19 番地 1）

② インターネットの利用による縦覧

- ・ 合同会社潮風 ウェブサイト
<http://www.shio-notonaka.rn-j.com/>

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：令和 3 年 1 月 8 日（金）から 2 月 8 日（月）まで
（上甘田公民館は日・月・祝日、それ以外は土・日・祝日を除く）
※新型コロナウイルス感染拡大に伴った自主的な縦覧期間：
令和 3 年 2 月 8 日（月）から 2 月 22 日（月）まで
- ・ 縦覧時間：各庁舎・施設の開庁・開館時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 170 名であった。

（内訳）石川県庁行政情報サービスセンター	： 1 名
志賀町役場本庁舎	： 3 名
七尾市役所情報公開コーナー	： 158 名
田鶴浜地区コミュニティセンター（サンビーム日和ヶ丘）	： 4 名
中能登町役場鳥屋庁舎	： 0 名
羽咋市役所本庁舎	： 1 名
上甘田公民館	： 3 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和3年1月30日（土）13時から
- ・開催場所：田鶴浜地区コミュニティセンター（サンビーム日和ヶ丘）
（石川県七尾市垣吉町へ部24番地）
- ・来場者数：25名

- ・開催日時：令和3年1月30日（土）19時から
- ・開催場所：上甘田公民館（石川県羽咋市柴垣町36字19番地1）
- ・来場者数：6名

- ・開催日時：令和3年1月31日（日）14時から
- ・開催場所：生涯学習センター「ラピア鹿島」（石川県鹿島郡中能登町井田に部50番地）
- ・来場者数：2名

- ・開催日時：令和3年2月6日（土）14時から
- ・開催場所：志賀町文化ホール（石川県羽咋郡志賀町高浜町力の1番地1）
- ・来場者数：11名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和3年1月8日（金）から2月22日（月）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函（別紙4参照）
- ②合同会社潮風への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は192通、意見総数は324件であった。

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づく環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、表2-1とおりである。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	現在、貴社が意見募集をしている（仮称）能登中風力発電事業に係る環境影響評価方法書（以下、方法書という）に対して、環境影響評価法第3条の7に基づき、鳥類の保全の見地から下記のとおり意見を述べます。 1. 累積的影響評価の実施の必要性について (1)（仮称）中能登ウインドファーム事業との間の累積的影響について 貴社が作成した計画段階環境配慮書（以下、配慮書という）に対し2020年7月7日付で提出した意見書でも同様のことを述べましたが、他社による（仮称）中能登ウインドファーム事業（以下、重複他事業という）の方法書に示されている対象事業実施区域（以下、計画地という）と本事業の計画地は大きく重複しています。ほぼまったく同じ場所に違う事業者の風車が建設されることは一般的には想定し難いですが、現段階で計画地が重複している以上、貴社は重複他事業の事業者と協力または情報の共有を図りながら累積的環境影響評価を実施したうえで影響の回避・低減策を講じなければ、輻輳する風力発電施設（以下、風車という）の存在やその設置工事により、生態系の破壊や鳥類のバードストライクおよび障壁影響を含む生息地放棄などの重大な影響が生じる可能性があります。 しかし、方法書には累積的環境影響評価に関する具体的な方針や評価手法が記載されておらず、不十分な内容となっています。計画地が重複することにより生じる鳥類をはじめとする自然環境への重大な影響を回避するための方法等が示されない限り、本事業は実施すべきではありません。	今後の環境影響評価に当たっては、一部重複している（仮称）中能登ウインドファーム事業だけではなく、周辺の既設事業及び新規事業の風力発電設備についても情報把握に努め、情報を入手することができたら、鳥類の累積的影響を考慮した予測の実施を検討いたします。
2	(2) 計画地周辺に多く存在する他事業との間の累積的影響について 計画地の周辺には（仮称）中能登ウインドファーム事業以外にも、下記のように既設、建設中、計画中の事業（以下、他事業という）が多く存在します。貴社は他事業の事業者と協力または情報の共有を図りながら累積的環境影響評価を実施し、能登半島中部全体における鳥類や自然環境への影響の回避・低減策を講じなければ、輻輳する風車の存在やその設置工事により、生態系の破壊や鳥類のバードストライクおよび障壁影響を含む生息地放棄などの重大な影響が能登半島中部全体で生じる可能性があります。 しかし、方法書には累積的影響評価に関する具体的な方針や考え方、評価手法等が記載されておらず、不十分な内容となっています。貴社は海外事例を参考にするなどして累積的影響の予測および評価を行い、計画地の周辺に他事業が多く存在することにより生じる鳥類をはじめとした自然環境への重大な影響を回避するための方針や方法を示すべきです。また、風車の運転開始後は事後調査を行い、その結果を示すべきです。	今後の環境影響評価に当たっては、一部重複している（仮称）中能登ウインドファーム事業だけではなく、周辺の既設事業及び新規事業の風力発電設備についても情報把握に努め、情報を入手することができたら、鳥類の累積的影響を考慮した予測の実施を検討いたします。 風車の稼働後は、事後調査としてバードストライク調査を実施することを予定しております。事後調査結果は専門家にもご確認いただいた上で、著しい影響があった場合など、さらなる保全措置が必要であるとの助言をいただいた際は、その助言を踏まえて適切な対応を行ってまいります。事後調査の結果は、事後調査報告書にとりまとめ、公表いたします。

	それらを実施すること、また、具体的な手法等を記載できない限り、本事業の規模を縮小するか、計画を撤回すべきです。 【計画地周辺の他事業】 ・既設：福浦風力発電所（9基）、虫ヶ峰風力発電所（10基）、酒見風力発電所（1基）、あいの風酒見風力発電所（5基）、富来風力発電所（4基）、JRE 志賀西海風力発電所（3基） ・建設中：百浦赤住風力発電所、矢駄風力発電所 ・計画中：（仮称）中能登ウインドファーム事業（最大15基）、（仮称）志賀風力発電事業（最大7基）、（仮称）虫ヶ峰風力発電事業（最大13基、現10基は撤去）、（仮称）西能登ウインドファーム事業（最大30基）、（仮称）七尾志賀風力発電事業（最大12基）、（仮称）能登里山風力発電事業（最大17基）、（仮称）志賀風吹岳風力発電事業（最大17基）	
3	2. 鳥類調査の方法等について 【表 6.21-1 調査、予測及び評価の方法（動物）】、【表 6.21-1 調査の手法（動物）】、【表 6.21-1 調査時期の選定根拠】に記載されている内容について、下記のように意見を述べます。 ・計画地全体はKBA（Key Biodiversity Area）に含まれています。そのため、貴社は風車の建設により発生する土砂の扱いには十分留意し、土砂流出等により、地域の生態系や、鳥類を含めた地域の生物多様性に影響を与えることのないよう、事業を計画、実施すべきです。	濁水が発生した場合には、沈砂池で濃度緩和した後には土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることによって濁水の常時水流への混入を防いでまいります。なお、一時的にできた裸地には緑化等により法面を保護し、土砂流出を防ぐ計画です。
4	・希少猛禽類調査では「繁殖期については2季実施する」とありますが、鳥類の繁殖状況や渡り鳥の渡来・通過・渡去の状況は年変動が大きいことは既知のことです。貴社はこの年変動も考慮して、鳥類調査全般の実施期間は少なくとも2年間実施する必要があります。	猛禽類調査では、年間を通じて各月で実施しており、その際、猛禽類以外にも、一般鳥類、渡り鳥の飛翔状況等が確認された場合、これらもデータとして収集するようにいたします。それと合わせて、一般鳥類調査を4季、渡り鳥調査を渡りの渡来・移動時期である春季と秋季に実施することで、年間を通じた鳥類全般の把握に努めてまいります。
5	・鳥類調査のうちポイントセンサス法による調査と任意観察調査は、春・夏・秋・冬の4季に実施するとあります。しかし、方法書には具体的な調査頻度が記載されていません。そのため貴社は、各季の中でどのくらいの回数で調査を実施する予定なのかを記載し、それが適切であるかどうか専門家等の意見を聞くべきです。当会としては、現地の鳥類の状況を詳しく把握するために、繁殖期（5～6月）は調査地において出現種数が飽和するまで実施し、それ以外の時期は各月1～2回程度の調査が必要と考えます。	ポイントセンサスの調査頻度については、各季につき3～4回実施する予定であります。また、方法書における専門家ヒアリングでは、「調査方法、時期、回数については妥当と考える」とのご意見を頂いております。
6	・貴社は、希少猛禽類調査および渡り鳥調査のための観察地点からの視野を示す視野図を作成し、観察地点の設置位置の妥当性を検討すべきです。希少猛禽類調査および渡り鳥調査においては、各観察地点からの視野が重なって計画地全体を覆うようになっている状態で調査を実施し、影響を評価すべきです。	猛禽類調査及び渡り鳥調査の定点の視野図については既に作成の上、観測地点の設置関係の妥当性についても確認しております。また、視野図は、各地点の視野範囲が重なって計画地全体をほぼ覆うような状態であり、今後、適切な調査を実施し、影響の予測評価を行ってまいります。
7	・渡り鳥調査において、夜間録音調査を実施するとありますが、録音機材で確認できる鳥類の飛翔状況は距離が短いため、レーダー調査を実施するなどして、計画地における渡り鳥の利用状況等を詳細に把握したうえで影響を評価すべきです。	渡り鳥のレーダー調査の実施については、今後、検討いたします。
8	・希少猛禽類調査および渡り鳥調査では、鳥類の飛翔位置を正確に把握するため、レーザーレンジファインダー等の機器を使用すべきです。	ご指摘のレーザーレンジファインダーは比較的高価な機器であります。常にパソコンとの連動も必要となることもあり、また、全ての鳥を検知できるほど万能ではありません。そのため、基本的には経験を積んだ調査員による双眼鏡や望遠鏡での調査を実施することで

		より正確な調査を行ってまいります。調査にあたっては、事前に測距計などを用いて、風況観測塔、電波塔または樹林の高さを計測し、それを目安に正確な位置と飛翔高度を記録するよう心がけます。
9	3. アセス図書の縦覧方法について 貴社が作成した方法書は、Internet Explorer 以外のブラウザで閲覧可能ですが、配慮書を含め貴社が作成したアセス図書がダウンロードや印刷できないのは、著作権者である貴社の意向によるものです。しかし、パソコン上にダウンロードおよび印刷して閲覧できないことは非常に不便であることから、貴社は利用者から申請があれば、ダウンロードおよび印刷を可能にすべきです。 今回は、新型コロナウイルス感染症対応として貴社のアセス図書の縦覧期間が延ばされましたが、今後は通常の状況でも意見書の募集期間中はインターネットで閲覧できるようにしていただくことを要望いたします。	電子縦覧における印刷・ダウンロードの制限については著作権の関係上、データの改ざんや図書の流用、乱用を防ぐ目的から行っております。 また、今後の通常の状況において弊社ウェブサイト上で縦覧するアセス図書は、皆様のご意見を広くお聞きするため、今回同様に法定より 2 週間延長させていただき、意見募集期間でも閲覧できるよう対応する予定としております。

(意見書 2)

No.	意見の概要	事業者の見解
10	1. のと里山～世界農業遺産の地で最大 15 基もの風力発電 (180m の高さ) が建つことの景観上の問題	世界農業遺産の景観について配慮した計画となるよう努めてまいります。 また、事業計画の検討にあたっては関係機関のご意見をお聞きするよう努めてまいります。
11	2. 上記工事による環境破壊～ (林道工事も含む) 例・激しい雨による土砂くずれ、河川の汚れ ・日本でも最も多いといわれる渡り鳥、野鳥への被害	・濁水が発生した場合には、沈砂池で濃度緩和した後に土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることで濁水の常時水流への混入を防いでまいります。なお、一時的にできた裸地には緑化等により法面を保護し、土砂流出を防ぐ計画です。 ・風車の搬入のための既存道路拡幅、新たな道路整備、ヤード整備等において樹林の伐採は発生すると思いますが、猛禽類等の鳥類の生息等に影響を及ぼさないよう、伐採は最小限に抑えるよう検討いたします。
12	3. 何よりも 2～3km 範囲内にある人家そこに住む人々への健康への影響 以上の点から風力発電の拙速な建造には反対です。慎重の上にも慎重に・・・。	まずは事前騒音調査を実施し、風車建設後の騒音状況についてシミュレーションを行い、健康被害が発生しない事を確認、前提とした上で、開発を進めてまいります。

(意見書 3)

No.	意見の概要	事業者の見解
13	①再エネは賛成だが低周波で寝られないという事が絶対に無いようずうーと離して下さい。	これまでの国の調査等でも、風車の稼働による音によってアノイアンス (わずらわしさ) を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年) においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から 5 デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により風車が設置される周辺地域の静穏性を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。
14	②ふるさとの風は使ってもらっても良いが、けしき、風景まであげる訳にはゆきません。したがって、けしき、風景貸り代を払って頂きたいです。	地域住民の皆様に親しまれている景色への影響を可能な限り低減できるよう努めてまいります。
15	③雇用も現地調達でやって下さい。	部材調達から現場作業までを極力地元企業への発

		注、及び活用等すべき検討を進めているとともに地元の方々の雇用に努めるよう雇用後の教育体制の構築を予定しており、再生可能エネルギーによる地域活性化の取組みを進める方針としております。
--	--	--

(意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
16	①調査に対して時間をかけていない。正しい調査とはいえない ①まいぞう文化財に対する考えや、その土地の有識者等に対してもっとつめるべき ②文献その他の記録にたよらずもっと調査すべき ③鳥類、特にタカ類に対し時間の取り方（調査）時間の設定が短すぎる	①埋蔵文化財については引き続き現状の把握に努めるとともに、事業計画の検討に当たっては関係部局と協議いたします。 ②今後現地調査を実施し、周辺地域の環境の把握に努めてまいります。 ③猛禽類を効率よく確認及び観察ができる時間帯として、一日8時間の調査時間を設定しております。

(意見書 5)

No.	意見の概要	事業者の見解
17	○林野庁の林地開発許可制度では、以下の場合には知事の許可が下りないはずですが、本事業はアからエまでのすべての項目に当てはまります。対策をするといっても、気候激化の中、土砂災害や水害を防ぐのは難しいですし、水脈が通っている地域なので、湧水には影響が出ることが必至です。また、大規模開発によって、生態系のバランスが崩れると、森林の荒廃が進みます。どうしても本事業を進めるといのであれば、以下のすべてに対して対策を講じた上で、補償についても明記してください。 ア 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること（災害の防止） イ 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること（水害の防止） ウ 当該開発行為をする森林の現に有する水源の涵養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること（水の確保） エ 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること（環境の保全）	ご指摘のとおり、ア～エの各項目において林地開発許可制度の中で関係機関と協議を行います。環境影響評価については、林地開発許可制度の「エ」に該当するため、環境影響評価が終わらないと林地開発許可申請ができません。協議を行うにあたっては事業計画及び防災計画をどのように策定すれば、ご指摘のア～エに抵触せず開発ができるかを関係機関にお示しいたします。 なお、湧水は、粘土質など水を通しにくい地層の上に存在する比較的地表に近い部分を流れる地下水ですが、地下水脈に当たる場所には風車を設置できないため、風車の基礎設置場所において事前に調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。 上記のような事前のボーリング調査等による地質調査の結果及び地形を考慮した上で法規定に遵守した開発計画を提出の上、行政の工事許可を取得した上で、はじめて工事を開始する事が可能になります。自然災害の発生は考えられない事ではありますが、想定外未曾有の天災等による自然災害が発生した場合、適切な措置を講じ、専門の技術者等と検討の上、速やかな対応処置を講ずる予定であります。 また、ご指摘の気候激化の原因の一つに化石燃料の過剰使用が挙げられます。風力発電は化石燃料使用を抑制しながら発電できるという利点があり、風力発電を含めた再生可能エネルギーの活用によって機構激化の抑制に貢献できると考えております。 森林の保水力については、間引きなど人の手を入れることによって保たれている側面があり、森林を放置すると背が低く細い樹木が増加し、倒木の危険も増加します。そのため、代替地の植林も含めた環境保全措置を検討いたします。

(意見書 6)

No.	意見の概要	事業者の見解
18	新たに発電所を作る必要は無い すでに原発があるのだから、再稼働するのが良い無駄な事はしてくれるな どこに金が落ちるのか、まるで見えない。	ご意見を頂きありがとうございます。 弊社としては、風力発電を通じて再生可能エネルギーの普及に努めてまいります。 今後、地域の皆様には弊社の事業についてご理解い

	建設中は人が集まるけど、長期的には原発の方が人を使える。 原発の福島のような事故より、自動車事故で死ぬ確率の方が一万倍くらい高いように思う。 だから原発が安全という訳でもないけど、もう少し冷静に評価されるべきではないか。 年よりより、若者と話した方が、初めは大変でも、後々、めんどうも少ないし収入も多くなるし、長生きすると思う。	ただけるよう取り組んでまいります。
--	--	-------------------

(意見書 7)

No.	意見の概要	事業者の見解
19	出来るかぎり自然を未来に残せる事を祈ります。	ご意見を頂きありがとうございます。 可能な限り、自然環境を維持できるような事業計画といたします。

(意見書 8)

No.	意見の概要	事業者の見解
20	環境の視点から、その場所に建てるべきなのか疑問があります。風力発電自体には反対しないが、場所をもっと選んでほしい。能登は世界農業遺産なのだから、そこに在る自然を壊すことを極力避けてもらいたい。後世に残したい貴重な自然の財産です。	各項目において、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、環境への影響が回避または低減できる事業計画となるよう検討してまいります。

(意見書 9)

No.	意見の概要	事業者の見解
21	能登の自然を守りたいです。 これからの世代に残る事なので簡単には考えられません。	引き続き、住民の皆様に対して事業に関する情報提供やご要望に応じた住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて事業計画を検討してまいります。

(意見書 10)

No.	意見の概要	事業者の見解
22	建設予定地の近くに家がありますが、山の中なのでとても静かです。夜は川の音しかしません。昼間もたまに通る車の音が目立つほどです。そんな場所で騒音調査をして何の意味がありますか？全てにおいて甘い日本の基準で判断するのではなく、そこに住む住民が不快かどうかで判断していただけませんか？	調査地点の検討にあたっては、「風力発電施設から発生する騒音測定マニュアル」に基づき、地域の静穏性が把握できる代表的な地点を選定いたしました。 また、風車の設置により生じる不快感等は、ご指摘のような風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。
23	騒音について 調査の基準値は市街地も山間地も同じ基準でしょうか？極めて静かな山間地では少しの音でも騒音です。300m離れた隣の家のひとの会話が聞こえるような場所での調査は全く意味がありません。数字ではなく、ひとの感じ方の基準で判断をして下さい。	
24	水質調査について 何千、何万の水脈が合わさって、建設予定地には数ヶ所の湧き水を汲める所がありますが、水が出なくなったり、水質が変わる可能性があります。そうなった場合、御社の責任の範囲を超えてしまいます。 その水を頼りに生活をしているひとがいます。他から水を引けば良いという問題でもありません。 計画中止を求めます。	湧水は、粘土質など水を通しにくい地層の上に存在する比較的地表に近い部分を流れる地下水ですが、地下水脈に当たる場所には風車を設置できないため、風車の基礎設置場所において事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。

25	建設予定地周辺は冬場、日本海特有の天候が顕著に現れる地域です。特に、予定地周辺は雷の影響を受ける可能性が大きい。 冬場特有の低い雲からの雷により夏場の高い所の雷よりも落雷の可能性も大きく、それによる火災等のリスクも大きくなると考えられます。 基準どうこうではなく、地域の住民がなんらかの影響が少しでもあるのなら計画を中止して下さい。	風車上空で雷の発生時には落雷検出装置で落雷を検知し、落雷時に風車を停止させる対策を施し、破損したブレードが落下することによる事故を防いでまいります。
26	能登半島は世界農業遺産の認定をもらっています。世界的に重要な伝統的農業水産業を営む地域としてFAO（国際連合食糧農業機関）が認定しています。 世界的に重要であると認められた地域にこのような大型風力発電の計画をする事をどのようにお考えですか？	世界農業遺産として認定された地域であることに配慮した計画といたします。また、事業計画の検討にあたっては関係機関のご意見をお聞きするよう努めます。
27	騒音について、うるさくなるのは不快です。この地域は夜は川の水の音くらいしか聞こえません。風車がゆっくり回ったとしても必ず音は聞こえるでしょう。 そもそも健康被害が出るのは低周波音と聞きますが、建ててみないとわからないのではないですか？ 仮に被害が出て因果関係は絶対に認めないと聞いています。全く信用できません。 中止して下さい。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。 上記のとおり、まずは事前騒音調査を実施し、風車建設後の騒音状況についてシミュレーションを行い、健康被害が発生しない事を確認、前提とした上で、開発を進めてまいります。

（意見書 11）

No.	意見の概要	事業者の見解
28	農業に携わる者として、里山が削られ、水の流れや生き物の生活が変わってしまうのは納得がいきません。 また、高齢者の多い山間部での騒音や低周波の被害も心配です。 豊かな自然の中で米や野菜を作り、里山を守りつなげていこうとしている人たちの意見を無視せず判断して頂きたいです。 子供達の未来の為に、生態系を守り、災害のリスクをへらし、水質を守る必要があります。 ぜひ、みんなの意見を尊重した決断をお願い致します。	濁水が発生した場合には、沈砂池で濃度緩和した後には土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることによって濁水の常時水流への混入を防いでまいります。なお、一時的にできた裸地には緑化等により法面を保護し、土砂流出を防ぐ計画です。 工事に際しては、行政の安全基準を満たさなければ工事許可が下りませんので、工事により自然災害の起因となることは考えておりません。いずれにしてもボーリング、地形調査等、事前調査、確認を徹底するとともに、崩落危険箇所等は避けるとともに必要に応じては地盤改良等を実施した上で工事を進めてまいります。 また、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地

		調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。 引き続き、住民の皆様に対して事業に関する情報提供やご要望に応じた住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて事業計画を検討してまいります。
--	--	--

（意見書 12）

No.	意見の概要	事業者の見解
29	・人のいない場所なら半分さんせい	ご意見を頂きありがとうございます。 今後、地域の皆様には弊社の事業についてご理解いただけるよう取り組んでまいります。
30	・強力な日本海風によって、羽がとんでくる可能性はないのでしょうか？	台風のように強風が吹いた場合、風車は安全のため自動停止されます。さらに、風車の羽が回転し、強風を正面から受けないようになっています。台風などの強風時の運転停止や大地震を想定した耐震設計など十分な安全対策を実施いたします。また、管理事務所に有資格者を常駐させ、不測の事態にも即応できる体制を構築いたします。
31	・森林をどれだけつぶして、一体を建設するかを教えてください。	今後の現地調査結果を踏まえて風車配置や道路造成の計画を策定いたします。そのため、改変面積や森林伐採面積等は準備書においてお示しいたします。

（意見書 13）

No.	意見の概要	事業者の見解
32	せっかく豊かな自然が残る地域を風力発電で壊さないで下さい。	ご意見を頂きありがとうございます。 可能な限り、自然環境を維持できるような事業計画といたします。

（意見書 14）

No.	意見の概要	事業者の見解
33	風力発電反対（内灘町を見て）	ご意見を頂きありがとうございます。 今後、地域の皆様には弊社の事業についてご理解いただけるよう取り組んでまいります。

（意見書 15）

No.	意見の概要	事業者の見解
34	まず、健康被害について、海外（フィンランド）での研究で、15 km離れた場所でも安全とすることができないとの結果をご存じでしょうか。更に、方法書では①有害鳥獣への対応②山の保水力低下について③里山から海への水の流れについての視点が欠けていると感じました。 ①近隣で農林業に関わる住民の安心安全、経済的保障が、里山の鳥獣の住み家を奪うことで脅かされる可能性があります。 ②山の保水力が低下し、ふもとの河川が氾濫する危険性が高まります。 ③里山の水の質が変われば、海への影響が出ませんか？水産業は地域の重要な産業です。	①風力発電による有害鳥獣の被害についての報告はされていないと認識しております。今後も情報の収集に努めてまいります。 ②森林の保水力については、間引きなど人の手を入れることによって保たれている側面があり、森林を放置すると背が低く細い樹木が増加し、倒木の危険も増加します。代替地の植林も含めた環境保全措置を検討いたします。また、河川の集水域に対する改変面積の割合は微量であることから、風車建設によってふもとの河川の氾濫につながる可能性はないと考えております。 ③河川の水源は雨水と湧水です。湧水は、粘土質など水を通しにくい地層の上に存在する比較的地表に近い部分を流れる地下水ですが、基礎設置場所では事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。また、濁

		水が発生した場合には、沈砂池で濃度緩和した後に土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることで濁水の常時水流への混入を防いでまいります。なお、一時的にできた裸地には緑化等により法面を保護し、土砂流出を防ぐ計画です。 上記より、河川水量や水質に影響を与えることはないものと考えられますので、海域への影響は及ばないものと考えております。
35	一時の利益のために、かけがえのない自然の恵みと周辺の方たちの命、財産、幸せを売り渡せない、そう考えています。ぜひ再考してください。	ご意見を頂きありがとうございます。 今後、地域の皆様には弊社の事業についてご理解いただけるよう取り組んでまいります。

(意見書 16)

No.	意見の概要	事業者の見解
36	予定地から 1km の所で暮らしている友人がたくさんおり、健康被害がかなり心配。 また農業を営んでいて、風力発電ができれば、今までの暮らしだけでなく、長年こだわって作っていたお米や野菜も同じように育つ保証がないので、仕事もなくなってしまう。 子どもたちに、ふるさとの風景を残すためにも、生きものや植物の環境をこわすことはしないでほしい。	環境影響評価を通じて、騒音や動物等の影響の予測を行い、より環境に配慮した計画となるよう努めてまいります。また、地域の皆様に事業について理解いただけるよう説明を行ってまいります。

(意見書 17)

No.	意見の概要	事業者の見解
37	山の上に建設するという事は、山を削り地盤がくずれ、雨などに土砂が流され二次災害が起こるなど、地元の方々の不安を損ね、何よりも自然破壊になる。又、近年では暴風雨などで壊れているのを見かける。その負担は皆国民の税金からになるのか。 雷も落ちやすいのでは。 本当に必要か。	地盤崩壊や水害による影響については、別途実施する林地開発許可制度の中で、関係部署と協議を行ってまいります。 また、基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」(昭和 39 年法律第 170 号)に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」(平成 9 年通商産業省令第 53 号)により落雷や地震、台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うことが定められております。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組みがございます。また同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。 なお、民間事業のため、皆様の税金で負担いただく事はなく、弊社の責任で適切に修繕できるよう対応を行います。例えば、売電収入より費用を積み立てる等の対応を想定しています。

(意見書 18)

No.	意見の概要	事業者の見解
38	環境の保全と、エネルギー生産と、企業や住民地権者の利益や経済の循環のうち、一番優先すべきなのは環境の保全です。 そのすべての生命活動の基礎であるからです。土地は法律上は地権者の所有物ですが、水・空気・動植物・人間も微生物や菌や電気や有害と言われる物質も全て所有の枠を超えて流動しているものです。環境とは流	環境に関するご意見、ありがとうございます。 環境影響評価を通じて、より環境に配慮した計画となるよう配慮してまいります。

	動する全てを含むものです。本環境影響評価は、法律や様々な規制に対して弁明をならべるのみで、流動することが本質である「環境」というものへの理解のレベルが低いです。定説とされる過去-現在の科学知識のみで折り合いをつけるとなると、それは再生可能エネルギーのカテゴリーに入らない、過去の失敗の踏襲となります。「これから」を担うエネルギー事業は、低レベルな環境把握に留まる企業にはお任せできません。本件の計画段階で事業側も住民も「影響」ではなく「環境」「生命」そのものに目を向け学び直すところから、再エネ事業を歩み直すため、本計画をきっかけに持続可能なエネルギー事業の大元となる足元の自然へ、関係者全員が立ち返って下さい。	
39	風力発電の近くに住んで低周波の影響で心身の健康を損なっている人が全国で声を上げています。住民の方にそうなる可能性があることを伝えて、そこに住めなくなる、住みにくくなる「かもしれない」ことも住民の1人1人、全員が理解するまで、計画を進める行為を止めて下さいませんか。 今、住民同士のつながりでこの計画のことを伝え始めたばかりで、知らない人の方が多く、住民の理解が足りていません。情報開示の方法が地域の方々に合っていないです。地権者にしたように、それ以外の人にも一軒一軒話しに行ってもよいくらいの事だと思えます。地域住民の一部が貴社の計画の周知のために動くような形になってしまっています。「再生可能エネルギー」の生産のために、元々住んでいる人が健康を害する可能性が高くなると、すでに「持続可能」なエネルギー事業ではなくなってしまう。 考え直してください。周知に力を注ぎ、住民と共に考える方法へシフト願います。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成29年5月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアンノイズが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年5月）を参考にしながら評価いたします。 引き続き、住民の皆様に対して事業に関する情報提供やご要望に応じた住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて事業計画を検討してまいります。
40	七原町には友人が住んでいて、自然栽培を営み、県内外、東京等の遠方からも人が集って田植えをしたり、里山の精妙な自然を肌で感じながら暮らし、体験を共にできる貴重な場所です。また「十劫坊の観音水」の湧水はその暮らしの礎であり、シンボルでもある大切な存在です。その隣接山林に高さ180mもの風車が16基建つ計画とのことで、山を掘って直径1～1.5mの杭が9本（つまり×16で144本）、深さは最低でも10m（180mのものが支えられるのかは疑問）、まず木の伐採で、根が支えてきた土や水の保持ができなくなる上に、深く多数の大きな杭をうめることで山が長年かけて培ってきた水の道、空気、土の菌や微生物の繋がりを遮断し多くの人に親しまれ大切に守られてきた湧き水に変調をきたすことが予想されます。多くの人が困るだけでなく、山林全体、動植物の生態や循環を変容させ、多岐に渡る影響は年々積み重なり、ひいては近隣だけでなく繋がる全てに影響を及ぼします。自然は正しく予測することはできませんが必ず影響が派生するものです。増してや前述の十劫坊の観音水だけでなく三引の伏流水の湧く御手洗池もある山林、住民の住居も最も近い場所で約500mの距離と近過ぎますし、迷惑に思う人の心も派生し、風力発電自体の信用もなくなっていくと思います。「再生可能エネルギー」事業として妥当性がない計画と感じます。長期的視点で計画を眺め直して下さい。貴社の信用やご自身の心身の健康のために、是非、住民の意見や外部の人の声を尊重して下さい。	地元の方が生活用水として利用されている湧水への影響は回避が基本であると認識しております。湧水は、粘土質など水を通しにくい地層の上に存在する比較的地表に近い部分を流れる地下水ですが、地下水脈に当たる場所には風車を設置できないため、風車の基礎設置場所において事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。

（意見書19）

No.	意見の概要	事業者の見解
41	世界農業遺産に認定されている、能登の里山里海に、生態系や湧き水、私たちの暮らしそのものに影響を与える風力発電の施設建設にとっても不快感を抱いています。 近隣に住む人たちにとって、低周波による頭痛や睡眠障害、子どもの学習能力の低下の可能性があることは、大きな不安要素です。また建設予定地でのイノシシによる農業被害は深刻です。騒音や低周波によって、里に下りるイノシシが増えた場合、住民の安心安全や農業被害についてどのように保証されるつもりでしょうか。	湧水は、粘土質など水を通しにくい地層の上に存在する比較的地表に近い部分を流れる地下水ですが、地下水脈に当たる場所には風車を設置できないため、風車の基礎設置場所において事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。 また、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。 なお、哺乳類調査において現地でのイノシシの生息状況の把握にも努めてまいります。低周波音がイノシシに及ぼす影響については、以下の資料※にも記載されていますが、科学的根拠としては示されていないため、今後文献収集に努めてまいります。 ※武田恵世（歯学博士、日本鳥学会員）氏講演会資料「シカ、イノシシ激増 土砂崩れ多発」
42	また、内灘町でも壊れた風車の撤去や維持管理に膨大な税金が投入されています。子育てや安心安全なまちづくりなど、必要な住民サービスに充てるべき税金が流れてしまうことが非常に心配です。風力発電は不要です。	民間事業のため、皆様の税金で負担いただく事はなく、弊社の責任で適切に撤去や維持管理できるよう対応を行います。例えば、撤去費用を積み立てる等の対応を想定しています。

（意見書 20）

No.	意見の概要	事業者の見解
43	世界農業遺産として登録された「能登の里山里海」は能登の暮らしそのものです。そこには長い時間をかけてつくりあげられた自然と調和した人の営みがあります。生物多様性が守られた土地利用、農村文化や景観などが一体となり、維持保全がはかられているこの地域を後世に引き継ぐことを目的とされているのです。それを人為的に壊すのでしょうか。吉田川、七尾湾への影響、牡蠣の養殖、里山里海には希少種を含むたくさんの生きものが、生息生育し、渡り鳥も多く見られます。多様な生物資源を壊されるのは理解できません。近年この魅力を感じ、都会からの定住者、若者の農業、色々な取組が進められている中、あなた方はここに住む人々の生活をどのように守っていただけるのでしょうか。影響の回避、又は低減に努めるとききれいな言葉でまとめられますが、何よりも健康被害をあまくみておられません。身体に出てきてからではおそいのです。	世界農業遺産として認定された地域であることに配慮した計画といたします。また、事業計画の検討にあたっては関係機関のご意見をお聞きするよう努めます。 本事業予定地となる里地里山における動植物及び生態系の調査を実施することで、重要種等の生育・生息状況を把握し、その結果を踏まえ、風車位置なども検討してまいります。 その他各項目においても、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、健康被害が発生しない事を確認、前提とした上で、開発を進めてまいります。

（意見書 21）

No.	意見の概要	事業者の見解
44	風が強い時には、稼働できないようなことも耳にしました。本当に必要なのでしょうか。	日本では台風にも耐えられるような設計が求められており、強風時にも稼働が可能となります。ただし、平均風速で 25m/s を超える等、風が強すぎる場合には安全に配慮して風車を停止することとなります。 弊社としては、安全に配慮しながら、より多くの電気を生み出せるよう取り組んでまいります。

(意見書 22)

No.	意見の概要	事業者の見解
45	風力発電については今までは他人事で興味も関心もなかったのですが、「風力発電ができた町の話」を拝見し、ぞっとしました。豊かな農地、森林、動植物を破壊し、奇形に追いやり、もうけ主義の事業者が地権者に分かりにくい説明で、契約をせまり、リスクはその地に住む人々に向かうそうですね。苦勞し、大切に作り上げてきた農地や財産までも食いつぶされると生きていけません。 変化が目まぐるしい世の中に、自然と向き合い仲良く暮らす人々の日常をそっとしておいて欲しい。 上記の理由から「能登中風力発電事業」に反対します。	ご意見を頂きありがとうございます。 引き続き、住民の皆様に対して事業に関する情報提供やご要望に応じた住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて事業計画を検討してまいります。

(意見書 23)

No.	意見の概要	事業者の見解
46	近くで農業を営む友人がいる為、農作物や生活に影響が出たと思うと見過ごせません。 これがなくても日頃から自然を相手に努力し、生業としている農林漁業従事者の方々に、更に人の手で苦勞を増やすというのは納得がいきません。また、動植物の生態系の事を考えると、人間はすでに悪い事をしているかもしれませんが、これ以上影響が出る事をしない方がいいと感じています。	生活環境、動植物、生態系について、適切な調査、予測及び評価を実施の上、必要な環境保全措置を検討し、実施することによって影響の低減に努めてまいります。

(意見書 24)

No.	意見の概要	事業者の見解
47	メンテナンスや撤去が必要になった場合、住民への生活への影響(経済的側面・自然への影響)が明らかになっていない点が不安。	民間事業のため、皆様の税金で負担いただく事はなく、弊社の責任で適切に撤去できるよう対応を行います。例えば、撤去費用を積み立てる等の対応を想定しています。

(意見書 25)

No.	意見の概要	事業者の見解
48	風車の影響が様々なところに出ると聞いて、周辺の動植物が変わってしまうと思い、非常に不快です。能登の里山里海の風景は大好きなので、ズラリと並ぶ風車は景観もこわしてしまうと思います。 今の風景を次の世代まで残したいです。また、周辺の住民の方々は高齢者も多いように思います。健康被害も心配です。 高齢の方は、豊かな自然の中で穏やかに余生を過ごしてほしいと思います。 その環境が保たれないのであれば、断固反対です！	動植物及び生態系の調査を実施することで、現状を把握するとともに、自然環境への影響が大きいと考えられる風車設置場所及び搬入道路の拡幅整備などの改変区域に伴う動植物への変化について予測、評価し、影響を最小限に抑えるよう、努めてまいります。 また、能登の里山里海の風景への影響についても極力回避または低減できるような事業計画を検討いたします。 その他の各項目においても、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、健康被害が発生しない事を確認、前提とした上で、開発を進めてまいります。

(意見書 26)

No.	意見の概要	事業者の見解
49	ぼくは、風車がたつのはいやです！！なぜかというとうるさい音がでるのでいやです。あと川がはんらんしやすくなったり、鳥が風車にあたったり、しぬのでいやです！！どしゃくずれになったり、するのでいやです。風車がいろいろな山にたつのはいやです！！ わけは、いやなことがおこるのでぼくは、風車がたつのはぜったいいやです！！	生活環境、動植物、生態系について、適切な調査、予測及び評価を実施の上、必要な環境保全措置を検討し、実施することによって影響の低減に努めてまいります。

(意見書 27)

No.	意見の概要	事業者の見解
50	他者からきいたのですが、風力発電は、電磁波を出し周辺に影響を及ぼすと聞きました。本当の所どうなのでしょう？ 環境に悪影響を及ぼすのは良くない事だと思います。それとともって風力に適した地域があるのかもしれない。	電磁波による影響については、「電気事業法」(昭和39年法律第170号)に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令」(平成9年通商産業省令第52号)により規制値が定められており、本事業においても規制値を遵守することから、健康への影響は生じないと考えております。

(意見書 28)

No.	意見の概要	事業者の見解
51	風力発電に反対です。 低周波での健康被害や風車を建てるための道や建つ場所の森林伐採によって、雨が降った時の土砂災害や水害(氾濫や浸水)なども、私達の地域は昔から雨が多いため、とても心配です。 どれだけ電力が必要なのかは分かりませんが、太陽光発電の様にその土地で現実に、そして確実に供給できる物に国が力を入れて導入するのであれば、良いと思うが、風力発電は害になる(なりうる)事が、ここに書ききれないほど多くあるのでやめてほしいです。	ご意見を頂きありがとうございます。 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成29年5月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアンノイズが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成29年5月)を参考にしながら評価いたします。 また、工事に際しては、行政の安全基準を満たさなければ工事許可が下りませんので、工事により自然災害の起因となることは考えておりません。いずれにしてもボーリング、地形調査等、事前調査、確認を徹底するとともに、崩落危険箇所等は避けるとともに必要に応じて地盤改良等を実施した上で工事を進めてまいります。
52	もし、私たちの意見や意志を無視して建てたとしても、すぐに落雷で故障したり、風が強すぎてせっかく大金を使って建てても、結局強制停止をせざるをえなくなると思います。 建ててしまってから、「こんなはずじゃなかった」「もっと環境に良い物だと思っていた」と言っても遅いのです。 誰かのせいにする前に、こんな事止めませんか？	基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」(昭和39年法律第170号)に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」(平成9年通商産業省令第53号)により落雷や地震、台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うことが定められております。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組みがございます。また同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。

(意見書 29)

No.	意見の概要	事業者の見解
53	風車をたてるのにたくさんのお金がかかるのにどうしてもたてたいのですか？ 小動物たちも、自然の中でくらしたいと思っているのではないのでしょうか？ イノシシがおそってきたらどうすればいいんですか？そこまでたてたいのなら自分の家のそばにたてて他の人がいやがるのをたいけんしてからのほうがいいじゃないんですか？ 自然をコンクリートばかりにすると動物達がくらせなくなってこの町にあぶない出来事や、思ってもいなかったことが、おこるのです。そこに住んでいる人が苦しい思いをするのでやめてください！！おねがいします。	風車の設置には多額の金額を要しますが、風力発電は、温室効果ガス（CO₂）の排出量の抑制、地球温暖化の緩和、異常気象の抑制につながるだけでなく、地域に新たな地場産業（発電関係のメンテナンス等）を創出するとともに、所得税、固定資産税の増加の面でも地方財政にプラスになると考えております。 現地調査では、動物の生息状況を把握し、影響を低減できるよう取り組んでまいります。 風車整備に伴うコンクリート物の設置範囲は、風車周囲、搬入道路整備等に限られており、自然がコンクリートで覆われるものではございません。

（意見書 30）

No.	意見の概要	事業者の見解
54	大々的な報告もせず十二分な説明もせずにこのような風力発電設備を建ててもいいのでしょうか？低周波等の健康被害から始まり、治水・自然に対する配慮に欠けるこのような建造物は無用の長物にしか思えません。 2018年9月の豪雨の折、私たちの在所は水害で大きなダメージを負いました。山の頂上付近で、樹木の伐採や自然・生態系・地面を破壊し、改悪を重ねて何をしたいのでしょうか？ 私たちの大切な自然環境・里山里海を破壊しうる風力発電事業は断固反対。その他、地域においても建造はしてはならないと思います。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成29年5月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年5月）を参考にしながら評価いたします。 また、地盤崩壊や水害による影響については、別途実施する林地開発許可制度の中で、関係部署と協議を行ってまいります。 事業の計画に当たっては、森林伐採面積を最小限にする等、可能な限り自然環境を維持できるよう検討いたします。

（意見書 31）

No.	意見の概要	事業者の見解
55	私は七原町の農家さんの所で何度か子供達と農業のお手伝いをさせて頂いています。そこで作る農作物を使ってお店もやっています。風力発電の件で意見させて頂きます。 ①農作物について…風車ができると、生態系のバランスがくずれることが考えられます。よってお米や野菜などすべての農作物にも影響があるのではないのでしょうか。	ご指摘のとおり、生態系の上位種に位置する猛禽類のバードストライクへの影響は考えられます。その点も含め、生態系へのバランスの影響については、今後調査、予測及び評価いたします。
56	②水について…近くに水源があります。風車をつくるための森林破壊などで水源への影響も考えられませんか？水は人が生きるために大切なものです。地域の宝なのです。	地元の方が生活用水として利用されている湧水への影響は回避が基本であると認識しております。湧水は、粘土質など水を通しにくい地層の上に存在する比較的地表に近い部分を流れる地下水ですが、地下水脈に当たる場所には風車を設置できないため、風車の基礎設置場所において事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。

		なお、森林の保水力については間引きなど人の手を入れることによって保たれている側面があり、森林を放置すると背が低く細い樹木が増加し、倒木の危険も増加します。代替地の植林も含めた環境保全措置を検討いたします。
57	③健康被害について…低周波による健康被害はどのようなのでしょうか？特に小さなお子さんや敏感な方は普通に生活を送ることさえできなくなるのではないのでしょうか？ 私は大切な場所が失われることが嫌です。どうか大切な場所を壊さないで下さい。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。

（意見書 32）

No.	意見の概要	事業者の見解
58	・方法書においては、工事に伴う森林伐採の範囲や規模、その影響についての調査項目が記載されていません。 ・環境アセスメントにおいてもそれらを明らかにし、住民と十分に対話をする必要があります。 ・住民に対する方法書説明会を開催して、ていねいな説明と対話を求めます。	工事に伴う森林伐採の範囲や規模、それに伴う影響については、準備書においてお示しいたします。 引き続き、住民の皆様に対して事業に関する情報提供や要望に応じた住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて事業計画を検討してまいります。

（意見書 33）

No.	意見の概要	事業者の見解
59	色々な方面からの視点で方法書を作成されていることと思いますが、地元の声を反映しているのでしょうか。 いま風力発電を起こすべく風車を設置しようとしているのが、七尾・中能登地区です。七尾市には太田火力発電所があり、隣接している志賀町には原子力発電所があります。原発については、東北の震災後起動はしていませんが、それも、原発の安全性が明確になっていないからです。 では風力発電はどうなのでしょう。いかにも自然を活用し安全だといわんばかりですが、やはりデメリットもあります。 ましてや「能登の里山・里海」は、世界農業遺産に認定されている場所です。その場所に風力発電を起こすための設備を設置することは、生物多様性や資源の持続可能、次世代への継承につながるとはどうしても思えません。 風が強すぎればすぐに止まってしまうことや、落雷で羽が壊れていることも多々あります。（基石ヶ峰の例） そういった点を考えても不安要素がたくさんあるように思います。地元の声にしっかり耳を傾けていただきたいと思います。	弊社としては、再生可能エネルギーの普及拡大を通じてエネルギー自給率と地球温暖化対策等に寄与することを目的として風力発電事業の計画を行っております。 また、世界農業遺産として認定された地域であることに配慮した計画といたします。事業計画の検討にあたっては関係機関のご意見をお聞きするよう努めます。 なお、日本では台風にも耐えられるような設計が求められており、強風時にも稼働が可能となります。ただし、平均風速で 25m/s を超える等、風が強すぎる場合には安全に配慮して風車を停止することとなります。加えて、風車上空で雷の発生時には落雷検出装置で落雷を検知し、落雷時に風車を停止させる対策を施し、破損したブレードが落下することによる事故を防いでまいります。弊社としては、安全に配慮しながら、より多くの電気を生み出せるよう取り組んでまいります。 引き続き、住民の皆様に対して事業に関する情報提供やご要望に応じた住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて事業計画を検討してまいります。

（意見書 34）

No.	意見の概要	事業者の見解
60	風車建設に加え、その為に工事中道路を作ったり山林伐採する事で地盤が弱くなり、土砂崩れや川の氾濫が起きやすくなるのではないかと。山と海は川によって繋がっています。里山の豊かな養分を運ぶ川に悪影響が出れば農作物だけではなく海産物にも被害が出るのではないのでしょうか。	本事業では基本的に既存道路を活用して開発を行う予定であり、大規模に山を切り開いて新設道路を付ける計画はありませんので、風車建設によってふもとの河川の氾濫につながる可能性はないと考えております。地盤崩壊や水害による影響については、別途実施する林地開発許可制度の中で、関係部署と協議を行ってまいります。 なお濁水が発生した場合には、沈砂池で濃度緩和した後土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることによって濁水の常時水流への混入を防いでまいります。一時的にできた裸地には緑化等により法面を保護し、土砂流出を防ぐ計画です。 上記より、河川水量や水質に影響を与えることはないものと考えられますので、海域への影響もないものと考えております。
61	また風車が発する低周波や騒音が人間の健康に悪影響をおよぼし、地域の生態系を狂わすのではないかと心配します。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアンノイズが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。 また、現状では、風車による低周波音が地域の生態系に及ぼす影響についての実例は確認されていません。今後も文献収集等に努めてまいります。

（意見書 35）

No.	意見の概要	事業者の見解
62	能登の風力発電について 能登は自然豊かな場所です。あえて 15、16 基の風力発電機を建てる必要はありません。再生可能エネルギーを使った発電のために山や海を開発し、生態系のバランスを崩しているといえます。 本末転倒ではないかと思えます。	風力発電事業は、主に風車及びその周囲、管理用道路の点と線による整備であり、また、極力既存の道路を利用した計画を考えており、生態系のバランスを壊す広範囲の開発はしない計画を考えております。
63	また、能登は美しい景観が守られています。そこにあえて人工物を建てるのはいかがかと思えます。 上記の意見をもって風力発電の設置に反対いたします。	能登の自然景観への影響を極力回避または低減できるよう努めてまいります。

（意見書 36）

No.	意見の概要	事業者の見解
64	能登では少子高齢化が進み、農業に従事する人が減少の一途を辿っている状態です。耕作放棄地も増加している中、若い方達が地域を盛り上げ元気づけるべく農業に勤しんでいらっしゃいます。その歩みを今回の計画によって止めてしまうのではという懸念が生じました。	農業・漁業に従事されている方のご心配として、工事中に発生する濁水があります。濁水が発生した場合には、沈砂池で濃度緩和した後土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることによって濁水の常時水流への混入を防いでまいります。なお、一時的にできた裸

	風力発電の建設により水質が変わり、農作物、それだけではなく魚介類の質が低下するということも考えられるのですが、十分な調査はなされたのでしょうか？農作物・水産物の質の低下は一次産業に従事する者にとって生活に直結します。地域や環境や産業を守るために十分な調査を願いたい。	地には緑化等により法面を保護し、土砂流出を防ぐ計画です。 以上の計画により、河川水や海水の水質に影響を与えないように努めてまいります。
--	--	---

(意見書 37)

No.	意見の概要	事業者の見解
65	能登の自然は守られますか？ まず建設に当たり山や野を切崩す事についてはどうですか？ 建設したとして今の状況の変化はどうでしょう？ 日本の素晴らしい自然を残すという事とくらしが便利になるという事とどちらも大切ですが地域におすまいの人々はどうでしょう？ 私も子供がいますが、子供の未来の為にこの素晴らしい自然を残すのも一つの方法かと思い提出させて頂きました。 詳しい事はまだ勉強不足ですみません。	工事中及び風車建設後の環境影響について、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて可能な限り自然環境を持できるよう事業計画を検討いたします。 今後、地域の皆様には弊社の事業についてご理解いただけるよう取り組んでまいります。

(意見書 38)

No.	意見の概要	事業者の見解
66	風力発電計画については、これまで全国各地でその問題が指摘され、地元の住民から反対の声があがってきました。主なものには、健康被害（低周波による影響、騒音）環境影響被害（水質・生物多様性、近隣の海水水質）、災害（土砂災害、水害、落雷、風害）などがあります。 これら過去にみられた事例からも赤蔵山から眉丈山にかけて、高さ180メートルもの風車が最大16基も建設されるという本事業については、環境影響評価配慮書/方法書が公表されてはいるが、数百ページにわたるものである中で、後者はこれから説明会が予定されているが限られた場所で1度きりのものであり、また、方法書の閲覧期間も短く、前者については、これまで住民が十分と考える説明がなされず、また意見をのべる場も与えられていません。 についてはこのまま本事業が実施された場合、周辺住民への心理・健康面での被害が大きくなる可能性は免れず、また、規模の大きさ、立地からも環境への影響も不可逆のものであるなかで、このまま計画を進めることには無理があり、懸念が残ります。 まずは住民が納得できるプロセスと方法で、事前に十分な情報共有と説明をしたうえで、懸念や反対の声が大きければ手を止める、あるいは計画を白紙に戻す余地を残しながら進めるべきと考えます。 それができないまま進められるならば本事業は重大な人権侵害をひきおこすものと言わざるを得ません。	本事業における環境影響評価方法書の説明会については、新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応として、各市町につき1回と、説明会の回数を制限させていただきました。引き続き、住民の皆様に対して事業に関する情報提供やご要望に応じた住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて事業計画を検討してまいります。

(意見書 39)

No.	意見の概要	事業者の見解
67	能登半島は世界農業遺産の地です。その大切な大地に農業、漁業、自然の生態系が破壊されることを危惧します。しっかりと調査し、被害のないようにして下さい。又、人体への影響への調査をして下さい。	今後、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、世界農業遺産として認定された地域であることに配慮した計画となるよう事業計画を検討いたします。また、事業計画の検討にあたっては関係機関

	のご意見をお聞きするよう努めます。 また、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。人体への影響については、最新の知見の収集に努めてまいります。
--	--

（意見書 40）

No.	意見の概要	事業者の見解
68	・風力発電の風車の設置により、翼が回ることの騒音被害、騒音でなくても低周波による健康被害（吐き気、食欲不振、脱毛、血圧の上昇）が心配。このような症状はすぐに出るものではなく、徐々に現れるものだろうから、風力発電が原因であるかどうか自分では認識できない可能性がある。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。 上記のとおり、まずは事前に騒音調査を実施し、風車建設後の騒音状況についてシミュレーションを行い、健康被害が発生しない事を確認、前提とした上で、開発を進めてまいります。
69	・日本は人口減少に転じており、その状況下の中で風車を設置した場合、風車が破損したりメンテナンスのコストが維持できる可能性が低く思える。	民間事業のため、皆様の税金で負担いただく事はなく、弊社の責任で適切に撤去できるよう対応を行います。例えば、撤去費用を積み立てる等の対応を想定しています。
70	・風車の設置による自然破壊、自然災害のデメリットは必ず出てくる（水質の変化、森林伐採による生態系による生態系への影響）。あらゆる影響をもたらす、結果私達のもとに来ることになる。	濁水が発生した場合には、沈砂池で濃度緩和した後には土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることによって濁水の常時水流への混入を防いでまいります。なお、一時的にできた裸地には緑化等により法面を保護し、土砂流出を防ぐ計画です。 また、地盤崩壊や水害による影響については、別途実施する林地開発許可制度の中で、関係部署と協議を行ってまいります。 なお、工事に際しては、行政の安全基準を満たさなければ工事許可が下りませんので、工事により自然災害の起因となることは考えておりません。いずれにしてもボーリング、地形調査等、事前調査、確認を徹底するとともに、崩落危険箇所等は避けるとともに必要に応じては地盤改良等を実施した上で工事を進めてまいります。

		風力発電事業は、主に風車及びその周囲、管理用道路の点と線による整備であり、また、極力既存の道路を利用した計画を考えており、生態系のバランスを壊す広範囲の開発はしない計画を考えております。
--	--	---

(意見書 41)

No.	意見の概要	事業者の見解
71	本風力発電事業による広範囲の地域住民の健康影響として危惧される騒音による睡眠障害を未然に防ぐため、疫学調査に基づいた有効な対策として以下 3 点の意見を提出する。 意見 1 風力発電機から民家までの隔離を 500m とする本計画に科学的根拠がなく、合理性を欠いている。 意見 2 民家までの隔離が 1,500m までの住民には騒音による睡眠障害が多発する先進的疫学調査は本事業の環境影響評価に有意義である。 意見 3 本事業の風力発電施設の規模による疫学的影響、および地域住民の健康と生活を守る地域貢献の観点から事業実施想定区域から民家までの隔離は少なくとも 2,000m～2,500m を確保すべきである。 上記 3 意見の内容と根拠は別紙記載。 (別添資料省略)	配慮書及び方法書は現地調査を行っていない段階であることから、「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（資料編）」（環境省総合環境政策局、平成 23 年）に記載される離隔距離と苦情の関係の一つの知見を基に、現時点で弊社として可能な限り離隔を確保する目的で 500m と設定しました。また、重大な影響の発生が懸念される距離として、同資料において、風力発電機から約 300～400m の距離にある民家において苦情の継続件数が最多となっている調査結果が報告されていることを参考に、更に 100m の離隔を確保して 500m と設定しております。 なお、これまでの国の調査等でも、風車の稼働による音によってアノイアンス（わずらわしさ）を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から 5 デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により風車が設置される周辺地域の静穏性を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。

(意見書 42)

No.	意見の概要	事業者の見解
72	風力発電は環境に優しいようだが、低周波・超低周波音による、心理・身体的影響からの精神的苦痛を周辺住民の方が（健康被害を）受ける可能性がある。 自然豊かな環境で生活している人達の環境を脅かしてほしくない。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。

(意見書 43)

No.	意見の概要	事業者の見解
73	山は多くの恵みをもたらし、命の根源となる貴重な存在です。その山に地下 50m にもおよぶ太い杭を打ち込む事が、今後、山の生物への生態系や暮らしの為の水の地下水、水脈にどれだけの影響を及ぼしていくかの調査が甘いと思います。能登は基幹産業で成り立っている地域です。農林漁業への影響、もし何がしかの悪影響が出ましたら、補填して下さいませでしょう	風車の基礎設置場所において事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。

	か？ どうぞ、自分たちの利益だけでなく、地域全体の幸福を考えての施工、もしくは厳密な調査の方をお願いします。	
--	--	--

(意見書 44)

No.	意見の概要	事業者の見解
74	今回の方法書では、地下水脈への影響が考慮されていないように感じます。あれだけ大きな構造物を建設するので、地下の環境にも大きな影響があるでしょうし、それにより水脈が変わってしまったら、現在の生態系に不可逆的な変化をもたらすことになると思います。 調査方法の再検討が必要と考えます。	風車の基礎設置場所において事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。

(意見書 45)

No.	意見の概要	事業者の見解
75	私は北海道小樽市に住む〇〇と申します。小樽では御社が計画しているよりも大規模な陸上風力発電所建設の計画が進んでいます。私は、市民の有志とともに建設反対の運動をこの春から立ち上げることにしています。 CO2 削減、脱炭素社会という大義名分のもとに、事業者はこれまでも、またこれから風力発電所の建設計画を陸上、洋上ともに進めていくおつもりかと思いますが、今、全国各地で、自然と暮らしを守ろうという住民の反対運動が起こっています。 大都市の巨大な電力需要を満たすため、また再エネ賦課金を原資とした高い電力買取価格で利益を上げようという事業者たちの金儲けのために、地方の豊かな自然と暮らしが破壊されることは、これ以上許されません。 「CO2 削減のために、なぜ CO2 を吸収する森林を伐採するのか？」 「すべての事業が終わったあと、自然を元通りに戻すことは可能なのか？」 「低周波音により健康被害が出た時に、完全な補償をする意思があるのか？」 このような住民からの本質的な問いに、事業者から満足のいく答えを聞いたことがありません。 国土の 7 割を森林が占め、少ない平地に人口が密集する日本では、風力発電建設にあたり大規模な森林破壊は避けられず、住民が暮らす地域から十分な距離を取ることは不可能です。 もうこれ以上、地方を搾取することはやめてください。目先の利益を追うことが、どれだけ国富の喪失をもたらしたか、あらゆる領域で疲弊する現在の日本社会を見れば、明らかではありませんか？ もしそれでも事業を進めるといふのなら、風力発電が建設された地域で健康調査、自然環境への影響調査を長期間行い、科学的に問題がないことを証明し、さらにその上で、都心の一等地にある御社敷地内に 180m の風車を建て、巨大風車が間近に存在する生活がどんなものなのか経験してからにしてください。 石牟礼道子さんの代表作『苦界浄土 わが水俣病』に次のような一節があります。 「銭は 1 銭もいらん。そのかわり、会社のえらか衆	ご意見を頂きありがとうございます。 弊社としては、再生可能エネルギーの普及拡大を通じてエネルギー自給率と地球温暖化対策等に寄与することを目的として風力発電事業の計画を行っております。 まずは事前に騒音調査を実施し、風車建設後の騒音状況についてシミュレーションを行い、健康被害が発生しない事を確認、前提とした上で、開発を進めてまいります。 引き続き、住民の皆様に対して事業に関する情報提供やご要望に応じた住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて事業計画を検討してまいります。

	の、上から順々に、水銀母液ば飲んでもらおう。上から順々に、42 人死んでもらう。奥さんがたにも飲んでもらう。胎児性の生まれるように。そのあと順々に 69 人、水俣病になってもらう。あと 100 人ぐらい潜在患者になってもらう。それでよか。」 皆さんがこれからなさろうという事業は、公害を引き起こし、水俣病と本質的に変わることのない住民の深い恨みを買う可能性が非常に高いことをお忘れにならないで下さい。	
--	--	--

(意見書 46)

No.	意見の概要	事業者の見解
76	渡り鳥、猛禽類(特に)の飛行ルートは、調査をしてそのコースははずされているのでしょうか。プロペラは上から下にまっすぐ降りてきます。鳥たちは上からの危険に対処することはできません。 電気をつくるという人間のためにだけの事に犠牲になるかもしれない他の生き物への配慮の優先順位が低すぎると思います。	今後、猛禽類、渡り鳥調査を実施し、飛翔ルートの状況等を把握し、調査結果に基づいた予測評価を行うとともに、専門家のご意見も踏まえながら、対応していきたいと考えております。

(意見書 47)

No.	意見の概要	事業者の見解
77	子供がいるので睡眠障害によって学力低下などにつながった場合、どうしてくれるんですか？受験に失敗したら・・・。 そもそもなぜここののですか？人口が少ないからどうでもいいと思っているのですか？ 私達にも生活がありますし、一生この地で生きていこうと思っています。今まで、自然と共に育ってきてこの土地が大好きなんです。私達の大好きなこの環境を壊さないで下さい。うばわないで下さい。私達には風力発電はいりません！	ご意見を頂きありがとうございます。 引き続き、住民の皆様に対して事業に関する情報提供やご要望に応じた住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて事業計画を検討してまいります。

(意見書 48)

No.	意見の概要	事業者の見解
78	赤蔵山から眉丈山にかけて、風力発電の建設事業が進められている事は寝耳に水でした。風力発電は低周波による被害も多く報告されていますが、その問題は解決できるのでしょうか？又、水への影響、土砂災害のリスクについての調査は充分でしょうか？又、風車を運ぶ大きな道を作り、山の木を切ることで保水力が低下、土砂が流水することで、洪水が起こりやすくなります。その水害のリスクをきちんと調べて、責任も取っていただけるのでしょうか。又、風車のせいで野鳥が減ると生態系のバランスが大きく崩れます。里山全体に及ぼす影響をもっと調べて報告してください。今一度、風力発電の設置について考え直して下さる様お願いします。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年 5 月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年 5 月)を参考にしながら評価いたします。 また、土砂災害や水害といった防災の観点からの対策に関しては、別途実施する林地開発許可制度の中で、関係部署と協議を行ってまいります。工事に際しては、行政の安全基準を満たさなければ工事許可が下りませんので、工事により自然災害の起因となることは考えておりません。いずれにしましてもボーリング、地形

		調査等、事前調査、確認を徹底するとともに、崩落危険箇所等は避けるとともに必要に応じては地盤改良等を実施した上で工事を進めてまいります。 なお、森林の保水力については、間引きなど人の手を入れることによって保たれている側面があり、森林を放置すると背が低く細い樹木が増加し、倒木の危険も増加します。そのため、代替地の植林も含めた環境保全措置を検討いたします。 風力発電事業は、主に風車及びその周囲、管理用道路の点と線による整備であり、また、極力既存の道路を利用した計画を考えており、生態系のバランスを壊す広範囲の開発はしない計画を考えております。
--	--	---

(意見書 49)

No.	意見の概要	事業者の見解
79	自分のふるさがこんな風景になるのは自然と嫌です。風力発電は自然に悪影響を及ぼさないイメージでしたが、大きな不自然な音を常に出し続けるものが近くにあれば、普通に体調がくずれるだろうし、それがずっと続くとなれば本当に住めなくなるとように思います。絶対に嫌です。 私達の知識不足（風力は良いものというイメージ）を利用して、これ以上大切なものをこわさないでほしいと思います。遠くはなれたいな町がどうなってもいいと思っておられるかもしれませんが、結局は自分自身が私達全員がつけをはらうことになります。	ご意見を頂きありがとうございます。 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。 今後、地域の皆様には弊社の事業についてご理解いただけるよう取り組んでまいります。

(意見書 50)

No.	意見の概要	事業者の見解
80	騒音や低周波により、里に下りてくる山に住む動物たちへの影響や山が荒れることにつながり、環境破かいが進む事に関してきちんと調べてほしい。	今後、事業計画地及びその周辺における動物調査を適切に行い、環境変化による影響について、調査結果から予測、評価いたします。

(意見書 51)

No.	意見の概要	事業者の見解
81	能登中風力発電事業の風力発電施設を設立することについて、建てると必ずしもその地域のためになるとは限らないと思います。能登は自然豊かな所だと私は考えています。能登の観光名所にも緑が綺麗だったり四季によって色々な顔を見せてくれる場所があります。発電所を建てるとその分、そういった土地が減ってしまうということです。あと低周波による身体への影響も当然あると思います。 最後に、こういった発電所を建設する計画を勝手にすすめるのではなく、その地域の人達にそういう計画があるという旨を何かしらで話し合ったりした方が良かったのではないかなあと思いました。	能登の観光名所について、配慮し景観への影響を極力回避または低減できるよう努め、地域住民の方にご理解いただけるよう丁寧な説明に努めてまいります。 また、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に

		把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。 引き続き、住民の皆様に対して事業に関する情報提供やご要望に応じた住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて事業計画を検討してまいります。
--	--	--

（意見書 52）

No.	意見の概要	事業者の見解
82	風車を建てるために木をたくさん切ったり尾根を削ったりすると、土砂災害が起こりやすくなります。風車を建てることを反対します。	土砂災害や水害といった防災の観点からの対策に関しては、別途実施する林地開発許可制度の中で、関係部署と協議を行ってまいります。なお、工事に際しては、行政の安全基準を満たさなければ工事許可が下りませんので、工事により自然災害の起因となることは考えておりません。いずれにしましてもボーリング、地形調査等、事前調査、確認を徹底するとともに、崩落危険箇所等は避けるとともに必要に応じては地盤改良等を実施した上で工事を進めてまいります。

（意見書 53）

No.	意見の概要	事業者の見解
83	山の木をきるな	森林伐採面積が最小限となるような事業計画といたします。

（意見書 54）

No.	意見の概要	事業者の見解
84	山林の木を切るな。保水能力がおちる。	森林伐採面積が最小限となるような事業計画といたします。 なお、森林の保水力については、間引きなど人の手を入れることによって保たれている側面があり、森林を放置すると背が低く細い樹木が増加し、倒木の危険も増加します。そのため、代替地の植林も含めた環境保全措置を検討いたします。

（意見書 55）

No.	意見の概要	事業者の見解
85	2018 年、吉田川の氾濫がすでに起きている。 七尾市のハザードマップには、危険地帯として入っていない吉田川に氾濫が起きた。総雨量 780mm で吉田川の氾濫である。今度、多量の雨が降ると田や畑が湖のようになってしまうことが、想定される。 吉田川や伊久留川につながる山の整備やため池を作り、保水能力を上げて治水対策を強化しなければならない地域である。そこに風力発電施設と連絡道を作ることは、多くの木を伐採し、自然破壊を行ったうえに保水能力を失った山から大量の雨が連絡道を伝い川となる。つまりは道路が川に変化する。土砂災害も懸念される。 吉田川と伊久留川が氾濫し、西下地区で合流した雨水は、地域の民家を破壊し、甚大な被害を増幅させます。 七尾市の山は低く 1 本に連なった尾根になっており、川が短く水害に弱い地域です。風力発電には不向	野鳥等の生物多様性保全に多大な被害を及ぼさないよう適切に調査、予測及び評価を実施し、風車の設置工事の際には、改変面積を最小限に抑えた事業計画を策定し、土砂崩れ等の災害防止が発生しないような環境保全措置を検討してまいります。 また、地盤崩壊や水害による影響については、別途実施する林地開発許可制度の中で、関係部署と協議を行ってまいります。工事に際しては、行政の安全基準を満たさなければ工事許可が下りませんので、工事により自然災害の起因となることは考えておりません。いずれにしましてもボーリング、地形調査等、事前調査、確認を徹底するとともに、崩落危険箇所等は避けるとともに必要に応じては地盤改良等を実施した上で工事を進めてまいります。 なお、森林の保水力については、間引きなど人の手を入れることによって保たれている側面があり、森林を放置すると背が低く細い樹木が増加し、倒木の危険

	きです。 自然災害を考え、住民の被害を考え、風力発電の設置場所の再検討をするべきだと思います。 最後に、野鳥や多種多様生物にも多大な被害を与える結果となることは言うまでもない。	も増加します。そのため、代替地の植林も含めた環境保全措置を検討いたします。
--	---	--

(意見書 56)

No.	意見の概要	事業者の見解
86	和倉温泉に来る観光客のみなさんは、風力発電を見に来ているのではなく、能登の自然を見に来ています。和倉温泉からは、風力しか見えない景観になってしまいます。そして、なにより七尾湾でとれる、お魚にも影響があるはずです。 おいしいお料理が出せない和倉温泉には、魅力がなくなり、観光客の減少につながると思います。	和倉温泉の周辺としては、展望台のある「和みの丘公園」を主要な眺望点として選定しており、適切な予測及び評価を実施し、影響を極力回避又は低減できるような事業計画とするよう努めてまいります。 また、風力発電事業は、主に風車及びその周囲、管理用道路の点と線による整備であり、また、極力既存の道路を利用した計画を考えており、生態系のバランスを壊す広範囲の開発はしない計画を考えております。 なお、風車整備の際には、沈砂池等の対策を講じ、周辺の河川等に極力土砂の流入をさせないような環境保全措置を検討してまいります。
87	名前と住所を知られたくない人もいます。たとえば、公務員や教師や事業関係者など、自分の意見を言えない立場の人たちが多数います。無記名の意見書やアンケートを実施すべきです。 今の企業（潮風さん）の行動はアンフェアです。	いただいた意見書については、個人情報保護の観点から、厳重に取り扱っております。

(意見書 57)

No.	意見の概要	事業者の見解
88	鳥獣被害が心配です。田んぼや人家にイノシシ、小動物が下りてくる。	哺乳類調査において現地でのイノシシの生息状況の把握にも努めてまいります。また、低周波音がイノシシに及ぼす影響については、以下の資料※にも記載されていますが、科学的根拠としては示されていないため、今後も文献収集に努めてまいります。 ※武田恵世（歯学博士、日本鳥学会員）氏講演会資料「シカ、イノシシ激増 土砂崩れ多発」

(意見書 58)

No.	意見の概要	事業者の見解
89	宝のような実家の山々が大切です。そのままだが大切。	ご意見を頂きありがとうございます。可能な限り、自然環境を維持できるような事業計画といたします。

(意見書 59)

No.	意見の概要	事業者の見解
90	騒音がうるさい。	風車の配置計画に当たっては、現地調査により周辺地域の音環境を適切に把握した上で、予測及び評価を行い、環境基準値及び「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）と整合が取れるような計画となるよう検討いたします。

(意見書 60)

No.	意見の概要	事業者の見解
91	子供達にいまのままの山々を残したい。	ご意見を頂きありがとうございます。可能な限り、自然環境を維持できるような事業計画といたします。

(意見書 61)

No.	意見の概要	事業者の見解
92	今の時点で風力発電が必要な程の電力不足を感じられない。	我が国では、東日本大震災後原子力発電所の停止等に伴い、海外から輸入されるエネルギー源の依存に拍車がかかり、その結果、2010年に20.3%であったエネルギー自給率が2017年は9.6%程度に留まっているという状況でございます。我が国が自律的に資源を確保することが難しい中、平成30年に閣議決定された「第5次エネルギー基本計画」において、2030年のエネルギーミックスの実現に向けた再生可能エネルギーの更なる拡大・革新を推進する方向性が示されました。また、風力発電については、他の再生可能エネルギー源による発電と比較して出力が大きく、大気汚染物質を伴わないクリーンなエネルギー、新産業や雇用創出への寄与など、様々な意義があることから、導入の加速に向けた取り組みを強化することとなっております。
93	山々の景観が自然でないものに壊され、常に緊張感に体をこわしていくのが怖く、孫の将来を思うとどうしても不安と申し訳なさが消えない。	今後、地域の皆様には弊社の事業についてご理解いただけるよう取り組んでまいります。

(意見書 62)

No.	意見の概要	事業者の見解
94	能登の景観や海産物や農作物に悪い影響を与える可能性があるように感じられるので風力発電の施設の建設には反対します。	今後の現地調査及び予測結果を踏まえて能登の景観について検討を行い、影響を低減できるよう努めてまいります。 また、濁水が発生した場合には、沈砂池で濃度緩和した後に土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることによって濁水の常時水流への混入を防いでまいります。上記より、河川水や海水の水質に影響を与えることはないと考えております。

(意見書 63)

No.	意見の概要	事業者の見解
95	自然をこわすことはやめてください。おいしい魚が食べられなくなるし、きのこもとれなくなる。	濁水が発生した場合には、沈砂池で濃度緩和した後に土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることによって濁水の常時水流への混入を防いでまいります。 上記より、河川水や海水の水質に影響を与えることはないと考えております。

(意見書 64)

No.	意見の概要	事業者の見解
96	感受性の強い音楽家や芸術家は、超低周波に敏感です。 騒音や振動などの被害以外の見えない身体的影響があります。 能登から芸術家がいなくなります。能登に何十基、何百基つくるつもりですか？すでに、空気圧は感じております。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成29年5月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアンノイズが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成29年5月)を参考にしながら

		ら評価いたします。
--	--	-----------

(意見書 65)

No.	意見の概要	事業者の見解
97	健康被害の影響が心配です。 騒音の影響は大丈夫でしょうか。	風車の配置に当たっては、現地調査により周辺地域の音環境を適切に把握した上で、予測及び評価を行い、環境基準値及び「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年 5 月)と整合が取れるような計画となるよう検討いたします。

(意見書 66)

No.	意見の概要	事業者の見解
98	里山里海を壊す、風力発電事業に反対します。	可能な限り、自然環境を維持できるような事業計画といたします。

(意見書 67)

No.	意見の概要	事業者の見解
99	風力発電施設を里山のとへ造ることへの影響が心配です。地元のことを全く知らない人達の身勝手な行動へ反対です。里山の木を伐採することで、水脈の影響が出ることや、米、野菜、人々の食への害へおよぼすことや土砂災害へのリスクの調査はどうなのか？ そして今、アマゾンやオーストラリアの自然破壊などや産業がおよぼす自然破壊で永久凍土が溶け出してコロナウィルスのような未知なるウィルスのまんえん。これが続けば更に永久凍土にねむっているウィルスがまたまんえんする。 小さな里山の自然をも守ることで、大きく大きく地球を守れることへ目を向けて頂きたいと願います。 地球に住んでいる個人個人が意識することで豊かな財産になると思います。 もっともっと深く自然への影響、人体への影響を調べて下さい。	水脈への影響について、風車設置場所付近において詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。 また、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年 5 月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年 5 月)を参考にしながら評価いたします。人体への影響については、最新の知見の収集に努めてまいります。

(意見書 68)

No.	意見の概要	事業者の見解
100	能登半島は、山と海で能登島を抱く、世界でも稀に見る自然豊かな環境です。近年では、のと里山里海としてブランド力を高めており、観光事業を軸としてバイクのツーリング層や、伝統工芸、クラフト愛好者などの若い世代の呼び込みに一定の効果をあげつつあります。そんな中の今回の風力発電事業ですが、のと里山里海の大切な自然を破壊する建設事業となってしまうことは明白です。発電所までの巨大な道路を山を切り開いて一から整備し、山々の峰を平らにし、巨大な基礎を生成し、約 60 階建てのビルに相当する発電施設を乱立させることは、自然破壊以外の何物でもありません。今までに一つ一つ積み上げてきたのと里山里海のブランドを、崩してしまう行為となります。そもそも電力供給能力に安定性のない風力発電は、火力や原子力などの既存発電施設の代わりになるものではありません。風力発電を既存発電施設と併用するあ	基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」(昭和 39 年法律第 170 号)に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」(平成 9 年通商産業省令第 53 号)により落雷や地震、台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うことが定められております。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組みがございます。また同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。 また、対象事業実施区域及び周囲における動植物、生態系の調査を実施し、その結果を基に予測・評価及び環境保全措置について検討してまいります。なお、

	まり、既存発電施設の待機費用が余計にかかり、風力発電の併用前よりも悪い状態になるという報告書が出ています。百歩譲って風力発電の効果が期待されとしても、落雷被害、鳥獣被害、睡眠障害などの人災が必ず伴うことになります。能登半島は日本でも有数の落雷地域です。わざわざこのような地域に落雷の危険性がある施設を作るべきではありません。最近では能登でも猪などの鳥獣被害が、年々拡大しています。今回の発電事業により、山林の生態系が破壊され、鳥獣被害が助長されることも考えられます。また、今回の風力発電建設予定地にはすぐ近くに民家が沢山あります。騒音や睡眠障害の面から最低限の離隔距離が必要という提言がありますが、今回の発電施設の規模からみてこの距離が確保されているとは到底思えません。以上のことから、今回の風力発電事業に私は反対します。	風力発電所は、主に風車及びその周囲、管理用道路等の点と線による整備であり、また、管理用道路の整備は、極力既存の道路を使用する計画です。よって、生態系のバランスを壊すような規模の森林伐採等の自然破壊はしない計画となっております。低周波音がイノシシに及ぼす影響については、以下の資料※にも記載されていますが、科学的根拠としては示されていないため、今後も文献収集に努めてまいります。 ※武田恵世（歯学博士、日本鳥学会員）氏講演会資料「シカ、イノシシ激増 土砂崩れ多発」 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されています。一方で、これまでの国の調査等でも、風車の稼働による音によってアノイアンス（わずらわしさ）を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から 5 デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により風車が設置される周辺地域の静穏性を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。
--	--	--

（意見書 69）

No.	意見の概要	事業者の見解
101	方法書の 4.1-3（P.226）において、海域に生息する動物および植物に関して「海域における地形改変は行わないことから影響がないことがあきらかである」と記されているが、明らかな誤りである。 本事業実施予定区域を含む地域は、日本で一番最初に世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」であり、石川県のウェブサイトにも「里山から里海までが密接につながり、一体不可分となっている地域です（※）」とある通り、本事業実施予定区域と七尾湾は密接につながっており、その当該海域の動植物への環境影響の調査は必須であると考えます。 ※http://www.pref.ishikawa.jp/satoyama/noto-giahs/giahs_top.html	ご指摘のとおり、山から海は連続した環境を形成しており、山地での大規模な森林伐採等の開発による土砂流出は、河川及び海の生態系に打撃を与えます。しかし、今回の風力発電事業は、主に風車及びその周囲、管理用道路の点と線による整備であり、また、極力既存の道路を利用した計画を考えており、生態系のバランスを壊す広範囲の開発はしない計画としております。さらに、風車整備の際には、沈砂池等の対策を講じることで、周辺の河川等への影響も出さないよう検討することから、海域まで影響はないものと考えております。

（意見書 70）

No.	意見の概要	事業者の見解
102	低周波による健康被害、湧き水への影響はじめ、目にはみえないところでの変化、建設のために自然に手を加えることでその次に起きてくることなどなど気になることがたくさんあります。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されています。一方で風車の設置により生じる不快感等は、

		風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアンノイズが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。 また、地元の方が生活用水として利用されている湧水への影響は回避が基本であると認識しております。湧水は、粘土質など水を通しにくい地層の上に存在する比較的地表に近い部分を流れる地下水ですが、地下水脈に当たる場所には風車を設置できないため、風車の基礎設置場所において事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。
--	--	--

（意見書 71）

No.	意見の概要	事業者の見解
103	山の木を切らないで！	森林伐採面積が最小限となるような事業計画といたします。

（意見書 72）

No.	意見の概要	事業者の見解
104	いのちある全てに生きる権利があります。一部の人間が営利目的でここに生活している声をあげられない全ての声として自然破壊でしかない計画を白紙にしてください。先に生まれた人たちに導かれ生きていく私たちは、このままの形で次の世代に渡すつもりです。春はうぐいすの声から始まり様々な虫の声なものにも替え難い大切な場所です。	引き続き、住民の皆様に対して事業に関する情報提供やご要望に応じた住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて、事業計画を検討してまいります。 また、可能な限り自然環境を維持できるような事業計画を検討いたします。

（意見書 73）

No.	意見の概要	事業者の見解
105	赤蔵山等、田鶴浜には、多くの良い水が湧き、低いなだらかな山は、様々の樹木があり、貴重な鳥達の営巣地でもあります。大切な場所です。 能登の自然に魅せられる人は多く、私達も移り住んで 40 年近くになります。 川にはホタル、サケが上ります。皆で守りこそすれ、顧みないことは本当に愚かな事だと思います。 巨大な風車を建てる為の自然破壊、山頂に立ち並ぶ異様な光景、けずりとられた山頂によって水は洪水や渇水につながる恐れはぬぐえません。単に事業者の利益のみで進められてゆき、住民の健康被害も多く、どうしてこのようなことが許されてゆくのか理解できません。	風力発電事業は、主に風車及びその周囲、管理用道路の点と線による整備であり、また、極力既存の道路を利用した計画を考えており、生態系のバランスを壊す広範囲の開発はしない計画としております。よって、山地の土砂が多量に河川に流出し、ホタルやサケ等の生物相に影響を及ぼすような広範囲な森林伐採はしない計画となっております。今後の調査では、植物、鳥類、魚類等の動植物調査を実施し、その結果を基に予測、評価するとともに、風車整備の際には、沈砂池等の対策を講じ、周辺の河川等に極力土砂の流入をさせない等の実行可能な保全措置について検討してまいります。 また、地元の方が生活用水として利用されている湧水への影響は回避が基本であると認識しております。湧水は、粘土質など水を通しにくい地層の上に存在する比較的地表に近い部分を流れる地下水ですが、地下水脈に当たる場所には風車を設置できないため、風車の基礎設置場所において事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。 その他の各項目においても、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、健康被害が発生しない事を確認、前提とした上で、開発を進めてまい

		ります。
--	--	------

(意見書 74)

No.	意見の概要	事業者の見解
106	水の豊かな自然あふれる場所である旧田鶴浜地区・七尾市がこのような大規模な開発が秘密裏に進められて来たことに納得することは難しいです。 単に地権者と企業間だけではなく、地域に住む人達に多大な影響を与え能登の豊かな自然・景観を破壊してしまう計画が自治体の住民の承認なしに進められてゆく事は大きな過ちであると思います。借地契約もぬけ穴だらけの不自然さです。雷の被害、部品の欠如、様々に故障も多いと聞きます。子や孫又、自治体にかかってくることは明白です。一刻も早く見直しを望みます。	引き続き、住民の皆様に対して事業に関する情報提供やご要望に応じた住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて事業計画を検討してまいります。 また、風車上空で雷の発生時には落雷検出装置で落雷を検知し、落雷時に風車を停止させる対策を施し、破損したブレードが落下することによる事故を防いでまいります。万が一、風車が破損や故障してしまった場合は、積み立てた費用により修繕する想定です。

(意見書 75)

No.	意見の概要	事業者の見解
107	貴社が多数の風力発電施設を計画中の七尾市に住む人間として言わずにおれない事は、事業そのものの即時中止です。御存知のように能登半島は世界農業遺産として良く後世に伝え遺して行くべき地域であり、そこには景観も重要な要素です。たとえ標高は低くとも能登の山々は地域の人が仰ぎ見、校歌にも歌われる大切な山であり、決して巨大風車の土台ではありません。山々は治水や住民の心身の健康、野生動物の保護等と密接に関係していて、一事業者、一地権者が自由に裁量して済むものではないのです。一般住民は何も知らされずにいました。過疎化に拍車をかける行為はやめて下さい。貴社の発電事業はもっと環境負担の少ない方法をとるべきだと思います。	ご意見を頂きありがとうございます。 能登の山々の景観に配慮した事業計画といたします。 引き続き、住民の皆様に対して事業に関する情報提供やご要望に応じた住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて事業計画を検討してまいります。

(意見書 76)

No.	意見の概要	事業者の見解
108	地域や地権者に十分な説明をしているのか。 メリットよりリスクの説明を、何よりも災害時の責任をどう取るのか白日の元で住民説明会をしてほしい。	工事に際しては、行政の安全基準を満たさなければ工事許可が下りませんので、工事により自然災害の起因となることは考えておりません。いずれにしてもボーリング、地形調査等、事前調査、確認を徹底するとともに、崩落危険箇所等は避けるとともに必要に応じては地盤改良等を実施した上で工事を進めてまいります。 引き続き、住民の皆様に対して事業に関する情報提供やご要望に応じた住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて事業計画を検討してまいります。

(意見書 77)

No.	意見の概要	事業者の見解
109	風力発電建設に反対します。私が特に気になる点としては、自然環境が壊されること、それに伴い景観が壊されること、そして騒音も気になることなどです。こういう物が作られると益々若者は能登に住まなくなるのではないかと危惧します。 特に私達の地域では、西下に時々大洪水が起りますが、風力発電が建設されると、それがますます頻繁	風車の配置に当たっては、現地調査により周辺地域の音環境を適切に把握した上で、予測及び評価を行い、環境基準値及び「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）と整合が取れるような計画となるよう検討いたします。 また、景観についても今後、現地調査及び予測結果を踏まえて検討を行い、影響を低減できるよう努めて

	に起こり、かつ大規模になることは容易に想像されま す。	まいます。 なお、洪水などの防災に係る事項については、林地 開発許可制度の中で関係部署と協議を行ってまいり ます。
--	--------------------------------	--

(意見書 78)

No.	意見の概要	事業者の見解
110	能登半島は、暖流と寒流のまじわる地点であり、特に冬はシベリアから冷氣(低気圧)により、特別な条件下の気象状態が起きる場所である。その特別な条件とは能登半島特有の雷である。 能登半島の里山に風力を設置することは、雷を誘導し、今まで海に落ちていた雷までも土地に民家に誘導する事態となる。 すでに福井県国見岳にて、雷により、風力発電が破壊された。それも避雷針をつけているにもかかわらずプロペラ 3 枚とモーターが焼け落ち、北陸電力は国見岳から撤退した事例がすでに報告されている。 今、能登の里山に作る計画の場所は国見岳よりもっと雷をひっぱる地域であり、山火事を起こす原因になる。 冬の日本海の雷が落ちる環境条件とは、海から 30km 以内標高 300m 以上の山々に対して、夏の雷の 100 倍の威力があり、突発性のある雷がおこる。 国見岳の事例を無視し、「風の吹く場所」のみを選定した実に浅はかな計画であり、地域住民の命と生活を無視した人災を計画していると言っても過言ではない。	風車上空で雷の発生時には落雷検出装置で落雷を検知し、落雷時に風車を停止させる対策を施し、破損したブレードが落下することによる事故を防いでまいります。 また、基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」(昭和 39 年法律第 170 号)に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」(平成 9 年通商産業省令第 53 号)により落雷や地震、台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うことが定められております。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組みがございます。また同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。

(意見書 79)

No.	意見の概要	事業者の見解
111	・方法書では工事に伴う森林伐採の規模、その影響についての調査項目が記載されていません。工事用道路の建設により、表流水の流れに変化が起こる可能性が検討されるべきです。道路建設や事業地の整地で樹木の伐採が伴えば、局地的な洪水や地下水涵養に影響が出る恐れもあると懸念します。また、事業予定地付近には「十劫坊の霊水」や「御手洗池」があり、それらへの影響も懸念されます。これらの場所に信仰上の価値を見出している方もおられます。その価値も含め、影響緩和に慎重な対応を取るべきです。環境アセスメントには、工事用道路の表流水への影響、工事中の伐採の規模と、恒久的に森がなくなる部分を明らかにすること、また、それによる地下水への影響を調査することが必須と考えます。また、既存の湧水地の場所は、マッピングし、湧水量を確認すべきです。湧水量は季節変動があるため、通年で記録することも必要です。	今後の現地調査結果を踏まえて風車配置や道路造成の計画を策定いたします。そのため、改変面積や森林伐採面積等は準備書においてお示しいたします。 また、本事業では基本的に既存道路を活用して開発を行う予定であり、大規模に山を切り開いて新設道路を付ける計画はありません。 地元の方が生活用水として利用されている湧水への影響は回避が基本であると認識しております。湧水は、粘土質など水を通しにくい地層の上に存在する比較的地表に近い部分を流れる地下水ですが、地下水脈に当たる場所には風車を設置できないため、風車の基礎設置場所において事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。 濁水が発生した場合には、沈砂池で濃度緩和した後、土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることによって濁水の常時水流への混入を防いでまいります。なお、一時的にできた裸地には緑化等により法面を保護し、土砂流出を防ぐ計画です。湧水の起源は降水であるため上記の対策を講じることによって、湧水量に大きな変化は出ないものと判断しております。
112	・地下水への影響が予見できない場合、少なくとも観測ポイントを複数設けて、工事前のベースラインデータを取る必要があります。工事中や工事後のデータと比較し後日影響が出た場合、緩和策を取る、ま	No.109 でも回答しましたとおり、湧水は、粘土質など水を通しにくい地層の上に存在する比較的地表に近い部分を流れる地下水ですが、地下水脈に当たる場所には風車を設置できないため、風車の基礎設置場所に

	たは地権者への補償を行う必要があります。	において事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。
113	・落雷の影響。経済産業省の資料では、平成 21 年 4 月～平成 26 年 1 月の間に、石川県の風力発電施設で 9 件もの事故が起きています (https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newenergy_hatsuden_wg/pdf/001_05_02.pdf)。また NEDO の「日本型風力発電ガイドライン」によると、予定地は雷対策重点地域（同資料 10 ページ）となっています。方法書には雷の観測が見られませんが、どのような対策をとるのか。また、そもそもの事業の収益に影響しないのか、地元の方や行政に説明する必要があると考えます。	風車上空で雷の発生時には落雷検出装置で落雷を検知し、落雷時に風車を停止させる対策を施し、破損したブレードが落下することによる事故を防いでまいります。 また、基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」（平成 9 年通商産業省令第 53 号）により落雷や地震、台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うことが定められております。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組がございます。また同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。

（意見書 80）

No.	意見の概要	事業者の見解
114	・風車建設の際に地面を掘り起こして基礎コンクリートを打設すると思うがこの施工によって雨水が地下深層に浸み込まず、表層に滞ることになる。雨水はコンクリートに接触して強アルカリとなり、周囲の土性 pH が変性する。その変性した水が里に流入して農作物に影響が出ることを懸念する。	ご指摘のとおり、コンクリートはアルカリ性ですが、排水を直接放流することではなく、コンクリートの養生後は固まり流出することはありませんので、アルカリ排水の影響は回避できると考えております。
115	・風車本体の建設以外に資材搬入・メンテナンス用の道路建設が必要になるはず。それに伴う森林の伐採面積は本体の敷地を大きく上回ることであり、環境への負荷が想像以上に大きいのではないかと懸念する。	今後の現地調査結果を踏まえて風車配置や道路造成の計画を策定いたします。そのため、改変面積や森林伐採面積等は準備書においてお示しいたします。 なお、森林を伐採する可能性のある範囲も含めて、対象事業実施区域を設定しておりますため、伐採面積が本件の敷地を上回ることはございません。
116	・バードストライクについては環境省が防止策を提案しているが、未だ有効性が確認されていない。風車の羽根の先端は 300km/h の高速で、近距離では不可視であり、大型鳥類が避けるのは難しい。羽根の色は日本海側の冬の曇天に同化しやすく、更に不可視化を助長する。鳥類の飛行コースも変更を余儀なくされ、営巣等の生態系に影響が出ることを危惧している。	今後、一般鳥類、猛禽類、渡り鳥の調査を実施することで飛翔ルート及び営巣地等を把握し、その結果を風車の位置の検討に反映させます。バードストライクについては、今後も有効性のある防止策など情報を収集し、環境保全措置を検討してまいります。
117	・大型の風車は気候の安定した欧州が基準となっている施設で、風量が安定しない、常時発電に不向きな能登には合わないのではないかと懸念する。国内に適した施設を作れそうな日本メーカーは不採算で撤退しており、前途が明るいとは思えない。近隣の基石ヶ峰の風車も落雷で被害を受けており、落雷多発地帯にわざわざ建てる意味が分からない。避雷針塔を建てるなら更に土地が必要になる。落雷や強風で破損し、運用が出来なくなった場合、すぐに復旧できるのか。予算を組めず長期間放置されて巨大な産廃に成り果てるのではないかと懸念する。	今後、現地における風況調査を実施し、年間の発電量等を解析し、撤去費用等も考慮しながら、事業性を確認してまいります。 また、基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」（平成 9 年通商産業省令第 53 号）により落雷や地震、台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うことが定められております。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組がございます。また同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。
118	・低周波は安全とされる距離でも、その特性から障害	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針につ

	物を周り込んで想定よりも遠方まで到達する。各地で健康被害の報告があるし、マージンを持たせるといっても安心できない。	いて」(環境省、平成 29 年 5 月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されています。一方で、これまでの国の調査等でも、風車の稼働による音によってアノイアンス(わずらわしさ)を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年)においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から 5 デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により風車が設置される周辺地域の静穏性を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。
119	・能登のアピールポイントは『「何もない」がある』こと。I ターンで能登に移住された方々はそれにメリットを感じて来てくれたのに、巨大人工物を並べてはその方々を裏切る。正直、国のお墨付で地方なら好き勝手やっても許されるという奢りが透けて見える。	弊社としては、風力発電を通じて再生可能エネルギーの普及に努めてまいります。 今後、地域の皆様には弊社の事業についてご理解いただけるよう取り組んでまいります。

(意見書 81)

No.	意見の概要	事業者の見解
120	もともと低い尾根を風車設置のために削ると風から里を守ってくれるものがなくなるのではないかと。お金を生み出すもののみ、投資としか考えられていない調査内容になっているのではないかと。	風車が設置される周辺地域においては、風が変化する可能性は考えられるものの、現状の環境が維持できるよう努めてまいります。 なお、調査については「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、令和 2 年)に基づいて実施いたします。

(意見書 82)

No.	意見の概要	事業者の見解
121	意見書で集まった意見の数や内容を御社の方で似た意見をまとめたり、取捨選択することなく必ず全て県、知事に報告してください。	意見書で集まった意見の数や内容を取捨選択することなく県、知事に報告いたします。
122	風車建設後稼働中の湧き水、海へ流れこむ水への影響についての調査を必ずしてください。風車を建てるための木の伐採、杭をうつために地中を掘ること、それによる保水力の低下、地下の細かい水脈の破壊による湧き水や、川の水質への影響も調べてください。建設中の濁水の調査だけでは不十分です。	地元の方が生活用水として利用されている湧水への影響は回避が基本であると認識しております。湧水は、粘土質など水を通しにくい地層の上に存在する比較的地表に近い部分を流れる地下水ですが、地下水脈に当たった場所には風車を設置できないため、風車の基礎設置場所において事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。 なお、森林の保水力については、間引きなど人の手を入れることによって保たれている側面があり、森林を放置すると背が低く細い樹木が増加し、倒木の危険も増加します。そのため、代替地の植林も含めた環境保全措置を検討いたします。 また、濁水が発生した場合には、沈砂池で濃度緩和した後に土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることで濁水の常時水流への混入を防いでまいります。なお、一時的にできた裸地には緑化等により法面を保護し、土砂流出を防ぐ計画です。 上記より、河川水量や水質に影響を与えることはな

		いものと考えられますので、海域への影響もありません。
123	田鶴浜での住民説明会で、「虫が峰で騒音の被害をきいたことはありますか？」とまるで「ないでしょう？」と言わんばかりにご担当の方が話されました。志賀町でも同じ問いかけをされたと聞きます。虫が峰付近の住民は、家の位置によっては騒音に苦しんで二重サッシにするなど自分で工夫されている方がいます。近くに、既存の風車があるのですから、実際の被害のききとり調査をして中能登での風車による騒音被害をきちんと想定してください。何 dB 以下という数値だけでなく、数値以下でも実際の健康被害があった場合にきちんと補償してください。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されています。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされています。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。 上記のとおり、まずは事前騒音調査を実施し、風車建設後の騒音状況についてシミュレーションを行い、健康被害が発生しない事を確認、前提とした上で、開発を進めてまいります。 なお、説明会で弊社より皆様に対して既設風車の被害状況について伺ったのは、影響の有無を含めて地域の実際の声を広く把握する目的であることを補足いたします。

(意見書 83)

No.	意見の概要	事業者の見解
124	住民に十分な説明のないまま事業を進めないで下さい。お金儲けのために市民の暮らしや環境を犠牲にしないで下さい。	引き続き、住民の皆様に対して事業に関する情報提供やご要望に応じた住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて事業計画を検討してまいります。

(意見書 84)

No.	意見の概要	事業者の見解
125	お金儲けのために、自然をこわすことは止めて下さい。ここに暮らしている人たちの声を聞いて下さい。	引き続き、住民の皆様に対して事業に関する情報提供やご要望に応じた住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて事業計画を検討してまいります。 また、可能な限り、自然環境を維持できるような事業計画といたします。

(意見書 85)

No.	意見の概要	事業者の見解
126	能登の里山里海は、世界農業遺産にも認定された、世界的に重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域です。 この事業は邑知潟から田鶴浜の野鳥公園へ抜ける渡り鳥が通るルートになっており、7 種の猛禽類が営巣する貴重な場所であり生物多様性に大きな影響を与えます。 また、山に大きな道をつくり、尾根を切り開き、大きな基礎をつくり、山の保水力が低下することなどで川が氾濫しやすくなるなど、農業への影響も大きくなる。 七尾西湾のカキ養殖にも、悪影響が予想され、世界農業遺産能登の里山里海には、そぐわない事業です。	今後、渡り鳥調査を実施し、飛翔ルートを把握するとともに、その結果を踏まえた予測、評価及び環境保全措置について検討してまいります。 また、本事業では基本的に既存道路を活用して開発を行う予定であり、大規模に山を切り開いて新設道路を付ける計画はありませんので、風車建設によってふもとの河川の氾濫につながる可能性はないと考えております。地盤崩壊や水害による影響については、別途実施する林地開発許可制度の中で、関係部署と協議を行ってまいります。森林の保水力については、間引きなど人の手を入れることによって保たれている側面があり、森林を放置すると背が低く細い樹木が増加し、

	事業は中止するべきと思います。	倒木の危険も増加します。そのため、代替地の植林も含めた環境保全措置を検討いたします。 濁水が発生した場合には、沈砂池で濃度緩和した後、土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることによって濁水の常時水流への混入を防いでまいります。よって、河川水量や水質に影響を与えることはないものと考えられますので、海域や七尾西湾のカキ養殖への影響もないものと考えております。
127	過去の風力発電事業では周囲 2km 位の範囲まで低周波も含めた騒音被害の申し立てがあるようです。 今回、住居から 1km 以内のものもあり、低周波による健康被害が起こる可能性は高いと思います。住居からは十分な距離をとって下さい。 また健康被害にあった際には、十分な補償をする体勢を明らかにして下さい。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で、これまでの国の調査等でも、風車の稼働による音によってアノイアンス（わずらわしさ）を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から 5 デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により風車が設置される周辺地域の静穏性を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。 風車騒音による健康被害が及ばないよう事前の騒音調査によるシミュレーションの上、極力条例基準以下になるように開発を進めてまいりますとともに、状況に応じては事後の騒音調査も実施した上で、建設前、後の調査結果を比較、分析した上で、専門家の判断等を仰ぐ予定でおります。

（意見書 86）

No.	意見の概要	事業者の見解
128	大水がこわい	洪水など、防災に係る事項につきましては、別途実施する林地開発許可制度の中で関係部署と協議を行ってまいります。

（意見書 87）

No.	意見の概要	事業者の見解
129	山の木を切るな！！（色んな影響がある為）	森林伐採面積が最小限となるような事業計画といたします。

（意見書 88）

No.	意見の概要	事業者の見解
130	風車設立の準備、運転にともなう周辺環境への影響を考慮し、事業について反対します。能登には美しく、人の手によって守るべき自然があるので風車の建設事業を止めるべきだと考えます。	可能な限り自然環境を維持できるよう、今後の現地調査を踏まえて、事業計画を検討いたします。

(意見書 89)

No.	意見の概要	事業者の見解
131	始めに調査の方法が全てにおいてあまりにも簡単すぎます。これでは何の支障もなく工事になります。 私は鳥の声を聞き、空を見上げると鳥が飛んでいるのを見、一時の安らぎを覚えながら仕事をしています。 この冬は毎夜フクロウの鳴声を聞きながらの就寝です。 七原の美しい空をこのままにして欲しいです。 森林事業に国からの予算が下りて山を整備しているのになぜ、森林を減らしていくのでしょうか。 再生エネルギー事業は政府の後押しがあるからと言って森林伐採は温暖化対策に反します。 そこで海での風力発電に移行する時期です。 海は工事が難解、巨額の費用、漁業に差し支える等の理由で山に工事するそうですね。 未来に森林を残すために海での検討をお願いします。	調査手法等については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、令和2年）を参考にしております。 なお、風力発電事業は、主に風車及びその周囲、管理用道路の点と線による整備であり、また、極力既存の道路を利用した計画を考えており、生態系のバランスを壊す広範囲の開発はしない計画としております。 ご指摘のあったフクロウ等の夜行性鳥類についても、夜間の鳥類調査を実施することで、現状を把握するとともに、その結果を基に予測評価し、専門家の意見も踏まえながら、対応してまいります。

(意見書 90)

No.	意見の概要	事業者の見解
132	自然はつながっています。 水脈の分断は、里の生命に大きな影響をあたえます。 どうぞ近りんの声に耳をかたむけて下さい。	風車の基礎設置場所において、事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。 引き続き、住民の皆様に対して事業に関する情報提供やご要望に応じた住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて事業計画を検討いたします。

(意見書 91)

No.	意見の概要	事業者の見解
133	娘が能登に嫁ぎ、孫と自然豊かな土地で子育てしている姿をみると、風力発電で自然が破壊されるのは許せないです。 子どもたちの世代にも、世界農業遺産の能登のめぐみを残し、持続可能な生態系と住環境を守って下さい。	世界農業遺産として認定された地域であることに配慮した計画といたします。また、事業計画の検討にあたっては関係機関のご意見をお聞きするよう努めます。 今後適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、可能な限り自然環境を維持できるような事業計画を検討いたします。

(意見書 92)

No.	意見の概要	事業者の見解
134	何百年かけてできた、土をとりもどすのは、1度こわれてしまったらできない。 人間都合の人間勝手の自然環境を壊すのは、もうやめて下さい！	今後適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、可能な限り自然環境を維持できるような事業計画を検討いたします。

(意見書 93)

No.	意見の概要	事業者の見解
135	能登の豊かな里山里海の自然を損ないたくない。又、そこに住んでいる住人の健康被害や、野生動物達の居場所も失われてしまうのではないかと。周辺の農家の方々への影響が大きいのではないかと思えます。現在でも太陽光発電のソーラーパネルや風力発電の建設があちこちで見られ、自然が破壊されてしまっています。これ以上の建設はして欲しくありません。	生活環境、動植物、生態系について、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、可能な限り自然環境を維持できるような事業計画を検討いたします。

(意見書 94)

No.	意見の概要	事業者の見解
136	騒音や低周波による人や動物への影響が心配です。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年 5 月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年 5 月)を参考にしながら評価いたします。 また、風車から発生する騒音や低周波音による動物への影響は、現状科学的根拠は確認されておりませんが、今後も文献収集等に努めてまいります。

(意見書 95)

No.	意見の概要	事業者の見解
137	風力発電は発電効率が悪い上、メンテナンスの費用が莫大で日本では現実的でないと思います。しかも、健康被害や環境破壊に直結する。だから、ド田舎に来てとりあえずやってみようというのはその土地に住む人々の生きる権利を全く無視してますよね。ちゃんとしたデータもないくせに自然エネルギーとか世界に遅れをとらないようにとかそういう大義名分通用しません。 モラルを失った資本主義者たちめ、今度、この地域に近づいたら鼻くそピーンだ。	「局所風況マップ」(NEDO HP)によると事業計画地には、年平均で約 6m/s 前後(高度 70m)の風が吹いております。今後、現地における風況調査を実施し、年間の発電量等を解析し、撤去費用等も考慮しながら、事業性を確認してまいります。 また、各項目において、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、健康被害が発生しない事を確認、前提とした上で、開発を進めてまいります。

(意見書 96)

No.	意見の概要	事業者の見解
138	風力発電をつくる必要は本当にありますか？住民への理解と業者の理解に違いがあると思います。 姉が能登に住んでいるので、健康被害や騒音による暮らしが苦痛を感じる可能性が高いのであれば、作らないでほしいです。	引き続き、住民の皆様に対して事業に関する情報提供やご要望に応じた住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて事業計画を検討してまいります。 また、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年 5 月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年 5 月)を参考にしながら評価いたします。

(意見書 97)

No.	意見の概要	事業者の見解
139	自然環境が壊れる。 景観が壊れ、低周波音や騒音が身体への影響が心配です。	地域住民の皆様に親しまれている景観について、十分に検討を重ねてまいります。 また、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。

(意見書 98)

No.	意見の概要	事業者の見解
140	環境に安全ですか？	環境影響評価を通じて、環境に安全な計画となるよう検討いたします。

(意見書 99)

No.	意見の概要	事業者の見解
141	山の木を切ったらだめ	森林伐採面積が最小限となるような事業計画といたします。

(意見書 100)

No.	意見の概要	事業者の見解
142	里山里海世界農業遺産、能登の地。自然豊かなこの地における風力発電は反対です。この地の自然は世界に誇ることのできる真の遺産であると感じています。便利の良い土地では無いが、それ故に自然が残されている。その風土は生態系のバランスが整っており豊かな大地がそこにはある。後世に残していきたいのは、風力発電などではなく、そのような自然や風土、地の利を活かした文化や知恵です。 2015 年国連サミットにて採択された持続可能な開発目標 SDGs、2030 年までに達成するために掲げた目標があります。世界的にそのような動きがある中で、SDGs 開発目標項目 7 の示す、クリーンなエネルギーと言えるのでしょうか？また項目 13、14、15 気候変動、海の豊かさ、陸の豊かさ、それらは守っていけるのでしょうか？ 一部の開発目標ではありますが、これらはすべて連動してきます。 目先よりもその先、後に生きるものへ、先を見据えた適切な資源が大切だと感じます。	世界農業遺産として認定された地域であることに配慮した計画といたします。また、事業計画の検討にあたっては関係機関のご意見をお聞きするよう努めます。

(意見書 101)

No.	意見の概要	事業者の見解
143	里山の風景が損なわれる！！	里山の風景について、引き続き情報収集を行い、景観への影響を低減できるよう努めてまいります。

(意見書 102)

No.	意見の概要	事業者の見解
144	脱原発、脱炭素化をふまえ、「クリーンエネルギー」の需要が高まる中、今計画の「風力発電」が、この能登に真に必要なのかという疑問がある。「風力」自体が今世界の流れに沿っているのでしょうか。 ただこの能登に生まれ育った人間として、約 50 年前は、山の上からの景色は、春は、「鏡」のように水をはった田んぼ、秋には稲の「はぞがけ」が無数に立ちならぶ造形美でした。しかし、・・・今は、原発から送電される無数の「鉄塔」と「電線」で埋め尽くされており、日本のあの「風景」はどこに行ってしまったのだろう。知らないうちに・・・。 これからの能登を考えると、子どもたちに何を残せばよいのでしょうか。「鉄塔」「電線」そして巨大な「風力発電」塔でしょうか？ ここは、世界農業遺産「能登の里山里海」なのです。残すのは「能登の鉄塔電線」ではないと思います。子どもたちが一番理解していると思います。	多くの地域住民の皆様に親しまれている能登の里山里海の景観への影響を回避又は低減できるよう努めてまいります。

(意見書 103)

No.	意見の概要	事業者の見解
145	七尾市七原町で、自然栽培による米作りと能登の地大豆作りに取り組んでいます。 十弘法の水と吉田川から流れ込む水の恵を受けて、甘く雑味のない自然栽培米は評判も良く、リピーターで買っていただく顧客の方も多くいらっしゃいます。 また大豆も甘く質の良い仕上がりで、自然栽培の大豆と自家製麺で仕込む味噌は、わざわざ遠方から味噌作りに来られる方もいるほどです。 今回の風力発電の計画を知り、七原町は町をあげて、計画は断固阻止する構えです。 こんなに豊かで自然の恵みにあふれている場所を風力発電で台無しにしないで下さい。	濁水が発生した場合には、沈砂池で濃度緩和した後、土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることによって濁水の常時水流への混入を防いでまいります。なお、一時的にできた裸地には緑化等により法面を保護し、土砂流出を防ぐ計画です。 また、風車の基礎設置場所において、事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。

(意見書 104)

No.	意見の概要	事業者の見解
146	風力発電を作ろうとされている地域は、自然が豊かに残る数少ない地域です。その自然のサイクルと景観に大きな影響が出るであろう開発を地元住民に「分かりやすく」説明する事なく行う事にまず異を唱えます。 加えて、一度壊してしまった自然のサイクルは二度と戻らない事を踏まえて考え直していただきたく、強く異を唱えます。	地域住民の皆様に親しまれている景色への影響を可能な限り低減できるよう努めてまいります。 引き続き、住民の皆様に対して事業に関する情報提供やご要望に応じた住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて事業計画を検討してまいります。

(意見書 105)

No.	意見の概要	事業者の見解
147	・能登地域は、国連食糧農業機関（FAO）における世界農業遺産（GIAHS）に認定されている。本件（風力発電事業）は、FAO の GIAHS 基本理念に著しく逸脱した事業であると考えられる。必ず自治体と FAO との協議の上、事業を推進して頂きたい。	世界農業遺産として認定された地域であることに配慮した計画といたします。また、事業計画の検討にあたっては関係機関のご意見をお聞きするよう努めます。
148	・環境調査（野鳥）については、もう始まっていると見受けられますが、令和 3 年 2 月 15 日～17 日の調査については、暴風雪の 3 日間でした。調査日程はあ	猛禽類の調査を令和 3 年 2 月 25 日～27 日に実施しましたが、天候は晴れのち曇りで、調査には問題のない天候であったと認識しております。今後も鳥類調査

	らかじめ決まっていると思いますが、地域住民、野鳥達からの理解を得る為には、この3日間は、実績無効であると考えます。どう判断しますか？ 以上2点、御社の考えをお聞かせ下さい。 尚、コロナ禍とはいえ、御社より、「中能登ウインドファーム事業」を立ち上げている会社は、説明会を実施した点を評価します。	を継続し、状況の把握に努めてまいります。 なお、弊社は皆様方のご意見を直接お聞きするよう、令和3年1月30日（土）から2月6日（土）にかけて説明会を実施いたしました。
--	---	---

（意見書 106）

No.	意見の概要	事業者の見解
149	生態系が変わったり水質が変わると困ります。	風力発電事業は、主に風車及びその周囲、管理用道路の点と線による整備であり、また、極力既存の道路を利用した計画を考えており、生態系のバランスを壊す広範囲の開発はしない計画としております。 また、風力発電所建設に際して、濁水対策として工事に先行して濁水濃度を緩和する沈砂池を建設し、工事によって発生した裸地に降った雨による濁水を濃度緩和後土壌浸透させること、及び沈砂池出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を取ることによって濁水の混入を抑制いたします。よって、河川水や海水に影響を与えることはないものと考えられます。

（意見書 107）

No.	意見の概要	事業者の見解
150	農家さんや子ども、お年寄りへの健康への影響が未知数です。安心して住らせる町、それが私たちの欲しい物です。山を守り大地を後ろの世代へバトンタッチする。それが私の望みです。	各項目において、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、環境への影響が回避または低減できる事業計画となるよう検討してまいります。 また、可能な限り、自然環境を維持できるような事業計画といたします。

（意見書 108）

No.	意見の概要	事業者の見解
151	「再エネ賦課金」として、私達消費者は、御社の事業に対して、電気料金の上乗せされている事に憤りを覚えます。私は風力発電事業で行なわれる営利活動に反対します。 又、事業開始に発生した、健康被害を保障する体制は、出来ているのでしょうか？お聞かせ下さい。	弊社としては、再生可能エネルギーの普及拡大を通じてエネルギー自給率と地球温暖化対策等に寄与することを目的として風力発電事業の計画を行っております。 風車騒音による健康被害が及ばないよう事前の騒音調査によるシミュレーションの上、極力条例基準以下になるように開発を進めてまいりますと共に、状況に応じては事後の騒音調査も実施した上で、建設前、後の調査結果を比較、分析した上で、専門家の判断等を仰ぐ予定でおります。

（意見書 109）

No.	意見の概要	事業者の見解
152	跡始末の事がどうなるのか。税金で始末をつけるのか疑問と不問です。 誰の責任で義務は誰の所へ行くのか？責任の所在をはっきりしていないし、負の財産になりかねそうなので反対。	民間事業のため、皆様の税金で負担いただく事はなく、弊社の責任で適切に撤去できるよう対応を行います。例えば、撤去費用を積み立てる等の対応を想定しています。

(意見書 110)

No.	意見の概要	事業者の見解
153	日本というせまい土地の中で、緑が豊かにある山は酸素の供給を含め日本に住む人々にとっての財産です。本当にその緑を無くしていいのか？水源に影響がないのか？地主さんや地域の方だけでなく、建てる方自身、自分の子や孫に何ら影響が無いと思っているのか？そのリスクを明らかにして、地域や日本、世界への恩恵の方がどのように高いのか？見えかねます。壊したら戻せない自然だと思います。もっと小さくて地域の方に影響のない物にならないのか、もっと考えて欲しいです。	引き続き、住民の皆様に対して事業に関する情報提供やご要望に応じた住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて事業計画を検討してまいります。

(意見書 111)

No.	意見の概要	事業者の見解
154	山の木を切った為水害がおこりやすい。	土砂災害や水害といった防災の観点からの対策に関しては、別途実施する林地開発許可制度の中で、関係部署と協議を行ってまいります。工事に際しては、行政の安全基準を満たさなければ工事許可が下りませんので、工事により自然災害の起因となることは考えておりません。いずれにしてもボーリング、地形調査等、事前調査、確認を徹底するとともに、崩落危険箇所等は避けるとともに必要に応じては地盤改良等を実施した上で工事を進めてまいります。

(意見書 112)

No.	意見の概要	事業者の見解
155	絶対に反対です。理由は、長い月日とそこに住まいする人の手が入り、林業、農業、暮らし、伝統文化、コミュニティ、野生の生態系とのバランス作りを保っています。そこへ急に地球温暖化の主の担い手になると言われている Renewable energy の風力発電用の設備が建設されると知りました。環境に優しいと言われているにもかかわらず、工事中の周囲への騒音、振動、水質への影響、生態系への関わり、景観や風車の影や風の通り道の変化、工事後の廃棄物、風車の超低周波音が稼働すれば問われる人への動物への影響として考えられます。世界に誇る農業遺産の地で『里山と里海』をリードする立場なのに自然を壊すようなプロジェクトには私は反対します。末永く美しい能登の自然を後世に継ぐことこそ我々の使命であり、数々の意見書を見ていただいてこの風車設置プロジェクトを考え直して下さるようお願いいたします。	各項目において、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、環境への影響が回避または低減できる事業計画となるよう検討してまいります。 また、世界農業遺産として認定された地域であることに配慮するとともに、事業計画の検討にあたっては関係機関のご意見をお聞きするよう努めます。

(意見書 113)

No.	意見の概要	事業者の見解
156	○将来的に補償が発生しそうなところばかりの調査になっているのではないのでしょうか。脱炭素化は必要ですが、巨大風力発電は里山に住む生きものや人々の暮らしを破壊するものです。少なくとも、以下についてのベースライン調査は必要だと考えます。 ・里海の水質（特に牡蠣の養殖場付近） ・十劫坊をはじめとする湧水の水質 ・住人の健康状態	調査手法等については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、令和2年）を参考にしております。 風力発電事業は、主に風車及びその周囲、管理用道路の点と線による整備であり、また、極力既存の道路を利用した計画を考えており、生態系のバランスを壊す広範囲の開発はしない計画としております。よって、山地の土砂が多量に河川や海に流出し、牡蠣の養殖場付近に影響するような広範囲な森林伐採及び土地改変

		は実施しない計画となっております。 湧水は、粘土質など水を通しにくい地層の上に存在する比較的地表に近い部分を流れる地下水ですが、地下水脈に当たる場所には風車を設置できないため、風車の基礎設置場所において事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアンノイズが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。また、人体への健康被害については、最新の知見の収集に努めてまいります。
157	○広範囲に影響が出る事業でありながら、住民への丁寧な説明や合意がないまま、ほぼ事業者と地権者だけで進めるのは倫理的に問題があります。場合によっては、裁判が起こるような事態も考えられるので、プロセスを急がず、合意形成をしたほうがいいのではないのでしょうか。	引き続き、住民の皆様に対して事業に関する情報提供やご要望に応じた住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて事業計画を検討してまいります。
158	○里山の風景や野鳥の写真を撮りにくる人たちも多いのですが、風車が建つと、そういう人たちは来なくなってしまうのではないのでしょうか。観光業にとっては機会損失になりますし、地元の人たちの楽しみを奪うことにもなります。	風景は人により感じ方が異なりますので、一概に言えないことと考えております。今後の現地調査及び予測結果を踏まえて、観光地からの見え方について検討を行い、影響を低減できるよう努めてまいります。また、被写体となる鳥類の種類にもよりますが、減少するとは限らず、風車が建ったことで増えたという事例もあります。今後、現地調査を実施し、動植物の現状を把握した上で、有識者のご意見も踏まえて、事業の有無も含め検討してまいります。
159	○里山の乱開発が進むと、水害が発生しやすくなります。ハザードマップを書き換える必要が出てくると思うのですが、その調査は必要ないのでしょうか？	土砂災害や水害といった防災の観点からの対策に関しては、別途実施する林地開発許可制度の中で、関係部署と協議を行ってまいります。なお、工事に際しては、行政の安全基準を満たさなければ工事許可が下りませんので、工事により自然災害の起因となることは考えておりません。いずれにしましてもボーリング、地形調査等、事前調査、確認を徹底するとともに、崩落危険箇所等は避けるとともに必要に応じては地盤改良等を実施した上で工事を進めてまいります。
160	○いろんな方が出してくれた意見書に書かれた意見は、まとめずに出来るだけ生の形で、首長にフィードバックするようにしてください。	いただいた意見書については、まとめず原文通り掲載いたします。

（意見書 114）

No.	意見の概要	事業者の見解
161	風車を建てることによって巻き込まれた鳥（渡り鳥など）が死んだり、建てた地域に住む動物が死なないか調べてください。死ななくても、風車によって山から下りてきた動物が自然栽培などをしている農家の畑を荒したりしないか調べてください。自然栽培は二酸化炭素の 300 倍の温室効果をもつと言われている肥料	猛禽類、渡り鳥調査を実施し、飛翔ルート of の状況等を把握し、調査結果に基づいた予測評価を行うとともに、専門家のご意見も踏まえながら、風車の位置などを検討してまいります。

	（亜酸化窒素）を使わない農法で、その取り組みは全国の自然栽培を目指す人々に大きな影響を与えています。温室効果削減のために二酸化炭素を排出しない風車を建てても自然栽培をその土地ですることができなくなってしまうたら意味がありません。	
--	--	--

（意見書 115）

No.	意見の概要	事業者の見解
162	このたびの計画の実施区域や界限には「自然栽培」に取り組まれている農家の方々が多数いらっしゃいます。自然栽培は、肥料（亜酸化窒素は二酸化炭素の 300 倍の温室効果をもつ）を使用しない農法で、その方々の取り組みや存在は全国の自然栽培を目指す人々に大きな影響を与え、脱炭素化社会へ向けても大きく貢献されています。 もし実施区域の風力発電により、実施区域や界限の水脈や風の通り道、野生動物の行動など生態系に変化が起きた場合、この地域の自然栽培の環境に影響が出るだけでなく、この地域をモデルに自然栽培に取り組まれている全国の方々、研修に来られている方々などに、大きな影響を与えと考えるられます。 以上「実施区域や界限の自然栽培に悪影響を与えることがないか」も調査の対象に加えてください。 また影響がある場合「実施区域の変更や基数の削減」もご検討ください。	生活環境、動植物、生態系について、適切な調査、予測及び評価を実施の上、必要な環境保全措置を検討し、実施することによって影響の低減に努めてまいります。

（意見書 116）

No.	意見の概要	事業者の見解
163	私たち能登の人間にとって豊かな自然が何よりの財産です。 その豊かな自然の景観の中に巨大な風車は何基も立つということがまず環境破壊であります。 それだけでなく風力発電がもたらすかもしれない不安要素がたくさんです。近くに行くときすごい音がすると聞いていますし、低周波が発生し近くに住む人の健康にいろいろな害を及ぼすということではないですか？建設のために山を削ったり、木を切ったりすることによる災害の可能性や生態系のバランスが崩れ今までの作物が採れなくなったり、魚が捕れなくなったりするような怖れはないのでしょうか？ 能登は雷が多いです。それにより風車が壊れてしまったらどうするのですか？ 一度壊れてしまった自然は二度と元に戻りません。 もっときちんといろんな面から調査をお願いします！	地域住民の皆様に親しまれている景観への影響を回避又は低減できるよう、引き続き、検討してまいります。 また、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。 風力発電事業は、主に風車及びその周囲、管理用道路の点と線による整備であり、また、極力既存の道路を利用した計画を考えており、生態系のバランスを壊す広範囲の開発はしない計画としております。なお、風車整備の際には、沈砂池等の対策を講じ、周辺の河川等に極力土砂の流入をさせない等の実行可能な保全措置について検討してまいります。 風車上空で雷の発生時には落雷検出装置で落雷を検知し、落雷時に風車を停止させる対策を施し、破損したブレードが落下することによる事故を防いでまいります。万が一、風車が破損や故障してしまった場合は、積み立てた費用により、修繕する想定です。

(意見書 117)

No.	意見の概要	事業者の見解
164	・能登（石川県）は、日本でも有数の雷の多い地域です。落雷も多数ある中、巨大な風車で、さらに雷を呼び込むことになるのではないのでしょうか？	風車のような周囲より高い構造物に対して雷が落ちやすくなる可能性は考えられますので、現時点で検討している対策として、風車上空で雷の発生時には落雷検出装置で落雷を検知し、落雷時に風車を停止させる対策を施し、破損したブレードが落下することによる事故を防ぐこと等がございます。
165	・巨大な風車を作ることで、生態系のバランスが大きく崩れることは明確です。別の地域でも、起きている問題だと思います。その影響は、考えていますか？	風力発電事業は、主に風車及びその周囲、管理用道路の点と線による整備であり、また、極力既存の道路を利用した計画を考えており、生態系のバランスを壊す広範囲の開発はしない計画としております。 既存の大型風車事業において、生態系のバランスが大きく崩れたという事例はないと認識していますが、今後、動植物、生態系調査を実施し、その結果を踏まえ、専門家からご意見をいただきながら、予測及び評価を実施し、実行可能な範囲で影響の低減を図ってまいります。
166	・低周波による健康被害について、どのように考えていますか？安全だと言い切れるのなら、移住して下さい。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。

(意見書 118)

No.	意見の概要	事業者の見解
167	能登の風力発電用風車設置に反対します。 現在羽咋市以北の能登半島では 福浦風力発電所 9 基 虫ヶ峰風力発電所 10 基 JRE 志賀西海風力発電所 3 基 酒見風力発電所 1 基 あいの風酒見風力発電所 5 基 富来風力発電所 4 基 輪島もんぜん市民風車「のとりん」 1 基 輪島コミュニティウインドファーム 10 基 珠洲風力発電所 30 基 と計 73 基もの風車が稼働中です。 他にも志賀原発、七尾大田火力と 2 箇所の大規模発電所、100 箇所以上の太陽光発電所があります。 この上 9 事業、計画値で 154 基もの風車は必要でしょうか？ 能登は豊かな自然を観光資源としている地域であり、大量の風車の建設は景観を損なうだけでなく、建設に伴う森林伐採や建設道路整備などで野鳥や虫など山の生き物や天然の生簀と言われる七尾湾への土砂などの流入により陸と海の生態系に深刻なダメージを与	地域住民の皆様に親しまれている能登の景観について、可能な限り低減できるよう配置等検討し、ご理解を得られるよう丁寧な説明に努めてまいります。 また、風力発電事業は、主に風車及びその周囲、管理用道路の点と線による整備であり、また、極力既存の道路を利用した計画を考えており、生態系のバランスを壊す広範囲の開発はしない計画としております。なお、濁水が発生した場合には、沈砂池で濃度緩和した後土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることで濁水の常時水流への混入を防いでまいります。一時的にできた裸地には緑化等により法面を保護し、土砂流出を防ぐ計画です。風車の基礎設置場所においては事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。土砂災害や水害といった防災の観点からの対策に関しては、別途実施する林地開発許可制度の中で、関係部署と協議を行ってまいります。 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これ

	えると思われます。 そして生態系と同様に山肌を削ることに起因する地質や地盤の変化による水資源への影響や治水の悪化も懸念されます。 また風車稼働時の低周波による健康被害は世界中で確認されており、人間のみなならずストレスから害獣が凶暴化した例もあり、農作物への被害なども深刻化する恐れがあります。 世界で確認されている風車のブレードや本体が破損し落下や飛散する事故も絶対に起こらない保証はありません。 風力発電は風が吹かなければ全く意味がなく、計画的に発電スケジュールを立てられる代物ではありません。 運用期間は20年程度と見られていますが、そのたった20年のために昔から育まれてきた能登の自然を回復不能なまでに破壊する必要はありません。 その自然を破壊してまで私達が受け取るメリットは何でしょうか？ 私は写真を撮ることが仕事ですが、趣味で能登の風景を撮っています。 素晴らしい景観の中に風車が立ち並ぶ、そんな光景を撮りたくありません。 これ以上地域にとって無駄な風力発電所は要りません。 (添付資料省略)	までに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されています。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアンノイズが原因とされています。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成29年5月)を参考にしながら評価いたします。なお、風車の稼働が原因で動物が狂暴化した知見は現状ございませんが、今後情報収集に努めてまいります。 基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」(昭和39年法律第170号)に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」(平成9年通商産業省令第53号)により落雷や地震、台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うことが定められています。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組みがございます。また同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられています。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。 発電量については、今後、現地における風況調査を実施し、年間の発電量等を解析し、撤去費用等も考慮しながら、事業性を確認してまいります。
--	--	---

(意見書 119)

No.	意見の概要	事業者の見解
168	事業の目的には、風力発電は新産業や雇用創出への寄与など様々な意義があり、また事業を通じて再生可能エネルギーの推進を図ることで地域貢献、地域活性化に寄与するとあります。これまで雇用創出がでるという名目の元に大型インフラの建設が各地で行われてきましたが雇用が創出され地域が活性化された事例を耳にすることはありません。具体的な方策、方針を知りたいです。	部材調達から現場作業までを極力地元企業への発注及び活用等すべき検討を進めているとともに地元の方々の雇用に努めるよう雇用後の教育体制の構築を予定しており、再生可能エネルギーによる地域活性化の取組みを進める方針としております。

(意見書 120)

No.	意見の概要	事業者の見解
169	・事業予定地の近くにある「十劫坊の霊水」や「御手洗池」など汲みにこられる方もいる霊水があります。工事に伴って道路が建設されるなどして樹木が伐採され地下水などに影響を及ぼしたりすることを懸念し、調査をお願いしたいと思います。	風車の基礎設置場所において事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。
170	・地域の専門家として動植物の識者の方にはヒアリングをされているようですが、気象についても憂慮があります。石川県の風力発電施設は、落雷による事故が複数件起きています。雷対策重点地域でもあるなかでの対策はどうとられるか、事故後の環境保全はどうかを盛り込んでいただきたいと思います。	風車上空で雷の発生時には落雷検出装置で落雷を検知し、落雷時に風車を停止させる対策を施し、破損したブレードが落下することによる事故を防いでまいります。 また、基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」(昭和39年法律第170号)に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」(平成9年通商産業省令第53号)により落雷や地震、台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うこと

		が定められております。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組みがございます。また同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。 万が一、風車が破損や故障してしまった場合は、積み立てた費用により修繕する想定です。
--	--	---

(意見書 121)

No.	意見の概要	事業者の見解
171	能登の里山里海の景観に大きくマイナスの影響があると思います。 私達が子供の頃から見慣れた風景が見れなくなるのは悲しい事でもあるし、観光資源としても風景が悪くなるのは大打撃だと思います。 又、巨大な建設物が立つ事により生態系や地中の水脈に大きく影響が及ぶ事が考えられます。そのような取り返しのつかない事象が考えられるのに、その事業がそこまでして推進されることの目的は重要なことなののでしょうか？	景観については、今後の現地調査及び予測結果を踏まえて、生活の場、観光地からの見え方について検討を行い、影響を低減できるよう努めてまいります。 風力発電事業は、主に風車及びその周囲、管理用道路の点と線による整備であり、また、極力既存の道路を利用した計画を考えており、生態系のバランスを壊す広範囲の開発はしない計画としております。 なお、風車の基礎設置場所において事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。

(意見書 122)

No.	意見の概要	事業者の見解
172	・低周波による健康被害が他所で発生している現実は無視出来ず、環境省でも十分な解明がなされていない。10 数基ともなると低周波が重なり同周され、又大型化されると発電機自身の固有振動数も低周波化される恐れもある。しっかりとした測定条件を明示し、因果関係を明確にすべきである。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年 5 月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年 5 月)を参考にしながら評価いたします。 上記のとおり、まずは事前騒音調査を実施し、風車建設後の騒音状況についてシミュレーションを行い、健康被害が発生しない事を確認、前提とした上で、開発を進めてまいります。
173	・落雷による事故の懸念；近くの石動山脈で設置された発電機は再三の落雷事故で結局は廃棄処分となった。その近くでの 10 数基の設置は近隣への誘発もその倍数となり、予想外の事故発生が懸念される。	基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」(昭和 39 年法律第 170 号)に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」(平成 9 年通商産業省令第 53 号)により落雷や地震、台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うことが定められております。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組みがございます。また同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠し適切に設計いたしま

		す。
174	・騒音は風から発生するもので、発電効率に目を奪われてはならない。能登の冬の風、雷を甘く見てはならない。3～4年間その場所に住んで見るべきで、十分な調査、分析を行ない明示すべきである。	今後、調査については約1年をかけて実施いたします。調査結果を踏まえて、適宜追加調査または建設後の調査の実施を検討いたします。

(意見書 123)

No.	意見の概要	事業者の見解
175	・低周波について 耳に聞こえない低周波に関し、地権者地域だけでなく、その周辺の方々が不安を抱いております。事例によれば地域が引っ越ししなければならない場合もあるという記事も掲載されています。 超低周波(0-20Hz)と、低周波(20-100Hz)の騒音の整理が必要であると考えています 低周波を含むA特性については騒音レベルと風発からの距離、およびわずらわしさ(アノイアンス)の発生との間に相関があるエビデンスが出ているのでセットバック距離をしっかりとれるよう再度調査を強く依頼します。またそのような専門家を交え最低限必要(出力によるかもしれないが目安として1500m*1*2)なのが予防原則として必須です。 超低周波について適切に評価するために、A特性だけでなくG特性のモニタリングも要求します。 現在、能登に建設予定となっているもの、特に吉田地域建設予定の物は、大型となるため、既存の研究結果だけでははかりきれない影響もあるとし、再度適切な基準をもうけ、研究の余地が必要であると考えます。 風発の出力規模や地形、製品メーカーによっても影響程度が異なるため、既存の基準で安易に建設することは避けるべきと強く要求します。 今回七尾に設置されるものは1基あたり最大4300kw、既存の珠洲のもの(1500kw)よりは大型です。 最も近い住宅地からのセットバック距離の確保と、A特性に加えてG特性測定による低周波音のモニタリングを行うことを強く要求します。 特定の周波数の突出などの影響がないかを知るために、周波数分析によってF特性を把握することも必要であり、これらは各地の風力発電所で計測されている事例があるので、容易に計測は可能であると思います。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成29年5月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で、これまでの国の調査等でも、風車の稼働による音によってアノイアンス(わずらわしさ)を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成29年)においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から5デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により風車が設置される周辺地域の静穏性を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。 また、予測及び評価結果を踏まえて、必要に応じて建設後の騒音及び超低周波音の調査についても検討いたします。
176	・音の影響について 建設予定地は山間の集落であり、普段はとても静かなところであり、大型風力発電が設置されることにより、音による被害を懸念しております。 既存の設置地域の聞き取りと、その結果、対応策などを明確にし公開を要求します。	風車の配置に当たっては、現地調査により周辺地域の音環境を適切に把握した上で、予測及び評価を行い、環境基準値及び「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成29年5月)と整合が取れるような計画となるよう検討いたします。 運転開始後の風車設置地域による個別の聞き取り調査については、各行政及び自治会とご相談の上、適切な聴取が可能となるよう行ってまいります。
177	・投資にみあうリターンが見ないどころか、リスクが大きいと思うことについて 投資に見合う発電量があると思えないところの建設に関し、地元の利益もみえず、それ以上に生態系への影響、人体、環境、農業、漁業へのリスクが大きいと考えます。 設置予定の七尾の丘陵地での平均風速は6-7km/h程度(NEDO)で、年中吹いているかといわれると、冬は季節風が卓越しているけど、一番電気必要そうな夏はそれほど稼働できるとは思えません。採算基準をどこでみているのかとても不透明な上に、リスクが大きいと	環境に関しては、今後、環境影響評価を通じて環境に配慮した計画となるよう配慮してまいります。 また、今後、現地における風況調査を実施し、年間の発電量等を解析し、他のご意見でも頂戴しているように撤去費用等も考慮しながら、事業性を確認してまいります。

	思えます。	
178	・世界農業遺産の能登への生態系への影響について 吉田、七原、赤倉山には、ほかにはない猛禽類も生息しています。これらが減少、あるいは住めなくなる環境をつくることは、それらがエサにしている動物が増え、生態系へ大きな影響があると考えます。 生態系へ大きな影響は、農業、漁業を生業としている生活へも影響を及ぼします。 調査期間も短く、近年、天候の変化が見えない中、短期間の調査で、どのような結果をだせるのか全く不透明で、ずさんな調査としかいえません。	今後は、猛禽類をはじめとした動植物、生態系調査を実施し、その結果を踏まえ、専門家からご意見をいただきながら、適切な調査、予測及び評価を実施し、実行可能な範囲で影響の低減を図ってまいります。 風車設置による農業、魚業への影響ですが、風力発電事業は、主に風車及びその周囲、管理用道路の点と線による整備であり、また、生態系のバランスを壊し、周辺の農地に影響を及ぼすような大規模な面的な森林伐採、土砂が多量に河川及び海に流出し、漁業に影響するような土地改変は実施しない計画を考えております。
179	・水への影響 付近の水質調査だけでは全く不十分で、川下への影響も考慮した調査を要求します。近年の天候の急激な変化と大雨により、吉田川では氾濫が頻繁におきています。山の上の環境がかわることにより、地盤がゆるみ、川下への影響があることは明白です。このような観点から、広い範囲での影響を考慮した調査を専門家、地元住民の聞き取りもふくめ行うべきであると思います。	環境影響評価制度では、通常範囲の降雨があった場合に、周辺環境に与える影響を回避または低減するために、どのような環境保全対策をとることが有効かを検討することが主眼です。 濁水が発生した場合には、沈砂池で濃度緩和した後には土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることによって濁水の常時水流への混入を防いでまいります。上記より、河川水量や水質に影響を与えることはないものと考えられます。なお、地盤崩壊や水害による影響については、別途実施する林地開発許可制度の中で、関係部署と協議を行ってまいります。
180	・周知が不十分 建設予定の規模の大きさに対し、建設予定地あるいは、その近隣への影響が大きいと思えるにも関わらず、周知が不十分で、説明も不十分です。 地権者と事業者の合意により進むことが法的に問題ないことかもしれませんが、影響範囲が大きいにも関わらず、地域住民への十分な説明がないまま建設が進むことは、今後の事業者、自治体、地域同士の争いのもとにあることも予想されます。おきまりの手順だけですすめるのではなく、十分に近隣住民との話し合いを強く要望します。環境にもよく、国策であると自負するなら、十分説得できる情報をお持ちのことと思います。単純に規定通りの進め方だけでは、住民の理解をえることができるとは思えません。再度、リスクも含め十分な説明の機会を求めます。	引き続き、住民の皆様に対して事業に関する情報提供やご要望に応じた住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて事業計画を検討してまいります。
181	・霊的場所を建設予定とすることに対する懸念 赤倉山、瀬戸あたりは霊的にも地元、あるいは県外の方々からも訪問の多い場所です。そのような霊的に重要な場所に、大型の風力発電が建設されることは、景観的にも問題があり、水場、自然への影響が大きく、経済を優先するだけの建設には地元住民の理解を得られるとは思えません。建設に関し再度検討、撤回を求めます。	地域住民の皆様が親しまれている景観について、影響を低減できるよう努めてまいります。 また、風車の基礎設置場所において事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。 引き続き、住民の皆様に対して事業に関する情報提供やご要望に応じた住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて事業計画を検討してまいります。
182	・大型風力発電の必要性のなさ 現在、電力が不足しているということはデータ的にも明らかであり、大型の風力発電建設は CO₂ 削減にもなりません。 投資案件としての大型の風力発電は必要のないものであり、生態系、人体、環境へのリスクのほうが高いと考えます。 今回の建設予定は、未来へ残す負債が多く、子供、孫への負の遺産を丸投げしているだけの事業であると思わざるを得ません。 今後のエネルギーを考えるなら、地域でまかなえるエネルギーへとシフトしていくべきと考えます。	我が国では、東日本大震災後原子力発電所の停止等に伴い、海外から輸入されるエネルギー源の依存に拍車がかかり、その結果、2010年に20.3%であったエネルギー自給率が2017年は9.6%程度に留まっているという状況にあります。我が国が自律的に資源を確保することが難しい中、平成30年に閣議決定された「第5次エネルギー基本計画」において、2030年のエネルギーミックスの実現に向けた再生可能エネルギーの更なる拡大・革新を推進する方向性が示されました。また、風力発電については、他の再生可能エネルギー源による発電と比較して出力が大きく、大気汚染物質を伴わないクリーンなエネルギー、新産業や雇用創出へ

		の寄与など、様々な意義があることから、導入の加速に向けた取り組みを強化することとなっております。弊社としては、風力発電を通じて再生可能エネルギーの普及に努めてまいります。 また、各項目において、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、環境への影響が回避または低減できる事業計画となるよう検討してまいります。
--	--	--

(意見書 124)

No.	意見の概要	事業者の見解
183	方法書をみて、多様な動植物など多様な能登の生態系や文化財の分布のことなど知らなかったことがあり大変勉強になりました。ありがとうございます。しかし、読むことで風力発電は建設予定地にはそぐわないという思いが強くなりました。長くなりましたので、自筆ではなく失礼いたします。 ・風力発電の建設に関して、自然環境への影響が心配です。あれだけ大きなものを山に立てるためには、建設のために山を大きく切り開くことになるのではと推測します。それによる災害リスクも心配ですし、里山全体の自然破壊につながるのではないのでしょうか。また、建設自体による土壤汚染も心配です。水への汚染は避けられず、大きな問題だと思います。	工事に際しては、行政の安全基準を満たさなければ工事許可が下りませんので、工事により自然災害の起因となることは考えておりません。いずれにしてもボーリング、地形調査等、事前調査、確認を徹底するとともに、崩落危険箇所等は避けるとともに必要に応じては地盤改良等を実施した上で工事を進めてまいります。 自然に存在する土壌中には、微量ではありますが有害物質である鉛やヒ素などを含んでいますが、それら重金属は水に溶けだすことはありません。水中に存在する有害物質は主に懸濁物質中に存在しますので、周辺河川水への汚染防止のためには、濁り成分を河川など常時水流に混入させないことが重要です。濁水が発生した場合には、沈砂池で濃度緩和した後土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることによって濁水の常時水流への混入を防いでまいります。なお、一時的にできた裸地には緑化等による法面の保護を行うことによって土砂流出を防ぐ計画です。
184	・風力発電が稼働することによる騒音や低周波による健康被害を危惧します。建設予定の能登地区は高齢化がすでに進行している地域ですが、高齢者の不眠や耳鳴り、難聴、頭痛などの不定愁訴の悪化により認知機能やQOLの低下に陥る可能性があります。 2キロ圏内には田鶴浜高校やこども園、高齢者施設があり、騒音や影のちらつき、低周波により健康被害やこどもたちの学びに影響が出ることが心配です。また、2キロ圏内に2000軒近い住居があるということで、同様の健康被害が想定されます。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成29年5月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアンノイズが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成29年5月)を参考にしながら評価いたします。 また、定格運転時にブレードの回転が60rpmに達しない一般的な風力発電機の風車の影による明暗の周波数は、光過敏発作等の健康影響を引き起こすとされている周波数(3Hz)より低くなっています。しかしながら、発電所の運転に伴い、住宅等がシャドーフリッカーの範囲内に入っている場合、お住まいの方が不快感を覚えることが懸念されることから、風力発電設備の設置位置や機種、地形、年間を通した太陽の動きを考慮した数値シミュレーションを行い、風力発電機設置予定位置方向の視認性も合わせて予測をさせていただきます。
185	・自然と人間の環境への被害のほか、景観という観点でも建設の中止を求めます。 能登は、古くからの遺跡も残る土地です。縄文時代	「雨の宮古墳群」を主要な眺望点として選定しており、古墳等の遺跡の景観について、引き続き配慮してまいります。

	から人が住んだ形跡があり、その後も人が住み続け、古墳等の遺跡も残っています。自然とともに暮らしてきたという長い歴史を思う時、これから先の未来のことも思わずにはいられません。風力発電は、稼働しなくなったあと撤去されず放置されているというケースもあると聞きます。そのような負の遺産になりかねないものをこの豊かな土地に設置してよいのでしょうか？ 景観に関して、建設予定地は、景観総合計画特別エリアには入っていないなくても、景観形成重要エリアの指定になっていて、エリアからは大きく目に入るものになると思います。 可視領域も市町をまたいで広く、世界農業遺産の重要視する景観を損ねる恐れがあります。街の道路沿いの道でさえ、能登の景観を損ねないよう看板の設置の制限があり景観を守るよう小さな努力を重ねているのに、里山そのものにこのような大きな風力発電はそぐわないです。	また、世界農業遺産の景観、能登の景観を阻害することがないように配置等検討してまいります。事業計画の検討にあたっては関係機関のご意見をお聞きするよう努めます。 なお、民間事業のため、皆様の税金で負担いただく事はなく、弊社の責任で適切に撤去できるよう対応を行います。例えば、撤去費用を積み立てる等の対応を想定しています。
186	重要な眺望点からの景観や圧迫感について影響がないと評価されていますが、重要な眺望点とはその地に住む者にとっての視点ではないと考えます。圧迫感も主観的なものであり、生活するものにとっては非常に不快に感じることも考えられますが、建設したあとでは後の祭りです。	地域住民が日常的に眺望する場所として、公民館周辺などを主要な眺望点として選定しております。今後現地調査を行い、地域住民が日常的に眺望する場所からの景観についても予測評価を行い、配慮いたします。
187	雷の影響を考慮していないように思うのですが、石川県は日本一雷の多い県です。年間 42.4 日に及び、年間のおよそ 9 分の 1 も雷が発生しているところに、風力発電を多くたてるのはリスクが伴わないでしょうか？特に冬の雷は夏の 100～1000 倍ものエネルギーを持つそうで、落雷による故障のリスクのほか、新たに建設されることで、さらなる落雷を呼び、環境被害や通信障害の恐れもあります。近隣にあった碁石が峰の風力発電への落雷も、積雪と雷が多かった 2005-2006 だけで 119 回もあったそうですし、他地域でも落雷による焼損や羽の落下の事故もおこっています。落雷による修繕費の 5 年分が建設費と同等になることもあるとのことですが、そのようなリスクをおかしてまで建設するメリットは、どこにありますか？	基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」(昭和 39 年法律第 170 号)に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」(平成 9 年通商産業省令第 53 号)により落雷や地震、台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うことが定められております。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組がございます。また同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。
188	能登地区にはほかの電力会社による複数の風力発電建設計画があり、現在稼働中の風力発電もあります。それらの累積による環境や健康への影響は、想定しきれないのではないのでしょうか？	ご指摘のとおり、本事業計画地には複数の計画や稼働中の風車がございますので、他事業の情報収集に努めるとともに、他事業者より諸元が提供いただけた場合、累積影響が生じる可能性のある項目において予測し、適切に評価いたします。
189	希少動植物の生息地ではないとのことですが、自然は名のある希少の生き物だけではなく、多様性があるって持続していくものだと思います。能登は世界農業遺産ですが、それには生物多様性と景観が重要であるとのこと、風力発電の建設によってその多様性が変化する可能性があると考えます。方法書によりますと、建設予定地は生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (KBA) に含まれているとのことですが、図をみると、事業計画地が動植物の生息の境界となっているようにも受け取れます。生存地ではなくても、その余白には意味があるのではないのでしょうか。生態系に大きな影響があるのではないかと心配です。	ご指摘のとおり、事業計画地は、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (KBA) に含まれており、今後の現地調査では、動植物、生態系の調査を実施することで、その結果を踏まえ、専門家からご意見をいただきながら、予測及び評価を実施し、実行可能な範囲で影響の低減を図ってまいります。
190	近隣に埋蔵文化財包蔵地指定部分があり、関係法令の指定となる部分も一部あると方法書に示されました。埋蔵文化財や遺跡が、事業計画地を取り囲	埋蔵文化財については引き続き現状の把握に努めるとともに、事業計画の検討に当たっては関係部局と協議いたします。

	むように点在しているため、計画地からも今後重要な埋蔵物が発掘される可能性もあり、その点からも建設すべきではないと考えます。	
191	・事業計画地は、電源開発さんの方法書によりますと、土砂災害危険係溪流に 6 か所もかぶっているところがあるようですが、大丈夫なのでしょう。建設予定地周辺の写真をみても、道路は非常に狭いです。山を崩して道を切り開き、昨今の局所的な雨が多量に降るようなことがあれば、災害の危険性が高まることを危惧します。 以上のことから、建設の中止を求めます。	工事に際しては、行政の安全基準を満たさなければ工事許可が下りませんので、工事により自然災害の起因となることは考えておりません。いずれにしましてもボーリング、地形調査等、事前調査、確認を徹底するとともに、崩落危険箇所等は避けるとともに必要に応じては地盤改良等を実施した上で工事を進めてまいります。

(意見書 125)

No.	意見の概要	事業者の見解
192	環境に優しいと言われる自然エネルギーの一つの風力発電だが、建設にあたり、何百メートルにも渡り木を切ったり埋めたてたり、整地するのは、もともとの自然を壊している環境破壊だ。騒音の問題もある。低周波音、超低周波音、騒音による心理的、生理的、身体的影響、精神的な影響など、風車騒音との関係性は証明できないとは良く聞かすが、国内外の風車近隣の住民から健康被害の苦情が出ている。風車によって苦しんでいる人がいるのは確かだ。	ご意見を頂きありがとうございます。 事業の計画に当たっては、森林伐採面積を最小限にする等、可能な限り自然環境を維持できるよう検討いたします。 また、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年 5 月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年 5 月)を参考にしながら評価いたします。

(意見書 126)

No.	意見の概要	事業者の見解
193	以前すんでいた志賀町で、ある日とつぜんこわれて落ちた風車を目の前で見ました。県内や県外でこわれたまま、ほうちされている風車もたくさんあります。今回の風車がそうならないと言い切れるのでしょうか？ 中能登町内でもすでに落雷でこわれててつきよされた風車がありますよね？ 同じ事になるのでは？	基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」(昭和 39 年法律第 170 号)に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」(平成 9 年通商産業省令第 53 号)により落雷や地震、台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うことが定められております。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組がございます。また同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。

(意見書 127)

No.	意見の概要	事業者の見解
194	低周波による生き物への影響をまず考えてほしい。生態系のバランスをしっかりと考えた上で検討してほしい。	生態系については、今後調査を実施することで、その結果を踏まえ、専門家からご意見をいただきながら、予測及び評価を実施し、実行可能な範囲で影響の低減

		を図ってまいります。 また、風車の低周波音が動物へ影響を与えたという科学的根拠が示された文献は現状ございません。今後も文献収集に努めてまいります。
--	--	---

(意見書 128)

No.	意見の概要	事業者の見解
195	低周波による健康被害を軽く考えているのではないですか？低周波による頭痛、睡眠障害、子どもの学習能力の低下などの報告がされているようですが、子どもは未来そのものです。そこを無視するのですか？人間のみならず、他のいきものへの影響も大変心配しています。生態系のバランスを大きく崩すことにつながるのではないのでしょうか。里山全体に及ぼす影響をもっとしっかり調べて下さい。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアンノイズが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。 また、風車の低周波音が動物へ影響を与えたという科学的根拠が示された文献は現状ございません。今後も文献収集に努めてまいります。

(意見書 129、130)

No.	意見の概要	事業者の見解
196	―「強い懸念」を残す。煙ったままの認可プロセスに異議あり―	引き続き、住民の皆様に対して事業に関する情報提供やご要望に応じた住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて事業計画を検討してまいります。
197	①知事の権限を監視できるようにする法案を至急策定すること ②本事業は経済効果以上に社会・倫理面の議論が必要 ③本事業の先進国の事例から学び、科学的データに基づく議論が必要 ④住民と活発な意見交換ができる場・環境を再度整えること ⑤議論集約のプロセスを住民に再度説明すること	
198	風車騒音の聞こえ方は、風力発電施設からの距離や、その地域の地形や被覆状況、土地利用の状況等により影響される。これらの特性を踏まえ、全国一律の値ではなく、地域の状況に応じたものを定める必要がある。 そのうえで現在、1 万キロワット以上の風力発電所をつくる際、環境アセスが義務づけられているため、騒音や低周波音、自然への影響を事業者が調べ、地元や専門家の意見をもとに報告書をまとめるが、環境相の了解が得られる内容に修正（捏造）されている。 よって、環境相に提出する前に報告書の内容が地元の住民の意見が正確に反映されていることを確認する必要がある。	
199		「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）はその地域の音環境を踏まえた基準を設けております。また、計画地周辺には騒音に係る環境基準の類型指定がございますので、そちらも評価の参考といたします。 なお住民の皆様には、準備書において調査、予測及び評価結果をお示しいたします。

(意見書 131)

No.	意見の概要	事業者の見解
200	私が過去 50 幾年能登半島全域で見守って来たミサゴの巣は 300 個に近くありました。	効果的で実行可能な環境保全措置を検討するためにも、本地域の鳥類の生息状況を把握することが重要で

	それが昨年夏子育てに成功したのは 40 個を割ってしまいました。 自然的な消失も多々ありますが人為的に姿を消したケースも極めて多かったと言えます。 風車、太陽光発電、ゴルフ場建設、松くい虫空中防除森林管理等々。これ以上能登半島から消失させてはなりません。 アカマツの樹上のミサゴの巣 ミサゴはなぜこんな目立つ樹の天辺に造巣するのでしょうか (添付資料省略)	あると考えており、現地調査により、希少猛禽類の営巣地の把握に努めてまいります。
201	調査を担当されている日本気象協会の方々とは以前お付き合いしたものでした。気の合う方々でしたが今も頑張っておられると存じます。 但しどれだけ能登半島の各地を歩かれているか存じませんが少々仕事のやり過ぎということはございませんか。あまり無理をなさらぬ様に。 まもなく営巣開始する事業計画地のミサゴの巣。 志賀町で昨夏子育てに成功しています。 (添付資料省略)	効果的で実行可能な環境保全措置を検討するためにも、本地域の鳥類の生息状況を把握するため、調査を進めてまいります。
202	電磁波による人的障害、カミナリの誘発、山火事、大洪水、タカ目の営巣環境の消失により農作物の被害など問題をクリアできますか。 この狭い能登半島の陸地を旅鳥たちは通り抜けることは不可能です。 世界的な生態系破壊です。 ノネズミ退治してくれるノスリ (添付資料省略)	電磁波による影響については、「電気事業法」(昭和 39 年法律第 170 号)に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令」(平成 9 年通商産業省令第 52 号)により規制値が定められており、本事業においても規制値を遵守することから、健康への影響は生じないと考えております。 また、風車上空で雷の発生時には落雷検出装置で落雷を検知し、落雷時に風車を停止させる対策を施し、破損したブレードが落下することによる事故を防いでまいります。 なお、水害など防災という観点からは、別途実施する林地開発許可制度の中で、関係部署と協議を行っていきます。 効果的で実行可能な環境保全措置を検討するためにも、本地域の鳥類の生息状況を把握するため、調査を進めてまいります。
203	昨年 11 月 1 日の会場でどえらい方と名刺交換までされた件、あまりにも偶然過ぎてよく理解できません。詳細に教示下さい。 能登半島はかつてミサゴの王国と訖言われた所でしたが人の営みの中で絶滅の恐れまでに至っております。 どこか元気のないミサゴ♀ (添付資料省略)	令和夢回廊のイベント会場設営ブースへご来訪いただいた方のうち、初対面となる複数名の方とお名刺を交換させていただきました。今後も事業へのご理解を深めていただくため、あらゆる機会を逃すことなく事業説明を実施してまいりますとともに、全ての地元の方々の意見に耳を傾けるべく、引き続き能登事業所を解放させていただき所存でございます。反対意見も含め、どのようなご意見であっても大歓迎であり、今後開発を進めてまいる我々にとりましては、非常に貴重かつ参考になる情報であります。
204	1/30 と志賀町の 2/6 の説明会ですか。許可のいない風車を建てると説明された由。そこに絶滅の恐れのある種が居る事をご存知ない様ですね。強くアピールします。 事業計画地に多くの希少な生きものがいます。 中央に写っているサシバも風車の犠牲になりました。 (添付資料省略)	効果的で実行可能な環境保全措置を検討するためにも、本地域の鳥類の生息状況を把握するため、調査を進めてまいります。
205	先月 28 日このコロナ禍を心配し、志賀町の事務所に 1/30 の調査説明会の有無を確認する TEL したところ、所長が私の声を録音するとおっしゃいました。	ご不快な思いをなされたとのことお詫び申し上げます。書面でのご意見の提供とは異なり、電話により貴重なご意見をお聞かせいただく際は、聞き逃す事の

	気分がよろしくないですね。 もうこのサシバの巢は風車の出現で消失してしまいました。 (添付資料省略)	無いよう録音をさせていただきます事を説明させていただいたと思いますが、今後も電話をいただきました際には録音を継続するとともに、マナーとして、録音させていただきますことへの告知をお許しいただく所存でございますので何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
206	建設に協力的な日本気象協会さんが遠近の調査を担当してますか、何百人位調査員が能登に入っておられますか。雑な調査は許されません。 私は過去 50 年ふるさとの生態系をかかわっています。たかだか一～二年の調査で解読できたら……！できるはずがありません。	専門の技術者による適切な調査を実施してまいります。

(意見書 132)

No.	意見の概要	事業者の見解
207	能登は、日本で唯一良質の珪藻土が採れます。その珪藻土は、能登特有の自然の恵みから生まれたものです。 里山を切り崩し自然を破壊する行為を認めるわけにはいきません。 当社は能登の珪藻土を使った「七輪」の製造メーカーでした。能登の素材をいかした産業に特化しております。 能登の里山を壊さないでいただきたい。	風力発電事業は、主に風車及びその周囲、管理用道路の点と線による整備であり、また、極力既存の道路を利用した計画を考えており、広範囲の開発はしない計画としております。地域の土壌環境を大きく変えるような改変は実施しない計画を考えております。

(意見書 133)

No.	意見の概要	事業者の見解
208	自宅前の河川は雨量(時間) 30 mm～40 mmで堤防が氾濫し、市道に水があふれ近々の建物約 15 棟が床上、床下浸水被害を受け大変困っています。 この上山の木を切り土地をかいこんすると水害のリスクが更に高まり人災となります。<u>保障していただけるのですか。</u> 河川の右岸、左岸に堤防の増設が必要です。右岸約 200m の嵩上げが必要。左岸約 100m 嵩上げが必要。上記のことをしていただけるのなら賛同します。	ご心配はごもっともな事だと理解いたします。そのため我々としまでも国、県等からの公共工事を請け負うような信用ある大手ゼネコンに工事を発注いたします。また、工事に際しては、行政の安全基準を満たさなければ工事許可が下りませんので、工事により自然災害の起因となることは考えておりませんし、弊社としまでも土木技術者を有した専門部署がございますので、工事中、工事後におきましても、厳しく現場の確認を行って参す所存でおります。 いずれにしましてもボーリング、地形調査等、事前調査、確認を徹底するとともに、崩落危険箇所等は避けると共に必要に応じては地盤改良等を実施した上で工事を進めてまいりますので、逆にご安心いただけると思います。また、工事前中後の要所要所において、工事業者も含めた地元説明会等の実施を予定しております。

(意見書 134)

No.	意見の概要	事業者の見解
209	低周波による健康被害が心配です。頭痛や睡眠障害、子どもへの影響はどうお考えなのでしょうか…気になるところです。 里山に及ぼす影響をもっと調べて頂きたいと思っています。騒音や低周波により、里に下りてくるイノシシが増えるとも聞いていますが、その事に関して調べないのでしょうか？	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年 5 月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のア

		ノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。 なお、哺乳類調査において現地でのイノシシの生息状況の把握にも努めてまいります。また、低周波音がイノシシに及ぼす影響については、以下の資料*にも記載されていますが、科学的根拠としては示されていないため、今後も文献収集に努めてまいります。 ※武田恵世（歯学博士、日本鳥学会員）氏講演会資料「シカ、イノシシ激増 土砂崩れ多発」
--	--	---

（意見書 135）

No.	意見の概要	事業者の見解
210	大きな物を設置するには重機を使って里山の木を切りながら入っていく必要がありますね。そこにある自然や動物の生態系を崩すおそれがあると思います。今の必要な電力を補う程の発電はできないと聞きました。故障した時の修理代や不要になった時の撤去費用も高額になりませんか？近くに住む方にも健康被害が出ているとも聞きます。一部の地権者だけでなく近くの住民の大多数の同意を得られるような安心とメリットを示してから着工を望みます。	風力発電事業は、主に風車及びその周囲、管理用道路の点と線による整備であり、また、極力既存の道路を利用した計画を考えており、生態系のバランスを壊す広範囲の開発はしない計画としております。 故障した際の修理代や風車の撤去費用は、運営時に積み立てた費用により賄います。 各項目において、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、健康被害が発生しない事を確認、前提とした上で、開発を進めてまいります。 引き続き、住民の皆様に対して事業に関する情報提供やご要望に応じた住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて事業計画を検討してまいります。

（意見書 136）

No.	意見の概要	事業者の見解
211	工事中の騒音で他の住民が困らないか水が濁るか心配です。	濁水が発生した場合には、沈砂池で濃度緩和した後、土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることで濁水の常時水流への混入を防いでまいります。なお、一時的にできた裸地には緑化等により法面を保護し、土砂流出を防ぐ計画です。 また、工事中の騒音の影響については、現地調査結果を踏まえて、可能な限り回避または低減できるよう工事計画を検討いたします。

（意見書 137）

No.	意見の概要	事業者の見解
212	里山を切り崩し自然を破壊し、能登の地場産業の破壊につながります。 里山を切り崩し、木材を伐採することにより、山から海に流れ出る山の恩恵を受け、七尾湾が良質な漁場となっており、その山の恩恵がなくなるということは能登の多くの産業の衰退につながります。里山を切り崩すことに反対です。企業として反対です。	風力発電事業は、主に風車及びその周囲、管理用道路の点と線による整備であり、山地の土砂が多量に河川や海に流出し、七尾湾の良質な漁場が消失するような広範囲な森林伐採はしない計画となっております。

(意見書 138)

No.	意見の概要	事業者の見解
213	自然環境、人体への影響が心配です。	今後の現地調査を踏まえて、自然環境への影響を極力回避または低減できるよう事業計画を検討いたします。 また、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年 5 月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年 5 月)を参考にしながら評価いたします。人体への影響については、最新の知見の収集に努めてまいります。

(意見書 139)

No.	意見の概要	事業者の見解
214	土砂災害について、木を伐採することで山の保水量が失われ土砂災害のリスクが大きくなるのではないのでしょうか。もっと調査が必要だと思います。 水、海のなりわいについて、木の伐採にて、山の栄養素、ミネラルが低下すれば水の水質、そして海の生き物にも影響していきます。日本人は現時点でもミネラル不足なので、健康被害にもつながるのではないのでしょうか。	工事に際しては、行政の安全基準を満たさなければ工事許可が下りませんので、工事により自然災害の起因となることは考えておりません。いずれにしましてもボーリング、地形調査等、事前調査、確認を徹底するとともに、崩落危険箇所等は避けるとともに必要に応じて地盤改良等を実施した上で工事を進めてまいります。

(意見書 140)

No.	意見の概要	事業者の見解
215	設置を検討している地域及びその周辺区域には希少な野鳥が多く観察されており、また希少野生動植物も多く生息していますが、これらの生態系への影響について十分な調査をされた上での計画なんではないのでしょうか？また七尾西湾は牡蠣貝の養殖が盛んな地域でもありますが、環境を破壊することで海水の質が悪化し養殖業に影響しないのでしょうか？また、低周波による子供達への影響について、他人事ではなく自分事として考えて頂きたいと思います。 能登の里山里海の景観を楽しみに国内外から訪れた方々は風車に囲まれた景観を見てどう思うのでしょうか？その中で育っていく子供達は風車に囲まれた地元を誇りに思えるのでしょうか？ 周辺地域では度々川が氾濫していますが、風車設置のために山を切り拓くと更に水害のリスクが高まるのではないのでしょうか？是非、充分な調査と地元住民への充分な説明を望みます。	風力発電事業は、主に風車及びその周囲、管理用道路の点と線による整備であり、また、極力既存の道路を利用した計画を考えており、生態系のバランスを壊す広範囲の開発はしない計画としております。今後、動植物、生態系の調査を実施し、その結果を踏まえ、専門家の意見を交えながら、予測、評価及び環境保全措置について検討してまいります。 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年 5 月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年 5 月)を参考にしながら評価いたします。

		また、能登の里山里海の景観に配慮した計画となるよう検討いたします。 工事に際しては、行政の安全基準を満たさなければ工事許可が下りませんので、工事により自然災害の起因となることは考えておりません。いずれにしましてもボーリング、地形調査等、事前調査、確認を徹底するとともに、崩落危険箇所等は避けるとともに必要に応じては地盤改良等を実施した上で工事を進めてまいります。
--	--	---

(意見書 141)

No.	意見の概要	事業者の見解
216	・もし作ってからはねがこわれたらなおしてくれるんですか？	弊社で修復いたします。
217	・24 時間ずっと風車の音がしているってことですよね？	風車から発生する音としては、モーターが回転する音やブレードが回転する際にシュッシュというスウィッシュ音がございますが、いずれも稼働時に発生する音となります。 風車は風が弱い時または強風時は稼働しませんので、24 時間風車の音がしているとは限りません。
218	・災害リスクについての調査計画が不十分なのは？	基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」(昭和 39 年法律第 170 号)に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」(平成 9 年通商産業省令第 53 号)により落雷や地震、台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うことが定められております。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組がございまして、また同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。
219	・湧き水のえいきょうを全然考えていませんよね？	地元の方が生活用水として利用されている湧水への影響は回避が基本であると認識しております。湧水は、粘土質など水を通しにくい地層の上に存在する比較的地表に近い部分を流れる地下水ですが、地下水脈に当たる場所には風車を設置できないため、風車の基礎設置場所において事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。
220	・ペットのこともむしするんですか？	風車設置予定地の近隣の民家からは、十分に離隔をとった計画を予定しており、低周波音の影響はないものと考えております。

(意見書 142)

No.	意見の概要	事業者の見解
221	騒音が心配	風車の配置に当たっては、現地調査により周辺地域の音環境を適切に把握した上で、予測及び評価を行い、環境基準値及び「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年 5 月)と整合が取れるような計画となるよう検討いたします。

(意見書 143)

No.	意見の概要	事業者の見解
222	景観が悪化する。	景観が悪化してしまわないよう、可能な限り景観影響を低減できるよう配慮いたします。

(意見書 144)

No.	意見の概要	事業者の見解
223	・里山の風景を残してほしい。	里山の風景に配慮した計画となるよう検討いたします。
224	・ホテルがいなくなる様な事は止めてほしい。	ホテルについても、適切な調査、予測及び評価を実施いたします。 風力発電事業は、主に風車及びその周囲、管理用道路の点と線による整備であり、また、極力既存の道路を利用した計画を考えており、生態系のバランスを壊す広範囲の開発はしない計画としております。よって、ホテルの生息地(湿地及び河川)に土砂流出し、ダメージを与えるような広範囲な森林伐採はしない計画となっております。なお、風車整備の際には、沈砂池等の対策を講じ、周辺の河川等に極力土砂の流入をさせない等の実行可能な保全措置について検討してまいります。
225	・健康被害が出るといわれている範囲内に住んでいる人々は「がまん」しなければいけないのでしょうか。	まずは事前騒音調査を実施し、風車建設後の騒音状況についてシミュレーションを行い、健康被害が発生しない事を確認、前提とした上で、開発を進めてまいります。 また、状況によっては建設後の騒音調査を実施し、事前調査結果および法令基準値との比較、分析を行った上で、健康被害との因果関係を調査します。

(意見書 145)

No.	意見の概要	事業者の見解
226	本事業で風力発電機を山間部へ建設するとの事ですが、素材にプラスチック性の機器を使用し先進国ならびに途上国であっても還元がリサイクルするもので、かつ現在の再利用状況では有効活用が一部です。全て回収し得ても、土壌並び海洋環境への影響を保全し得れない計画です。貴社につきましては将来的に保証があるとしましても機器の修繕や倒壊や解体や破損の際の運営方針が国民の誰一人にも認知されていない。 保全を論ずる前に資源地である所に建設する発案が着工から解体まで危険で不可解極まりなく、現代の土砂災害が進む山間部での保全とは論ずるにあたらない計画です。 国土と風土に生産性のある保全計画が必要です。	施設の設計の安全性の確保、廃棄物の再利用の促進、撤去についても適切に対応できるよう検討してまいります。 機器の修繕等、設備のメンテナンスについては弊社で対応いたします。 また、工事に際しては、行政の安全基準を満たさなければ工事許可が下りませんので、工事により自然災害の起因となることは考えておりません。いずれにしてもボーリング、地形調査等、事前調査、確認を徹底するとともに、崩落危険箇所等は避けるとともに必要に応じては地盤改良等を実施した上で工事を進めてまいります。

(意見書 146)

No.	意見の概要	事業者の見解
227	私はかつて中能登町に住んでいた者です。 次の理由から反対します。 1. 落雷の被害があること。中能登の基石ヶ峰で風力発電をやる時に懸念されていたのに敢行、結局実際には落雷が増え、撤去されてから殆どなくなりました。	基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」(昭和39年法律第170号)に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」(平成9年通商産業省令第53号)により落雷や地震、台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うことが定められております。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組がございます。また同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。
228	2. 折角の古里の景観が壊されます。単なるノスタルジ	皆様の古里への思いを尊重し、観光名所においても、

	アではなく、各地から訪れる観光客のためにも大切にしたい。	景観への影響を低減できるよう努めてまいります。
229	3. 低周波により近くの住民への影響が懸念されます。お金に代えられない問題が利益やメリットの強調で軽視されては困ります。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。
230	4. 生きている動物たちへの悪影響は軽視できません。只でさえ猪の出没が増えつつあり低周波で山地から里へ追い出されたりニワトリが卵を産まなくなったり、牛馬、そしてペットなどへの影響も重視すべきです。	風車の低周波音が動物へ影響を与えたという科学的根拠が示された文献は現状ございません。今後も文献収集に努めてまいります。
231	5. 地震対策がどうなのか不安です。	「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」により、地震に関しては、500 年に 1 度の割合で発生する地震荷重にも耐えられる設計であることが求められておりますので、安全に設計できると考えております。

（意見書 147）

No.	意見の概要	事業者の見解
232	私は中能登町出身の一人として次の意見を記します。 一、能登半島にはこれまでに地震が起きており、今後の可能性と建造物の耐震性や周辺への影響はどのように検討されていますか。2007 年、2020 年の地震の記憶は鮮明です。近隣住民の懸念に応えられるだけの科学的知見、客観的資料の開示が必要と考えます。	「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」により、地震に関しては、500 年に 1 度の割合で発生する地震荷重にも耐えられる設計であることが求められておりますので、安全に設計できると考えております。
233	二、鳥獣被害をどのように想定し対策をどのように策定していますか。過疎化が進む中、猪や熊が人家近辺に近づく傾向が強まっています。風車建設により騒音や低周波の影響から一段と猪や熊が人家近くにまで出没し住民に被害や不安を及ぼすのでないかという懸念について真剣な検討と対策の提示が必要と考えます。	哺乳類調査において現地でのイノシシ等の生息状況の把握にも努めてまいります。また、低周波音がイノシシに及ぼす影響については、以下の資料*にも記載されていますが、科学的根拠としては示されていないため、今後も文献収集に努めてまいります。 ※武田恵世（歯学博士、日本鳥学会員）氏講演会資料「シカ、イノシシ激増 土砂崩れ多発」
234	三、能登は日本でも有数の雷鳴落雷の多い地域となっています。巨大な風車設置に伴い、落雷の可能性と影響・被害の想定はどうなっているのか、避雷の対策と効果の程は如何なものか、住民に納得できるように開示すべきと考えます。	風車上空で雷の発生時には落雷検出装置で落雷を検知し、落雷時に風車を停止させる対策を施し、破損したブレードが落下することによる事故を防いでまいります。万が一、風車が破損や故障してしまった場合は、積み立てた費用により、修繕を行う予定です。 また、落雷の被害等について、最新の知見の収集に努めてまいります。
235	四、今回の事案は原発と異なり自然エネルギーの利用は良いとしても、利益第一の事業は許されません。能登では、かつて志賀町と珠洲市で原発を巡って住民が賛否に分れ電力会社の利益誘導や画策によって分断された苦い経験があります。志賀町では当時、メリットばかり並べられて賛成し今では後悔している住民が多数います。住民や自治体にとって真に利益やメリットが本当にもたらされるのか、長期的に考えても次世代	弊社としては、再生可能エネルギーの普及拡大を通じてエネルギー自給率と地球温暖化対策等に寄与することを目的として風力発電事業の計画を行っております。 各地区および自治体の皆様とともに、長期的に意義のある地域貢献策の検討を進めてまいりたいと考えます。 地権者様とのご契約内容については各地権者様が十

	が納得できるのか、地権者の権利保護と契約内容等疑問が残っています。以上の諸点から私は反対の意思を表明するものです。	分ご理解いただけるとご説明に努めてまいります。
--	---	-------------------------

(意見書 148)

No.	意見の概要	事業者の見解
236	・湧き水への影響について水質調査ポイントを増やして調査して欲しい。	湧水は、粘土質など水を通しにくい地層の上に存在する比較的地表に近い部分を流れる地下水ですが、地下水脈に当たる場所には風車を設置できないため、風車の基礎設置場所において事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。
237	・能登中風力発電・中能登ウィンドファーム事業合わせて 33 基です。西能登ウィンドファームの 30 基、南志見風力発電 12 基、能登里山風力発電 17 基、虫ヶ峰風力発電 13 基に比べて事業実施想定区域面積に対する風力発電機が多いため、環境影響が大きくなるのではないかと気がかかります。	ご指摘のとおり、本事業計画地には複数の計画や稼働中の風車がございますので、他事業の情報収集に努めるとともに、他事業者より諸元が提供いただけた場合、累積影響が生じる可能性のある項目において予測し、適切に評価いたします。

(意見書 149)

No.	意見の概要	事業者の見解
238	私は、神奈川県在住ですが、農繁期には七尾市に滞在して、本地域の農業者を手伝っているものです。自然豊かな桃源郷のような場所に、大規模風力発電事業計画があると聞いて、意見を述べさせていただきます。 1) 環境環境評価について 水源地を有する山林の尾根に 16 基もの風車を建設予定とのことですが、そのために、森林を伐採して舗装道路を造り、山肌や尾根を削り整地する大規模な工事が行われます。その結果、地上と地下の水脈に大きな影響を与えることが予想されます。地域の農業、特に中山間地域の水田は山からの清冷な湧き水に頼っており、影響は計り知れません。環境影響評価として、水脈調査は必須です。また、同地域は、イノシシが里に降りて農作物の被害が増えつつあり、山及び森林の生態系がこれ以上悪化すれば、ますます獣害は増えるものと予想されます。	風力発電事業は、主に風車及びその周囲、管理用道路の点と線による整備であり、また、極力既存の道路を利用した計画を考えており、生態系のバランスを壊す広範囲の開発はしない計画としております。また、対象事業実施区域は、植林を中心としたもので、植生自然度の高いエリアは回避する計画となっております。なお、風車整備の際には、沈砂池等の対策を講じ、周辺の河川等に極力土砂の流入をさせない等の実行可能な保全措置について検討してまいります。 また、地元の方が生活用水として利用されている湧水への影響は回避が基本であると認識しております。湧水は、粘土質など水を通しにくい地層の上に存在する比較的地表に近い部分を流れる地下水ですが、地下水脈に当たる場所には風車を設置できないため、風車の基礎設置場所において事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。 なお、イノシシ等の生息状況については、今後の調査で調べてまいります。
239	2) 風力発電による低周波被害への懸念 大規模風車の稼働による、低周波の健康被害が各地で報告されています。環境省は本件について「指針」に留まり、因果関係を明示していませんが、建設されて健康被害が起きてからでは取り返しがつきません。生態系への影響も未知数です。連続する低周波の影響については、住民が納得するまで議論されるべきです。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年 5 月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアンノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年 5 月)を参考にしながら評価いたします。 また、風車の低周波音が動物へ影響を与えたという科学的根拠が示された文献は現状ございません。今後

		も文献収集に努めてまいります。
240	3) 20 年後の撤去と現状復帰について 現在の再生可能エネルギー普及促進は、政府が 2050 年を目標に打ち出す「脱炭素社会」が後押しするものですが、そもそも、脱炭素を担うのは、二酸化炭素を吸う健全で豊かな森林の育成にあります。それを破壊して建設される大規模な風力発電やメガソーラー発電は本末転倒です。 また、風や太陽光のように天気に左右される発電が主力になることはあり得ません。需給バランスを調整するために出力コントロールが可能な火力発電が必要になります。風力発電や太陽光発電所は、脱炭素のためではなく、20 年間の「固定価格買取制度」に保証された売電による投資目的で建設されます。 20 年後、風力発電施設はどうなるのでしょうか。撤去されて、もとの自然に戻るのでしょうか。一時的な利益のために、何世代も先の子孫に残すべき自然環境や多様性ある豊かな生態系を破壊するのは不合理であり、その修復費用を考えた場合、損益が大き過ぎます。	弊社としては再生可能エネルギーの普及に取り組んでいく所存ですが、ご指摘のとおり環境への配慮も必要と考えております。 環境影響評価を通じて、環境に配慮した事業計画となるよう取り組んでまいります。
241	4) 土砂災害の危険 近年、予想がつかない豪雨や台風の巨大化にともない、中山間地域の各地で土砂災害が起きています。大規模風力発電やメガソーラー発電のために行われる、人間都合の山林の造成や整地は、当該地域にさらなる土砂災害被害をもたらす危険性があります。 百歩譲って、この事業計画が実施されるのであれば、事業者は破壊された自然環境をもとに戻すところまで責任をもつ必要があると思います。 建設ありきの計画と説明ではなく、本当に地域と日本に有益か否かの議論を求めます。	土砂災害や水害といった防災の観点からの対策に関しては、別途実施する林地開発許可制度の中で、関係部署と協議を行ってまいります。 引き続き、住民の皆様に対して事業に関する情報提供やご要望に応じた住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて事業計画を検討してまいります。

(意見書 150)

No.	意見の概要	事業者の見解
242	大型風力発電には懸念があります。 バードストライクについては、どのようにお考えでしょうか。 以下は山階鳥類研究所 HP の記事です。 「バードストライクにより死亡する鳥の個体数は、アメリカ全体で年間最大 40 万羽にのぼるという推定もあります。日本においてもバードストライクは多く発生します。日本野鳥の会の死体収集調査によれば、国内 22 カ所の風力発電施設で 2000 年からの 10 年間、合計 102 件のバードストライクが確認されています。衝突し地面に落下した鳥は、キツネなどの捕食者に持ち去られ見落とされる場合が多いため、実際のバードストライク発生数はさらに多いともいわれています。 衝突する鳥の種類は多岐にわたりますが、国内では上記 102 件のうち猛禽類が半数を占め、そのうちのおよそ 1/3 をオジロワシやオオワシなどの絶滅危惧種が占めています。これらの種では、わずかな死亡率の上昇で種や個体群の絶滅リスクが増大してしまうため、バードストライクの防止は喫緊の課題となっています。」 地球はヒトだけのものではありません。また、首都圏の便利のために地方が犠牲になることも理不尽だと感じます。電力は地産地消とし、規模を縮小して地元のための発電をするためであれば、大型の風車は必要ないのではないのでしょうか。大型になればなるほど、地域への負荷も大きいものになります。鳥だけでなく、	ご指摘を踏まえ、鳥類調査を実施することで、希少鳥類の生息・分布・移動状況を把握するとともに、調査結果に基づき、専門家の意見も踏まえながら、予測、評価及び環境保全措置について検討いたします。 また、一般鳥類、猛禽類、渡り鳥の調査を実施することで飛翔ルート及び営巣地等を把握し、その結果を風車の位置の検討に反映させます。バードストライクについては、今後も有効性のある防止策など情報を収集し、環境保全措置を検討してまいります。

	常時発生する重低音は虫や小動物、さらにはヒトや大型哺乳類にいたるまで影響を及ぼすことにもなるでしょう。 どうか、今一度ご一考をよろしくお願いします。	
--	--	--

(意見書 151)

No.	意見の概要	事業者の見解
243	七尾市七原の友人宅に数日間泊まったことがあります。 当時東京に住んでいた私は、自然の営みは朝から晩まで本当に繊細で微妙なバランスの中で成立しているのだと感じました。特に里山の自然はある種の閉じた空間で、そこに長年存在してきたもの同士のバランスがとても重要なのだと思います。 そのバランスを変える行為を加えた時、どんな変化が起こるのか。それを判断するのは容易なことではありません。そして、もし削ったものや加えたものが間違っていたら、そのバランスを元に戻すことは不可能に近いはずです。 そのバランスの中でこれまで生きてきて、そしてこれからも生きていく人々の意見を聞き、その土地の動植物や自然環境のことを第一に考えてください。宜しくお願いいたします。	事業の計画に当たっては、森林伐採面積を最小限にする等、可能な限り自然環境を維持できるよう検討いたします。

(意見書 152)

No.	意見の概要	事業者の見解
244	計画されている地域は、集落もあり、動物のみならず、人も住んでいます。一度作ってしまうと廃業も難しく、健康被害や土砂災害などがあっても、地元民が我慢するしかなくなります。アメリカのような、何キロにも渡り、人がいないような場所ならともかく、狭い日本では難しいと思います。事業の中止を、どうぞ宜しくお願い致します。	土砂災害や水害といった防災の観点からの対策に関しては、別途実施する林地開発許可制度の中で、関係部署と協議を行ってまいります。 なお、先ずは事前騒音調査を実施し、風車建設後の騒音状況についてシミュレーションを行い、健康被害が発生しない事を確認、前提とした上で、開発を進めてまいります。

(意見書 153)

No.	意見の概要	事業者の見解
245	今回、能登に沢山の巨大な風力発電機が多数建設されるかも、という話を聞き、まずは能登の美しい景観が損なわれること、そして山が切り開かれ、自然環境が破壊され生態系が崩れるだろう、ということ想像しました。 今まで長い年月をかけて培われた自然環境は、一度壊してしまったら取り返しがつきません。クリーンエネルギーは理想ですが、エコなはずのクリーンエネルギーの開発のために、豊かな自然環境が壊されることには矛盾を感じます。 また、北陸は有数の雷発生地域であり、これまでも風車も落雷により破損の被害を受けています。大きくなるほど落雷のリスクが高まります。 さらに、1500m以内に民家があるとのことですが、低周波による健康被害をどのように考慮しているのでしょうか？ もし被害があった場合の対応、補償などは明確にしておくのは企業の責任として当然の事で、近隣住民や市や町へ徹底した周知をお願いします。 以上、計画の見直しをお願い致します。	事業の計画に当たっては、森林伐採面積を最小限にする等、可能な限り自然環境を維持できるよう検討いたします。 また、風車上空で雷の発生時には落雷検出装置で落雷を検知し、落雷時に風車を停止させる対策を施し、破損したブレードが落下することによる事故を防いでまいります。 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成29年5月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関

		する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。 上記のとおり、まずは事前騒音調査を実施し、風車建設後の騒音状況についてシミュレーションを行い、健康被害が発生しない事を確認、前提とした上で、開発を進めてまいります。
--	--	---

（意見書 154）

No.	意見の概要	事業者の見解
246	温暖化による気候変動が叫ばれている中、自然エネルギーの推進そのものには賛成です。 しかし、自然環境破壊と近隣住民の生活環境問題が発生を伴うやり方となつては本末転倒ですので、意見いたします。 まず、180m もの高さの風車をたてるとのことですが、世界農業遺産の自然景観が絶望的に破壊される大問題と考えます。 また、パーツを数分割して運ぶとのことですが、トレーラーで運ぶ道が 2.5m 以上を超え、これは山の生態系破壊と土砂災害を招くことに成ります。(近年の土砂災害は不良な道路工事による人災という自伐型林業推進協会の知見による) 山の生態系の破壊は、河川の生態系、さらには七尾湾内の生態系の破壊につながり、養殖業者、その他水産業者への悪影響を及ぼします。 以上より、環境負荷が極小となる小規模なものを分散的に設置する計画への見直しを求めます。	世界農業遺産の自然景観について、景観影響を可能な限り低減できるよう努めてまいります。 また、風力発電事業は、主に風車及びその周囲、管理用道路の点と線による整備であり、また、極力既存の道路を利用した計画を考えており、生態系のバランスを壊す広範囲の開発はしない計画としております。よって、山地の土砂が多量に河川や海に流出し、七尾湾の生態系破壊、養殖業、水産業にダメージを与えるようなことはないと考えております。 なお、工事に際しては、行政の安全基準を満たさなければ工事許可が下りませんので、工事により自然災害の起因となることは考えておりません。いずれにしてもボーリング、地形調査等、事前調査、確認を徹底するとともに、崩落危険箇所等は避けるとともに必要に応じては地盤改良等を実施した上で工事を進めてまいります。

（意見書 155）

No.	意見の概要	事業者の見解
247	我が家には、小さな子どもがいます。対象となっている地域は、子ども達が里山で遊んだり、農業体験をしたりと大切な里山でもあります。そのようなことが、全く調査対象に入っていないですね？いつの間にか、風力発電事業の話が出てきていて、正直びっくりしています。 こののどかな里山が失われてしまうことがとても心配ですし、低周波による健康被害を軽く考えているのでは？と思ってしまいます。	今後の調査においては関係機関への聞き取り等も行い、地元の皆様や子ども達が集い自然と触れ合う場についても確認並びに現況把握に努め、本事業によって生じる可能性のある影響を極力回避または低減するよう検討してまいります。 また、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。

（意見書 156）

No.	意見の概要	事業者の見解
248	風車により野鳥が減ると生態系のバランスが崩れます。里山全体に及ぼす影響をもっと調べてください。 低周波による健康被害、水質の低下、自然破壊等問	今後の調査において動植物、生態系についての調査を実施し、その結果を踏まえ、専門家の意見を交えながら、予測、評価し、風車への影響を回避・低減できる

	題は山積み。	ような環境保全措置について検討してまいります。 また、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。 なお、濁水が発生した場合には、沈砂池で濃度緩和した後に土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることによって濁水の常時水流への混入を防いでまいります。なお、一時的にできた裸地には緑化等による法面の保護を行うことによって土砂流出を防ぐ計画です。
--	---------------	---

（意見書 157）

No.	意見の概要	事業者の見解
249	〇〇保育園では、七原でつくられている自然栽培のお米を給食でいただいています。 風力発電が、この自然にどのように響くのか心配しています。湧き水への影響、水質は変わらないのか？また、風車のせいで野鳥が減ったり、森の木を切ること土砂災害も心配です。 風力発電は一見、自然にやさしいイメージがありますが、長い目で考えると心配がたくさんあります。能登中風力発電事業、及び中能登ウィンドファーム事業は時代に逆行していると思われるので、中止を求めます。	地元の方が生活用水として利用されている湧水への影響は回避が基本であると認識しております。湧水は、粘土質など水を通しにくい地層の上に存在する比較的地表に近い部分を流れる地下水ですが、地下水脈に当たる場所には風車を設置できないため、風車の基礎設置場所において事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。 また、濁水が発生した場合には、沈砂池で濃度緩和した後に土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることによって濁水の常時水流への混入を防いでまいります。なお、一時的にできた裸地には緑化等による法面の保護を行うことによって土砂流出を防ぐ計画です。 野鳥については、今後、鳥類調査を実施し、その結果を踏まえ、専門家の意見を交えながら、予測、評価し、風車への影響を回避・低減できるような環境保全措置について検討してまいります。 なお、工事に際しては、行政の安全基準を満たさなければ工事許可が下りませんので、工事により自然災害の起因となることは考えておりません。いずれにしてもボーリング、地形調査等、事前調査、確認を徹底するとともに、崩落危険箇所等は避けるとともに必要に応じては地盤改良等を実施した上で工事を進めてまいります。

（意見書 158）

No.	意見の概要	事業者の見解
250	火力や原発による発電を減らし、環境にも健康にも万が一の事故に対するリスクマネジメントとしても、自然エネルギーや再生エネルギーには無意識のまま良いイメージがもたされています。しかし、実際に風力	今後、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、健康被害が発生しない事を確認、前提とした上で、開発を進めてまいります。

	発電が建設された町や地域に必ずといっていいほど、環境被害や健康被害に対する切実な訴えがあるのは、なぜでしょうか？風力発電が成功しているように言われているヨーロッパや欧米でも、環境問題を解決できず、すでに陸上では建設困難、洋上も頭打ちだとされる中、どのように「環境を守る」のでしょうか？ひとつの森が壊れた時にその地域だけではなく、日本全体、地球規模での影響まで考慮されているのでしょうか？	
--	--	--

(意見書 159)

No.	意見の概要	事業者の見解
251	・住民の関心や心配に応えるような調査内容になっていません。 雷や風雪など地域特性も十分に考慮されておらず、かなり甘い見込みで書かれているというのが、地元の人間の率直な感想です。 資料にも十分に当たっているとはいえず、簡単に入手できるもので、事業者都合のよいように書かれています。地元の人間に資料の貸出などはほとんど依頼されていないようであり、資料が少ないものについては、住民への聞き取りを行うなどして補完する必要があります。つまり、この方法書は極めて不十分なものと言え、修正版の提出を求めます。	各項目の調査、予測及び評価手法については、「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、令和2年)を基にしております。今後、最新の知見の収集に努めるとともに、適切に調査、予測及び評価いたします。 方法書においては、公的な資料及び自治体へのヒアリングにより情報収集を行ってまいりましたが、今後説明会等を通じて地元の方々からの情報収集にも努めてまいります。
252	・方法書の縦覧および説明会の実施についての住民への周知は極めて不十分かつ不適切でした。説明会開始日時時点で、事業実施区域の住民の95%以上は、説明会はおろか、事業計画そのものについて、知らなかったというありさまであります。よって、アセスメントのプロセスをいったん中止し、住民への情報提供と合意形成をするよう求めます。	引き続き、住民の皆様に対して事業に関する情報提供やご要望に応じた住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて事業計画を検討してまいります。

(意見書 160)

No.	意見の概要	事業者の見解
253	本件は確実に住民の暮らしに負の影響を与える事業なので、将来的に補償が必要になる可能性が高い。よって、住民の生活の質に関わる環境的な変化をみるためのベースライン調査を行うべきであるが、当該の方法書では、その視点が欠落している。以下に必要と思われる調査の一部を箇条書きにする。 ・住民が飲用している湧水や井戸水の質（にがりなどといった単純なものではなく、ミネラル量やバランスなども含む） ・水田に引いている用水の質、そこでとれる米の収量高や品質 ・住民の健康状態（騒音や低周波の影響を調べるため） ・獣害の状況 ・里海の水質（牡蠣の養殖や漁業への影響を調べるため） ・牡蠣をはじめとする海産物の大きさや質 ・観光や人的交流の状況、移住者数、経済効果 ・土砂災害や水害の状況 ・落雷や風害の状況	・地元の方が生活用水として利用されている湧水への影響は回避が基本であると認識しております。湧水は、粘土質など水を通にくい地層の上に存在する比較的地表に近い部分を流れる地下水ですが、地下水脈に当たる場所には風車を設置できないため、風車の基礎設置場所において事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。 ・濁水が発生した場合には、沈砂池で濃度緩和した後、土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることで濁水の常時水流への混入を防いでまいります。なお、一時的にできた裸地には緑化等による法面の保護を行うことによって土砂流出を防ぐ計画です。 ・「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成29年5月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏

		性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。 ・獣害の生息状況については、今後調査してまいります。 ・風力発電事業は、主に風車及びその周囲、管理用道路の点と線による整備であり、また、極力既存の道路を利用した計画を考えており、山地の土砂が多量に河川や海に流出し、牡蠣の養殖場付近に影響するような広範囲の開発はしない計画としております。 ・皆様に親しまれている景観や観光地の景観について配慮した計画となるよう努めてまいります。 ・工事に際しては、行政の安全基準を満たさなければ工事許可が下りませんので、工事により自然災害の起因となることは考えておりません。いずれにしましてもボーリング、地形調査等、事前調査、確認を徹底するとともに、崩落危険箇所等は避けるとともに必要に応じては地盤改良等を実施した上で工事を進めてまいります。 ・落雷や風害の状況については、最新の知見の収集に努めてまいります。
--	--	---

(意見書 161)

No.	意見の概要	事業者の見解
254	七原で畑を借りて自然栽培をしているものです。将来的に移住するつもりなので、勝手に風力発電など作られては困ります。せっかく若い人たちが戻り始め、移住者もでてきたというのに、全部台無しになってしまいます。わざわざ巨大な風車の近くに住みたいと思う人なんていませんから。 そういうことの影響は調べないのでしょうか。人が去り、町が消えていくという、大きな損害をどのように補償するおつもりですか。お金などでは補償できません。補償できないなら、計画を白紙に戻してください。 脱炭素化は必要ですが、巨大風力発電という手法は環境も人間を含むいきものの暮らしも破壊します。CO₂排出を削減したいなら、無駄な消費と労働を減らして、不必要な電力消費をやめればいいだけです。 そもそも、あなたたちのお金儲けのために、なぜ私たちが犠牲にならないといけないのでしょうか。頼まれてもいないのに勝手に外から来て、私たちの地域をめちゃくちゃにしながら、自分たちは利益を得て安寧な生活をするって、どのような倫理観なのでしょうか。 こんなエネルギー植民地みたいなこと、やめませんか。今の時代、こういうことは白日のもとにさらされ、投資家も手を引くようになっていくと思うので。 なお、私たちは泣き寝入りをするつもりはありません。	弊社としては、風力発電を通じて再生可能エネルギーの普及に努めてまいります。 今後、地域の皆様には弊社の事業についてご理解いただけるよう取り組んでまいります。

(意見書 162)

No.	意見の概要	事業者の見解
255	○建設時だけでなく、撤去の際にも環境的に相当量の負荷がかかります（産業廃棄物の処理など）。人や動植	撤去に関しては今後検討を行います。地権者との協議となりますが、覆土や必要に応じて植林等の措置を

	物にも影響を及ぼすことが予想されますので、建設時だけでなく、事業撤退後の発電機設備等の撤去にかかる手順、工期、環境影響の調査、予測及び評価を計画し、示してください。	行う事を想定しています。環境影響評価法では、撤去単独の場合の規定はないため予測等は想定しておりませんが、廃棄物の処理については適切に実施いたします。
256	○建設時の森林伐採および風車の稼働により、イノシシ等による農作物の被害や人への被害の危険性が増大します。よって、獣害についても評価項目にあげ、調査、予測及び評価の実施をしてください。	環境影響評価の予測としては、重要種を対象としており、普通種となるイノシシ等の獣害については、予測及び評価の対象とされておりませんが、記録を行ってまいります。
257	○七尾市の景観計画では、建築物や工作物は「山稜の近傍にあっては、主要な視点場からの稜線を乱さないように、尾根からできる限り低い位置に配置するように配慮する」と書かれていますので、尾根を削り、その上に巨大な風車を建てるようなことはなさないでください。	七尾市の景観計画に沿った事業計画となるよう、関係機関のご指導を踏まえ、配慮してまいります。
258	○多くの人から、疑問や意見が出されていると思いますが、納得のいく回答が得られず、懸念事項が一扫されない場合には、人や環境への悪影響は回避できないとみなさざるをえません。本事業計画には、ゼロオプションの設定をお願いします。	本事業は風力発電所の設置を目的としておりますのでゼロオプション設定の選択肢はないものと考えております。

(意見書 163)

No.	意見の概要	事業者の見解
259	昨日、赤蔵山風力発電建設計画について誠意ある回答を文書にていただきました。 これまで4通貴社宛意見書をお届けしましたが、考えるにその内容は、もう1社、〇〇社のものでした。印象の悪い事申しましたが〇〇社さんの進め方は言葉にならない汚い手をつかっております。 当計画地（ふるさとの里山里海）には1～2年の素人ばい調査者では判断は無理です。我々はふるさとの自然を守ってゆくため動いているのです。仕事の事など度外視して〇〇さんそして〇〇の担当者と会ってみたいですね。〇〇さんはこちらに常駐ですか。	調査の実施に当たっては、専門の調査員が適切に対応いたします。

(意見書 164)

No.	意見の概要	事業者の見解
260	大雨時に泥水や土砂が流れ込まないか心配である。	濁水が発生した場合には、沈砂池で濃度緩和した後、土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることで濁水の常時水流への混入を防いでまいります。なお、一時的にできた裸地には緑化等による法面の保護を行うことによって土砂流出を防ぐ計画です。

(意見書 165)

No.	意見の概要	事業者の見解
261	①工事期間中の騒音について地元の使用する道路通行回避と工事概要に記載が有りますが吉田町内の通行を無しで工事が可能ですか。又、通行する場合には特に住宅地通行対策が計画されていますか。	現在、工事用車両の通行ルートは精査を進めております。吉田町内を通行する場合、その他町内においても同様に住民の方々への支障を最低限にすべく適切な対策を講じる予定であり、工事用車両の通行御ルート等が確定した段階で、住民の方々へのご理からのご解をいただけますよう説明会またはコロナ禍の状況次第では資料等の配布を実施いたします。
262	②造成工事で1箇所100m×100m程度の森林伐採及び林道の拡張に伴う土砂の流出、想定以上の雨水の河川に流入が考えられます。降雨時に下流農地及び住宅等に被害が出ない為の治水対策。	本事業では基本的に既存道路を活用して開発を行う予定であり、大規模に山を切り開いて新設道路を付ける計画はありませんので、風車建設によってふもとの河川の氾濫につながる可能性はないと考えております。

	造成工事で災害が起きた場合の責任は事業者及び地権者に対する割合はどのようになっていますか。 (利益を得る地権者の保障義務の有無)	す。 なお、工事に際しては、行政の安全基準を満たさなければ工事許可が下りませんので、その観点からも工事により自然災害の起因となることは考えておりません。いずれにしてもボーリング、地形調査等、事前調査、確認を徹底すると共に、崩落危険箇所等は避けると共に必要に応じては地盤改良等を実施した上で工事を進めてまいります。
263	③低周波及び騒音に対する住民の健康被害に対する対策の内容。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年 5 月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されています。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアンノイズが原因とされています。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年 5 月)を参考にしながら評価いたします。
264	④事業終了時に施設の撤去の計画。(再エネ特措法施行規則関係)	撤去については適切に実施いたします。
265	⑤事業終了時に開発地の緑化、植林等の計画。	地権者との協議となりますが、覆土や必要に応じて植林等の措置を行う事を想定しています。
266	⑥事業者が事業終了時に撤去が困難となった場合はどのように撤去方法。	基本的には上記 No263 で回答いたしました方法で撤去、現状復帰することを予定しています。構造物の撤去が困難となる場合には、地権者との協議の上対応を検討することとなります。

(意見書 166)

No.	意見の概要	事業者の見解
267	1 鳥類等について 七尾市から県への意見にも記載されていますタカ目の営巣について、「実施想定区域内に存在しない。」結果と記載されていますが、十年前にも当地区で風力発電の計画があり、その時にはタカ目の営巣があり計画が中止になった経緯があります。昨年の11月ごろ鳥類に詳しい〇〇氏から電話があり、今もタカ目の営巣が存在(確認されている)するのに何故このような結果が出たのか分からないとのこと。説明をお願いします。	十年前の風力発電計画についての経緯は存じておりません。今後、現地調査を実施し、対象事業実施区域とその周囲での鳥類相及びタカ目の営巣についても把握をまいります。その結果は、風車の配置の計画に反映させてまいります。
268	2 故障、耐用年数等について ①落雷等により故障した場合、どのような対応をするのか。	ブレードの付け替えなど、設備の修繕を適切に行います。
269	②耐用年数は何年か、又耐用年数終了後の風力発電の撤去等について、どのように考えているのか。	耐用年数は 20 年を想定しています。 構造物については残置せず適切に撤去を行います。また、地権者との協議となりますが、覆土や必要に応じて植林等の措置を行う事を想定しています。
270	③仮に貴社が倒産した場合、誰が責任を持って風力発電を撤去するのか。(永久に設置されているは、安全性、景観上も非常に危険のうえ迷惑である。)	本事業を承継する事業者が法により義務つけられている撤去積み立て費用を使って撤去を行います。本事業は第三者である融資先より採算上問題がないと判断された上で事業を進めて参りますので、倒産する事はありませんが、仮に弊社が倒産した場合、本事業の融資先が責任を持って本事業が適切に運営、継続なされるよう対策が講じられます。

(意見書 167)

No.	意見の概要	事業者の見解
271	自然エネルギーを生み出す風力発電については評価できるが、大規模な人工構造物を多数配置することに関しては、現在、国宝化を目指し、いろいろな活動を行っている地元の妙成寺（五重塔）の保全すべきである景觀に大きな支障を与えており、今後、様々な悪影響を及ぼすおそれがあるため、建設には反対です。 生まれ育った能登の里山里海の自然を守ることや、地元の重要な観光資源であるということも考慮をお願いしたい。	地元の重要な観光資源である「妙成寺（五重の塔）」に関して、地元関係機関やお寺の関係者と意見交換を進めております。引き続き、景觀に配慮した計画となるよう努めてまいります。

（意見書 168）

No.	意見の概要	事業者の見解
272	景觀 249 号線、滝谷口バス停から滝谷町へ行く途中からの景觀と農免道路からの景觀は極めて重要なスポットでありますので出来るだけ明確なフォトモンタージュをお願いします。	滝谷口バス停から滝谷町へ行く途中の道、もしくは農免道路からの妙成寺への景觀は、「滝谷地区」、「上甘田公民館」を主要な眺望点として選定しております。引き続きご意見を踏まえ、適切に調査地点を検討し追加してまいります。 なお 249 号線からの景觀については、「志賀町立熊野公民館」、「志賀町立上熊野公民館」も主要な眺望点として選定しております。今後、現地調査を行い、フォトモンタージュを作成し適切な予測評価に努めてまいります。

（意見書 169）

No.	意見の概要	事業者の見解
273	滝谷妙成寺の五重塔はシンボルであり江戸時代の雰囲気を残しており大事な空間なので風車が見えない様配置して欲しいものです。	「妙成寺（五重塔）」に関して、地元関係機関やお寺の関係者と意見交換を進めております。引き続き、景觀に配慮した計画となるよう努めてまいります。

（意見書 170）

No.	意見の概要	事業者の見解
274	国内の電力需要に水力発電では賄いきれません。戦前に生まれた人間であるから一家一燈のくらしを経験しています。 昔に戻る覚悟はできています。 年寄りの覚悟はとにかく、現代の暮らしは電気なしでは立ち行きません。CO₂の排出を抑え取り返しのつかない事故からも安全な風力を利用の発電は賛成です。 自然の景觀保持と生命多様性への配慮もして地域住民の了解を取り付ける手順を踏まえて事業がスタートするというのも納得できます。 羽咋市については自然の景觀というよりも国の重文に認定されている有形文化財がすくなくない。妙成寺五重の塔や氣多大社があります。天然記念物に指定されている氣多大社もありません。物理的な影響は及ばないとは思いますが、こういう地域には風力発電の施設はそぐわない。経済効率優先で歯止めのかからない施策の先例となることには絶対反対します。	「妙成寺（五重塔）」に関して、地元関係機関やお寺の関係者と意見交換を進めております。引き続き、景觀に配慮した計画となるよう努めてまいります。また、「氣多大社」については、可視領域計算において、不可視となっており、非選定としております。引き続き、住民の皆様にご理解いただけるよう、丁寧な説明に努めてまいります。

(意見書 171)

No.	意見の概要	事業者の見解
275	これで貴社への意見書は令和 2 年 7 月 13 日、11 月 30 日に続いて 3 通目になります。以降何の返事もいただいております。それでいて地元の事情に精通しない石川県環境審議会の諮問に基づく石川県知事の言動だけで此度の縦覧と説明です。地元の声を軽視した行動に仲間は皆怒っています。 ところで貴社のイメージを悪くした、昨年 11 月の我々地元の「令和夢回廊」の式場に突如テントを設置、信じられない方々をお招きし、説明会です。さらにその後、これらの方々と飲食をされたと聞いております。どなたとどこでどうなされたのかお尋ねします。クリーンエネルギーどころかブラックです。メディアにもお願すること考えています。 それと平然と県境をまたいで能登へ来ていますが大丈夫でしょうか。	引き続き、住民の皆様に対して事業に関する情報提供やご要望に応じた住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて事業計画を検討してまいります。
276	<u>説明会は各町内単位で！</u> 去る 1 月 8 日（金）の朝刊の片隅にほとんどの方が見落とす位小さく縦覧と説明会の「お知らせ」が載っていました。 誰が見なかったとしても関係なく「ヤッタ！」と言う実践がほしいのですか。 （添付資料省略）	今後、住民の皆様へ縦覧や説明会の開催等が広く周知されるよう努めてまいります。
277	今夕も 150 羽と 120 羽のコハクチョウ、マガンが塀へ向けて計画地上空を飛びます。 誰がアセスをやられたか！名前を聞けば調査のレベルがわかります。徹底的に追求します。	鳥類の貴重な情報、ありがとうございます。 ご指摘のとおり、渡り調査では、ハクチョウ類、マガン等についても調査し、飛翔ルート、飛翔数、飛翔高度等について把握してまいります。さらに地域の状況に詳しい専門家の意見を踏まえながら進めてまいります。
278	<u>現地の野鳥情報第 1 弾</u> ハクチョウらの飛行ルートをどうされますか。 只今 200 羽のハクチョウと国の天然記念物マガンが越冬しています。その群れが朝と夕風車の建設計画地上空を飛び七尾西湾と塀の志賀町の池の間を移動しています。 いまひとつは野鳥のメッカの河北潟、邑知潟と七尾西湾を結ぶハクチョウら多くの水鳥の飛行ルートがあります。風車が建てられた場合バードストライクは必至です。 これは幼児でもわかる事例です。七尾西湾地区の野鳥のサンクチュアリを破壊しないで下さい。 （添付資料省略）	ご指摘にあるハクチョウ類、マガン等の移動の飛行ルートについても調査を実施し、飛翔ルート、飛翔数、飛翔高度等について把握してまいります。さらに地域の状況に詳しい専門家の意見を踏まえながら、バードストライクに対する回避・低減等の環境保全措置については、最新の情報の収集に努めてまいります。
279	貴社のイメージは非常識でありルールを守っていないと感じております。 先般開催された「令和夢回廊」の会場へ押しかけ事業説明を行った由。さらに方法書作成の段階で地権者と交渉しているそうですが。なぜですか。	「令和夢回廊」の会場へのブース出展は、主催者様にご承諾並びにご理解をいただいた上、再生可能エネルギーに対する啓蒙活動の一環として行ったものです。地権者様との交渉は適宜丁寧なご説明に努めております。
280	こんな薄っぺらな紙に意見など書き切れません。意見は山ほどあります。公共施設の片隅に置かれた…配慮書をほとんどの住民は知らないですね。第 1、あの分厚い書類、拝読する気はありませんでした。 住民軽視でやってはいけません。単なるあなた方の金もうけ主義の延長です。事の成り行きによっては<u>強行に動くことを伝えておきます。</u> （添付資料省略）	弊社としては、再生可能エネルギーの普及拡大を通じてエネルギー自給率と地球温暖化対策等に寄与することを目的として風力発電事業の計画を行っております。 引き続き、住民の皆様に対して事業に関する情報提供やご要望に応じた住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて事業計画を検討してまいります。
281	七尾市にもハザードマップがあります。	ご意見を頂き、ありがとうございます。

(意見書 172)

No.	意見の概要	事業者の見解
282	前略 昨日に続いて意見書第 4 弾をお届けします。きのう 1 日地方の方々に聞き取り調査を行いました。結果、貴社は実に汚い手を使って事業に当たっている事がわかって来ました。 私（我々）は過去能登半島に於ける風車、太陽光、その他電力の取得施策に係ってますが貴社は単なる「もうけ主義」。悪質です。風力発電建設に関し能登半島のほとんどの建設に際し我々は実際に現地調査を行った事。また、相談も受け参入しました。 珠洲市では当時日本鳥類保護連盟石川県支部長として調査依頼があり会員多数と宝立山や大谷地区に入りました。珠洲市長に 2 度面談し貴重な野鳥の聖域をブッ壊してしまうと話し、計画の縮小を求めましたが強引に建設。以後調べたところあの野鳥たちは「どこへ消えてしまったのだ」ということです。 次いで石川県電気課仕様による輪島市三蛇山の 9 基の風車群です。 調査の折、大陸から日本海を越えて到達するツグミ、マヒワら冬鳥群の重要なポイントである事、さらにカミナリを呼ぶことも判明しました。輪島市は観光地にすると唱えましたが。…落雷の危険、さらに部品が調達できないとして先般取り壊してしまいました。 その他門前のサビヤ山、志賀町の能登金剛、酒見、北電、七尾市北部のパワーステーションなど風車建設に係っておりますが、中にはひどい調査結果もあり再調査を指示され一年建設が遅れた事業例もございます。 ところで貴社の計画についてどなたがアセスをやられたか存じませんが縦覧場所で分厚い報告書を見る気持ちは起こりません。 私（我々）の能登全域での風車建設資料と照合したので来たる 1 月 18 日（必着）で生物に係る記録を抜すいして送って下さいませんか。 それに依って今後どう動くか仲間と相談します。 不一	方法書の段階であり、今後実施する調査についての方法を示しております。調査のデータの記載はございません。 能登半島という特有な立地環境において、我が国の豊富な自然環境の中にある、風力という再生可能エネルギー資源を有効活用することにより、自然との共生を図りながら、我が国固有の課題に対応することを目指しております。 対象事業実施区域周辺の現状を把握するために、ご指摘いただいた内容を念頭におき、渡り鳥や猛禽類などの現地調査を実施し、環境への影響について予測及び評価いたします。そして、それらの結果を踏まえて、環境への影響を回避または極力低減した風車の配置や付帯する管理道などを計画し、予測・評価を行った上、必要となる適切な環境保全措置を踏まえて、準備書として公表いたします。 また、風車上空で雷の発生時には落雷検出装置で落雷を検知し、落雷時に風車を停止させる対策を施し、破損したブレードが落下することによる事故を防いでまいります。また、風車が破損や故障してしまった場合は、弊社で適切に対応いたします。

(意見書 173)

No.	意見の概要	事業者の見解
283	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見は要約しないこと。 1. 方法書の段階において丁寧なコウモリ類の専門家にヒアリングを行ったことは評価される。	頂いたご意見については、要約せずに全文を公開いたします。 ご意見を頂きありがとうございます。引き続き、専門家にヒアリングしながら、適切な調査、予測及び評価に努めてまいります。
284	2. コウモリ類の音声モニタリング調査における樹高棒による調査結果は施設の稼働による衝突死等の影響がある高度のデータとして評価すること。	コウモリ類の音声モニタリング調査での樹高棒による調査結果は施設の稼働による衝突死等の影響がある高度のデータとして予測評価いたします。

285	3. 今後もコウモリ類の専門家の具体的な指導を仰ぎ、コウモリ類の調査について十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行う必要があるだろう。	今後もコウモリ類の専門家の具体的な指導を仰ぎ、十分な経験と知識を持った調査員による適切な調査、予測評価、保全措置を行ってまいります。
-----	---	--

(意見書 174)

No.	意見の概要	事業者の見解
286	日頃より、本県の鳥類保護についてご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。 さて、今般計画されている標記建設計画にかかる「方法書」について閲覧しましたが、下記により著しく不適切な場所での計画であり、設置場所の再検討もしくは中止するよう要望します。 1 貴社計画事業は「環境配慮書」における大臣意見及び知事意見については検討するとしながらその結果について具体的に記載することなく(2 事業 30 数基の整合・調整の記載はなく)「配慮書」と同じ建設予定数のまま方法書を提出しているのは不誠実であり、認知しがたいこと。	方法書については、現段階において可能な限り大臣意見及び知事意見を反映いたしました。今後の環境影響評価手続きにおいても大臣意見及び知事意見等を反映した事業計画になるよう努めてまいります。 また、今後重複している他事業との調整を行い予定としております。
287	2 本地域は従来から数種類の希少猛禽類の繁殖地として知られている場所であり、当該地区の稜線部で予定している 30 数基(2 社合計)の風力発電施設の設置計画は、絶滅のおそれのある鳥類に多大な影響があると推察され、貴社はその対応策として環境影響の「回避」もしくは「低減」を図るとしているがその処置は困難であること。 また、本県の最新の自然史資料「いしかわレッドデータブック(動物版)(2020)」においても多数の希少鳥類の生息分布が再確認されており、当該事業はこれら鳥類に甚大な影響を与え、絶滅に導くことが十分に予測されること。	今後の猛禽類調査において、飛翔ルート、営巣等の状況をしっかりと調べるとともに、専門家の意見を踏まえながら、鳥類への影響についての予測、評価に努めてまいります。
288	3 本地域はガン・ハクチョウなどの水鳥類や猛禽類、小型鳥類などの能登半島における移動経路として貴重な地域であることが既に判明し、国際自然保護連合(ICUN)によっても重要地域(KBA)として認知されていることを再認識し、当地域は建設計画地としては不適切な場所であることを十分理解すること。	今後の鳥類調査において、ガン類、ハクチョウ類、猛禽類、小鳥類の飛翔ルート等の生息状況をしっかりと調べるとともに、専門家の意見を踏まえながら、鳥類への影響についての予測、評価に努めてまいります。
289	4 また、環境省による「環境アセスメントデータベース センシティブリティ マップ」により当該地域の能登半島は、「注意喚起レベル A3」の重要地域で鳥類等生物の重要種の生息が確認されている貴重な場所として広く認知されていること。	今後の鳥類調査においては、重要種の生息状況をしっかりと調べるとともに、専門家の意見を踏まえながら、鳥類への影響についての予測、評価に努めてまいります。
290	5 貴社計画地域には眉丈山や赤倉山など当該市町のリクリエーション地区あるいは自然百景の地域として利活用されている地域であり、本建設計画によって中能登地区から七尾地区にかけての稜線景観は極めて悪い影響があることが予測されること。特に七尾市徳田地区、中能登町鹿島地区などからの眺望は当該方法書に記載している「影響回避」は極めて困難であること。	「眉丈山」、「赤蔵山」について、主要な眺望点として選定しており、景観への影響を可能な限り低減できるよう、予測評価を踏まえて、風車配置等検討いたします。
291	6 本計画は中能登地域における歴史遺跡「峨山道」の経路上にあり、本計画は歴史遺跡の損壊が免れられず、本方法書に記載されている対応策としての「回避」「低減」は不可能と予測されること。	「峨山道」については、調査において現在の環境及び利用状況について確認するとともに関係機関等への聞き取りも行い、その結果並びにかつて総持寺二祖峨山韶碩禪師が往来した 13 里(52km)の山道であったことも踏まえ、本事業によって生じる可能性のある影響を極力回避・低減するよう検討してまいります。

(意見書 175)

No.	意見の概要	事業者の見解
292	風力発電の風車建設に伴い、環境についても計り知れない影響が懸念されると考えます。 木を切り山を掘ることで土壌を支えていた木の根がなくなり、土中の水を保持できなくなる。これは森に住む動植物や微生物の生態系を大きく崩すこととなります。長年かけて自然の力をもってできたものは、一度手を入れるともう元通りにはなりません。また、山は川・海にも影響を与えます。豊かな湧水もその状態が変わってしまうことは確かですし、美しい海もその生態系や水質が変わってしまいます。山は山だけではなく、地球環境全てにものすごく大きな影響を与えるのです。更には住民や動物たちの健康被害もまぬがれません。再エネという名の元にこの計画が進められるのはおかしいと思います。 建設後の風車のことを考えても（羽根が折れたり老朽化により何らかの策をとらねばならなかったり）、莫大な費用を負担できるとも考えられません。 住民には、貴社の方針に沿ったメリットだけではなく、生態系に与える影響等についても健康被害についてもきちんと伝えるべきです。どうぞよろしくお願い致します。	風力発電事業は、主に風車及びその周囲、管理用道路の点と線による整備であり、また、極力既存の道路を利用した計画を考えており、生態系のバランスを壊す広範囲の開発はしない計画としております。なお、風車整備の際には、沈砂池等の対策を講じ、周辺の河川等に極力土砂の流入をさせない等の実行可能な保全措置について検討してまいります。 また、風車の基礎設置場所において事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。 その他の各項目においても、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、健康被害が発生しない事を確認、前提とした上で、開発を進めてまいります。 万が一、風車が破損や故障してしまった場合は、積み立てた費用により、修繕いたします。

（意見書 176）

No.	意見の概要	事業者の見解
293	・風力発電機設置予定場所から 2km の範囲に高等学校を含む 2 千を超える建物があります。そこに住む、または利用する人々へ低周波による健康被害を与えることが予想されます。それをどのように回避しますか？	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で、これまでの国の調査等でも、風車の稼働による音によってアノイアンス（わずらわしさ）を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から 5 デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により風車が設置される周辺地域の静穏性を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。
294	・設置予定地付近には、河川の水源、湧き水があります。それらに与える影響についての調査が少なすぎます。また工事中に流出すると予想される土砂の影響を受ける住民、農業者、漁業者に対する説明が十分ではありません。	濁水が発生した場合には、沈砂池で濃度緩和した後に土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることによって濁水の常時水流への混入及び河川水源への影響を防いでまいります。 湧水は、粘土質など水を通しにくい地層の上に存在する比較的地表に近い部分を流れる地下水ですが、地下水脈に当たる場所には風車を設置できないため、風車の基礎設置場所において事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。 なお、環境影響評価制度では、風力発電所建設に伴う改変面積が必要最小限にとどめられているかどうかを調査、予測、評価いたします。工事に際しては、行政の安全基準を満たさなければ工事許可が下りませんので、工事により自然災害の起因となることは考えてお

		りません。いずれにしてもボーリング、地形調査等、事前調査、確認を徹底するとともに、崩落危険箇所等は避けるとともに必要に応じて地盤改良等を実施した上で工事を進めてまいります。 引き続き、住民の皆様に対して事業に関する情報提供やご要望に応じた住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて事業計画を検討してまいります。
295	・設置予定地の周辺に自然栽培農家の仲間がいます。美しいのどかな風景が一変し、自然環境の変化による生産物の品質低下を心配しています。住民はもちろん、全ての人にとって大切な里山です。住民の年代や特性に合わせた多様な方法による意思疎通をもって貴社との信頼を深め、双方が納得する形でこの計画が進んでいくことを望みます。	可能な限り、自然環境を維持できるような事業計画といたします。 また、住民の皆様との多様な方法による意思疎通をもって信頼を深め、納得していただける事業計画としていきたいと考えております。
296	脱炭素社会を目指し再生可能エネルギーが求められる中、山林を切り開いて急激にその数を増やす風力や太陽光発電設備の光景にある種の危機感を覚えます。これによりどんなしっぺ返しがくるのだろうか。そして不都合が起きた場合、いつも一番損害を受けるのは住民です。 より自然環境に負荷が少なく効率のよい代替方法が確立してから移行していくことは考えられないでしょうか？ 人々に愛され抛り所となっている里山に巨大な人工物を設置することが、最善の選択か、未来を担うこれからの人達に役立つのか再考をお願いします。	森林伐採面積を最小限にする等、可能な限り自然環境に負荷がかからない事業計画を検討いたします。 また、今後、地域の皆様には弊社の事業についてご理解いただけるよう取り組んでまいります。

(意見書 177)

No.	意見の概要	事業者の見解
297	方法書についての環境の保全の見地からの意見： 風力発電機の建設にあたっては、予定地に至る場所には既存の道がないため、資材運搬用の林道の新設が不可欠となる。この場合に新設される林道の道幅は3m以上と思われるが、2.5m以上の道幅の林道は、のり面が高くなり崩壊のリスクが高まること、雨滴が直接地面にたたきつけるため、土砂の流出が増えることがわかっており、全国各地で山林の崩壊やそれに伴う河川の氾濫を引き起こしているという指摘が相次いでいる。能登地域は赤土など、地盤が弱く土砂が流出しやすいことも懸念され、このような場所の斜面を切り開くことは災害を引き起こす可能性が非常に高い。また、工事中、工事後の土砂流出により、河川及び流域の田畑、海にまで悪影響を引き起こす懸念がある。 また、尾根筋の立ち木を伐採することで、地下の水脈が変わり、中腹の山林の木々が弱り、森林が本来持っている土壌保全や水源涵養の機能が損なわれることも懸念される（尾根筋に地下から水を吸い上げる力のある木を植えることで、周辺一帯の地下の水量を保つことで、中腹の木々の成長が促されるという知見がある）。このような環境変化で弱った木は台風や水害、雪害への耐性も低くなり、二次的に災害を拡大する恐れも十分に考慮されるべきである。 世界農業遺産である能登の里山里海が、この建設により、大きなダメージを被ることは想像に難しくなく、また、一度失われてしまえば、復元することは不可能である。地域が力を入れている観光や移住促進にも悪影響がある。世界的にも貴重な環境を損なう可能性が非常に高い。	本事業では基本的に既存道路を活用して開発を行う予定であり、大規模に山を切り開いて新設道路を付ける計画はありません。なお、一時的にできた裸地には緑化等による法面の保護を行うことによって土砂流出を防ぐ計画です。地盤崩壊や水害といった防災に係る影響については、別途実施する林地開発許可制度の中で、関係部署と協議を行ってまいります。 森林の保水力については、間引きなど人の手を入れることによって保たれている側面があり、森林を放置すると背が低く細い樹木が増加し、倒木の危険も増加します。そのため、代替地の植林も含めた環境保全措置を検討いたします。 地下水については、風車の基礎設置場所において事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。 また、能登の里山里海の景観に配慮した計画となるよう、景観への影響を回避又は低減いたします。

	・土砂流出、斜面決壊、洪水の増大の懸念 ・流域の水環境の悪化、田畑・水産資源への悪影響 ・能登の里山里海文化、景観など地域資産を損なうリスク 以上を鑑み、今回の建設には反対の意見を表明します。	
--	---	--

(意見書 178)

No.	意見の概要	事業者の見解
298	七尾市田鶴浜町に住む一人として赤倉山のふもとに風力発電を建てることには反対です。理由は下記の見地から田鶴浜町の住民の生存権が侵されることにつながる恐れがあるからです。 1. 近くに住む人は騒音や低周波で睡眠障害や頭痛が生じ、特に子供、赤ちゃんの健康が心配です。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年 5 月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアンノイズが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年 5 月)を参考にしながら評価いたします。
299	2. 赤倉山のふもとには農業で生計をたてている人が多いです。風車を建てる為、山を削り木々を伐採すると水害のリスクが高まり農業に悪影響を及ぼします。 以上	濁水が発生した場合には、沈砂池で濃度緩和した後には土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることによって濁水の常時水流への混入を防いでまいります。なお、一時的にできた裸地には緑化等により法面を保護し、土砂流出を防ぐ計画です。 なお、土砂災害や水害といった防災の観点からの対策に関しては、別途実施する林地開発許可制度の中で、関係部署と協議を行ってまいります。

(意見書 179)

No.	意見の概要	事業者の見解
300	自然栽培で作物を育てている。 畑にいと、不自然なものに囲まれた日常から解かれ人も自然の一部とあらためて感じる。 山では天も地もそれぞれの恵みを循環させており、理屈では表わせない摂理がある。 いつも、国や大きな資本の組織によって、里山・里海の人々が尊厳を守られないことになる。不思議で仕方がない。 住民への説明、とても大切なことだが、その中味はいつも冷やかな企業又は国の言動と悲鳴のような住民側の声。 2021 年、このような時代になっても、まだなお資産だか投資だかお金のために、里山の人の暮らしをかけたがえのない山の存在をくずそうという企業があることに、そして、それで給料をもらい食べていることに罪悪感がない人たちがいることにただただ情けない思いである。	弊社としましては、再生可能エネルギーの普及拡大を通じてエネルギー自給率と地球温暖化対策等に寄与することを目的として風力発電事業の計画を行っております。 事業の計画に当たっては、森林伐採面積を最小限にする等、可能な限り自然環境を維持できるよう検討いたします。

(意見書 180)

No.	意見の概要	事業者の見解
301	風光明媚な里の山々に巨大な風車が 16 本。 この様な計画を知り、春を楽しみに待っている日々におそれと情け無さが満ちてきます。 環境の保全などに人間ができることはとても小さく、むしろ人間が手を加えて失敗することの方が多いと言われています。 住民の健やかな暮らし、山の恵み、鳥、虫、動物たちの営み、湧き水の神秘、海の恵み、一切、損なうことのないよう心から願います。 どうぞよろしく願いいたします。	可能な限り自然環境を維持できるよう、今後の現地調査を踏まえて、事業計画を検討いたします。

(意見書 181)

No.	意見の概要	事業者の見解
302	今回の計画では、近隣住民への影響が大きいと考えます。 近距離に住む高齢者への健康被害が懸念されます。 又、私は現在埼玉県川口市に在住しておりますが、この土地で栽培される米・大豆のファンであり、定期購入しております。 豊かな自然環境あつての生産物であると理解しておりますので、ここでこのような米・大豆が生産できなくなる又は質が低下することは非常に残念です。 これからの日本の農業を切り拓く、大切な畑です。そして、里山の豊かな生活と自然を守りたいと思っています。 よってこの計画に反対します。	可能な限り自然環境を維持できるよう、今後の現地調査を踏まえて、事業計画を検討いたします。 また、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。人体への影響については、最新の知見の収集に努めてまいります。

(意見書 182)

No.	意見の概要	事業者の見解
303	風力発電事業に反対します。 里山と里海をそのままに守ってあげて下さい。	ご意見を頂きありがとうございます。 可能な限り、自然環境を維持できるような事業計画といたします。

(意見書 183)

No.	意見の概要	事業者の見解
304	石川県の好きなところは何という話になると必ず出てくるのは、「海も山もある」「海の幸も山の幸もおいしくて食が豊か」「昔話に出てきそうな風景と、昔の智恵を持っているおじいちゃんおばあちゃんたち」「雪も雷も風も強くて大変だけど、それも含めて好き。」等々。 風力発電が建つことによって思いつくメリットは、貴社と関連会社と関係者の利益とそこから生まれる経済の循環です。デメリットは、現状が変わること全てです。少なくとも、知らないうちに工事が進んだりせず、変化の「可能性がある」という未来の不確かな部分まで調べつくして開示されていれば、計画の進展も理解できますが。事業者と住民とおじいちゃんおばあちゃんも含め双方で協力して、自然環境の変化の可能性	今後、住民の皆様への情報収集に努めるとともに、可能な限り自然環境を維持できるような事業計画といたします。 引き続き、住民の皆様に対して事業に関する情報提供やご要望に応じた住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて事業計画を検討してまいります。

	を調査することは可能でしょうか？地域住民の生活の礎である山や水、天候にまで影響をもたらす可能性がある大工事を行うにあたって、工事でけずるのは自然だけでなくそこに住む人の命です。風車は、180m まで大きな物にする必然性とは、何ですか？能登は日本の心のふるさとです。日本中に能登の自然や風景を愛する人がいます。人が生きるために必要なのはお金と資源ではありません。大切と思うものを大切にする行為が、その心が、日々のくり返しを支えています。沢山の人が大切にしてきた自然やその風景を利益やエネルギーに変える前に、その大切にされてきた存在のことや大切に思う人の心をつぶさに知って下さい。 どうか日本中の能登を愛する人がこの計画を熟考する機会と時間を下さい。それが済むまで、計画の進行をお待ち下さい。	
305	・風車で鳥の生態の変化、そこから派生する変化の可能性を調べて下さい。	ご指摘いただいた内容を念頭におき、現地調査を実施いたします。
306	・低周波の影響について、現時点で全国で出ている風車病と呼ばれるような症状のことをよく調査し因果関係を調べて下さい。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。
307	・水害の可能性について調べて下さい。近隣で暮らす人の生活を全て把握して、おこり得る変化について教えて下さい。	水害といった防災の観点からの対策に関しては、別途実施する林地開発許可制度の中で、関係部署と協議を行ってまいります。
308	・生態系（関係性すべて）を調査して下さい。人間に直接関係しないと思われる部分も、いずれ影響が大きくなって返ってきますので、その種となるような行為は慎んでほしいのです。	ご指摘いただいた内容を念頭におき、現地調査を実施いたします。
309	・山を壊すことによる海への影響を知って下さい。漁業だけでなく天候の変化の可能性についても。海の変化は地球全体の変化に大きな影響力を持つことを知って下さい。	濁水が発生した場合には、沈砂池で濃度緩和した後には土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることによって濁水の常時水流への混入を防いでまいります。なお、一時的にできた裸地には緑化等により法面を保護し、土砂流出を防ぐ計画です。上記より、河川水量や水質に影響を与えることはないものと考えられますので、海域への影響は及ばないものと考えております。 また、「天候の変化」への影響については、降雨強度の変化に関しては、化石燃料の使用が過度になっていることが要因と言われています。風力発電所の稼働により、化石燃料の使用が抑制されることから、「天候の変化」を抑制する方向に寄与できるものと考えております。
310	・里山の暮らしを知って下さい。そのことで守っている、都市に住む人の暮らしもあるのです。	今後、現地環境の把握に努めてまいります。
311	・未来への想像力を関係者の方々全員が発揮して下さい。よろしくお願い致します。	ご意見を頂き、ありがとうございます。

(意見書 184)

No.	意見の概要	事業者の見解
312	風力発電のメリットとして、まず、無限の再生可能エネルギーである点が挙げられます。一定の風速があれば昼夜を問わず発電でき、環境負荷が少なく、二酸化炭素や有害物質を排しないクリーンエネルギーであることだと思います。 デメリット面として、風力発電では、風向きや風速などによって発電量が変わるため、エネルギーを安定して供給しにくいというリスクがあります。また、風車は屋外に設置するため、常に風雨にさらされているので、経年劣化しやすく、定期的なメンテナンスが必須です。その他、ブレードが回転する際には低周波音が発生しますので設置する際には、騒音など周辺環境への影響が挙げられます。おそらく、コスト面等を考えると、一番安くつく水平軸風車の地上に設置をする陸上風力発電機だと思います。陸上での設置を計画しているのであれば、地盤調査をしっかりと、設置付近の木々を切ることで害獣・害虫が人里に降りてくることが実例でもあります。近年では、人的や自然災害もあるので、被害の少ない海上、湖上に設置する洋上風力発電機があるそうです。かといって洋上にしても、漁業等など被害がでてしまいますし、ブレードをつけないブレードレスの発電方法もあるみたいですので、一度考え直してみてもいいかなと思いますか？	今後、現地における風況調査を実施し、年間の発電量等を解析し、修繕費用等も考慮しながら、事業性を確認してまいります。また、メンテナンスは定期的に実施する予定です。 風車の配置に当たっては、現地調査により周辺地域の音環境を適切に把握した上で、予測及び評価を行い、環境基準値及び「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）と整合が取れるような計画となるよう検討いたします。 事業の計画に当たっては、森林伐採面積を最小限にする等、可能な限り自然環境を維持できるよう検討いたします。

(意見書 185)

No.	意見の概要	事業者の見解
313	景観を損い人の健康に変化が起こるようなものは持つて来ないで下さい 土は宝 山は宝 そこで生きる動物たちも人も同じ 建設に反対します。	ご意見を頂きありがとうございます。 可能な限り自然環境を維持できるよう、今後の現地調査を踏まえて、事業計画を検討いたします。 また、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。人体への影響については、最新の知見の収集に努めてまいります。

(意見書 186)

No.	意見の概要	事業者の見解
314	電気が足りていないか どこで誰が欲しいというのか 既存の電力を生かせないのか 山を守ってください 春・夏・秋・冬の山の美と恵みを子孫に教えてあげさせて下さい。先祖から教えてもらってきたように	我が国では、東日本大震災後原子力発電所の停止等に伴い、海外から輸入されるエネルギー源の依存に拍車がかかり、その結果、2010 年に 20.3%であったエネルギー自給率が 2017 年は 9.6%程度に留まっているという状況でございます。我が国が自律的に資源を確保することが難しい中、平成 30 年に閣議決定された「第 5 次エネルギー基本計画」において、2030 年のエネルギー

	お願いします	ギーミックスの実現に向けた再生可能エネルギーの更なる拡大・革新を推進する方向性が示されました。また、風力発電については、他の再生可能エネルギー源による発電と比較して出力が大きく、大気汚染物質を伴わないクリーンなエネルギー、新産業や雇用創出への寄与など、様々な意義があることから、導入の加速に向けた取り組みを強化することとなっております。 弊社としては、風力発電を通じて再生可能エネルギーの普及に努めてまいります。 今後、地域の皆様には弊社の事業についてご理解いただけるよう取り組んでまいります。
--	---------------	--

(意見書 187)

No.	意見の概要	事業者の見解
315	御社の計画書では大津町内に風力発電の建設はありませんが大津町の隣町志賀町に風力発電の建設があります。その為の説明会は志賀町で行ったと思いますが、なぜ大津町には説明会がないのですか？ 私の気になるところは雨水の流れです。環境の変化で水流の方向は変わるものだと聞いております。 当大津町内にも水が流れこまないかと大雨のたびに心配しなければならなくなります。大津町が冠水した場合の保障はどうなりますか。ぜひ、大津町にも説明会の開催の実施をお願いします。	大津町の皆様に対するご説明が不十分とならないよう配慮してまいります。この度の方法書説明会は、志賀町を含めた各関係市町につき1会場を設定し実施させていただきました。七尾市における説明会では、密集を回避し可能な限り対象事業実施区域周辺の多くの方にご来場いただけるよう、会場として田鶴浜地区コミュニティセンター内の最も大きなホールを選定いたしました。コロナ禍の事情を踏まえ、各地区での説明会は地域のお声を伺い、事業の熟度の段階に沿って開催を検討しております。 また、水害といった防災の観点からの対策に関しては、別途実施する林地開発許可制度の中で、関係部署と協議を行ってまいります。

(意見書 188)

No.	意見の概要	事業者の見解
316	・騒音による健康障害の実例及び対策について説明する事（家畜含む）	弊社として風量発電事業を計画することは初めてであるため、風車騒音の健康被害の実例はございません。 なお、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成29年5月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で、これまでの国の調査等でも、風車の稼働による音によってアノイアンス（わずらわしさ）を感じる可能性があることが分かっており、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年）においては、距離基準ではなく「現況の残留騒音から5デシベルの増加までに抑える」という指針が設定されています。今後の現地調査により風車が設置される周辺地域の静穏性を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、上記の指針を参考にしながら評価いたします。
317	・現地までの道路詳細及び本体工事詳細について明示し、周辺沢水河川流量への影響と対策について明示する事。	風車設置位置までの道路詳細、工事詳細については、準備書においてお示しいたします。 また、濁水が発生した場合には、沈砂池で濃度緩和した後に土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることによって濁水の常時水流への混入を防いでまいります。なお、一時的にできた裸地には緑化等により法面を保護し、土砂流出を防ぐ計画です。そのため、河川

		水量に影響を与えることはないものと考えられます。
318	・用地取得手続（貸借、購入）について、過程を明らかにする事。	事業用地は基本的に賃貸借を想定しております。風車設置予定地の土地所有者様へご契約内容の説明を行いご承諾いただいた場合、地上権設定契約書の締結をお願いしております。また、賃貸か購入かについては、各地権者様ご自身のご意向に沿った対応になりますので、コンプライアンス上、過程等個人情報に関わる内容に関しては、申し訳ございませんが開示する事は出来かねますのでご了承ください。
319	・騒音障害については、運用時	風車の配置に当たっては、現地調査により周辺地域の音環境を適切に把握した上で、建設後の影響を予測及び評価し、環境基準値及び「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）と整合が取れるような計画となるよう検討いたします。

（意見書 189）

No.	意見の概要	事業者の見解
320	動物特に鳥類への影響が気になります。影響とは飛来しなくなる事です。	鳥類に関しては、事業実施前の他に、風車の稼働後においても、事後調査の実施を予定しております。事後調査結果は専門家にもご確認いただいた上で、著しい影響があった場合など、さらなる保全措置が必要であるとの助言をいただいた際は、その助言を踏まえて適切な対応を行ってまいります。事後調査の結果は、事後調査報告書にとりまとめ、公表いたします。
321	妙成寺よりの景観を出来るだけ悪くしないようにしてほしい。	「妙成寺（五重塔）」に関して、地元関係機関やお寺の関係者と意見交換を進めております。引き続き、景観に配慮した計画となるよう努めてまいります。

（意見書 190）

No.	意見の概要	事業者の見解
322	国宝を目指す妙成寺のシンボルである五重塔の景観を最優先に	「妙成寺（五重塔）」に関して、地元関係機関やお寺の関係者と意見交換を進めております。引き続き、景観に配慮した計画となるよう努めてまいります。

（意見書 191）

No.	意見の概要	事業者の見解
323	風車建設によって、基礎を作る工事等で土砂災害が懸念されます。 森林伐採による環境への負荷が大きいと考えられ、危惧します。	土砂災害や水害といった防災の観点からの対策に関しては、別途実施する林地開発許可制度の中で、関係部署と協議を行ってまいります。 また、森林伐採面積が最小限となるような事業計画といたします。

（意見書 192）

No.	意見の概要	事業者の見解
324	風力発電は CO ₂ の排出削減と言われていますが、たくさん木を切りたおし山を崩し深い穴をほることは逆に環境破壊になってしまいます。地盤はゆるみ土砂災害の危険が増えてしまいます そして風車の低周波騒音で睡眠障害、頭痛、めまいなど人体にも影響が出ていますが、今後このような事態が起きた時は、補償をしていただけるのでしょうか。 どうか計画を見直し中止をお願いいたします。	事業の計画に当たっては、森林伐採面積を最小限にする等、可能な限り自然環境を維持できるよう検討いたします。 また、地盤崩壊や水害による影響については、別途実施する林地開発許可制度の中で、関係部署と協議を行ってまいります。工事に際しては、行政の安全基準を満たさなければ工事許可が下りませんので、工事により自然災害の起因となることは考えておりません。いずれにしましてもボーリング、地形調査等、事前調査、確認を徹底するとともに、崩落危険箇所等は避けるとともに必要に応じては地盤改良等を実施した上で

	工事を進めてまいります。 なお、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。 上記のとおり、まずは事前に騒音調査を実施し、風車建設後の騒音状況についてシミュレーションを行い、健康被害が発生しない事を確認、前提とした上で、開発を進めてまいります。
--	--

○日刊新聞紙における公告

北國新聞（令和3年1月8日（金））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「仮称」能登中風力発電事業
環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 合同会社潮風
代表者の氏名 代表社員 合同会社RJキャピタル
職務執行者 牧野達明

二、事業所の所在地 東京都港区虎ノ門一丁目二番八号
事業所の名称（仮称）能登中風力発電事業
発電所の原動力の種類 風力（陸上）
発電所の出力 最大六万八千八百キロワット
（風力発電機の台数最大六十八基）

三、対象事業実施区域 石川県羽咋郡志賀町、七尾市及び鹿島郡
中能登町の行政界付近
中能登町に係る環境影響を受ける範囲であると認められる
地域の範囲 石川県七尾市及び志賀町、中能登町、羽咋市
五、縦覧の場所、時間 石川県庁行政情報サービスセンター、
志賀町役場本庁舎、七尾市役所情報
公開コーナー、田鶴浜地区コミュニ
ティセンター（サンビーム日和ヶ丘）、
中能登町役場鳥屋庁舎、羽咋市役所
本庁舎、上甘田公民館※上甘田公民館
は日・月・祝日、それ以外は土・日・祝日
を除く開庁・閉館時

電子縦覧 <http://www.shio-notonakarn-j.com/>
期間 令和三年一月八日（金）から令和三年二月八日（月）まで
六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の
見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見書
の対象である方法書の名称・意見（意見の理由を含む）を
ご記入のうえ、令和三年二月二十一日（月）までに縦覧場所
に備え付けておられます意見書箱にご投函くださるか、問い
合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所
一、田鶴浜地区コミュニティセンター（サンビーム日和ヶ丘）
（石川県七尾市垣古町八部二十四番地）
令和三年一月二十日（土）十三時より
二、上甘田公民館（石川県羽咋市柴垣町三十八番十九番地）
令和三年一月二十日（土）十九時より
三、生涯学習センター「ラビシア鹿島」（石川県鹿島郡中能登
町井田に部五十番地）
令和三年一月三十一日（日）十四時より
四、志賀町文化ホール（石川県羽咋郡志賀町高浜町力の一番地）
令和三年二月六日（土）十四時より
八、お問い合わせ先 合同会社潮風
〒一〇五・〇〇〇一 東京都港区虎ノ門一丁目二番八号
電話〇三・六六七〇・六六五二（代表）
午前九時から午後五時まで、土曜日・祝日は除く（担当 金井）

北國中日新聞（令和3年1月8日（金））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「仮称」能登中風力発電事業
環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 合同会社潮風
代表者の氏名 代表社員 合同会社RJキャピタル
職務執行者 牧野達明

二、事業所の所在地 東京都港区虎ノ門一丁目二番八号
事業所の名称（仮称）能登中風力発電事業
発電所の原動力の種類 風力（陸上）
発電所の出力 最大六万八千八百キロワット
（風力発電機の台数最大六十八基）

三、対象事業実施区域 石川県羽咋郡志賀町、七尾市及び鹿島郡
中能登町の行政界付近
中能登町に係る環境影響を受ける範囲であると認められる
地域の範囲 石川県七尾市及び志賀町、中能登町、羽咋市
五、縦覧の場所、時間 石川県庁行政情報サービスセンター、
志賀町役場本庁舎、七尾市役所情報
公開コーナー、田鶴浜地区コミュニ
ティセンター（サンビーム日和ヶ丘）、
中能登町役場鳥屋庁舎、羽咋市役所
本庁舎、上甘田公民館※上甘田公民館
は日・月・祝日、それ以外は土・日・祝日
を除く開庁・閉館時

電子縦覧 <http://www.shio-notonakarn-j.com/>
期間 令和三年一月八日（金）から令和三年二月八日（月）まで
六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の
見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見書
の対象である方法書の名称・意見（意見の理由を含む）を
ご記入のうえ、令和三年二月二十一日（月）までに縦覧場所
に備え付けておられます意見書箱にご投函くださるか、問い
合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所
一、田鶴浜地区コミュニティセンター（サンビーム日和ヶ丘）
（石川県七尾市垣古町八部二十四番地）
令和三年一月二十日（土）十三時より
二、上甘田公民館（石川県羽咋市柴垣町三十八番十九番地）
令和三年一月二十日（土）十九時より
三、生涯学習センター「ラビシア鹿島」（石川県鹿島郡中能登
町井田に部五十番地）
令和三年一月三十一日（日）十四時より
四、志賀町文化ホール（石川県羽咋郡志賀町高浜町力の一番地）
令和三年二月六日（土）十四時より
八、お問い合わせ先 合同会社潮風
〒一〇五・〇〇〇一 東京都港区虎ノ門一丁目二番八号
電話〇三・六六七〇・六六五二（代表）
午前九時から午後五時まで、土曜日・祝日は除く（担当 金井）

○インターネットによる「お知らせ」

(石川県のウェブサイト 1)



石川県
Ishikawa Prefecture

文字の大きさ 大 中 小
色合い 標準 A B C

[連絡先一覧・組織から探す](#)
[ふりがな・音声読み上げ](#)
[携帯サイト](#)
[Foreign language](#)

[ホーム](#)
[くらし・教育・環境](#)
[医療・福祉・子育て](#)
[観光・文化・スポーツ](#)
[しごと・産業](#)
[社会基盤・地域振興](#)
[県政情報・統計](#)

[ホーム](#) > [くらし・教育・環境](#) > [環境](#) > [生活環境・公害・有害物質](#) > [環境アセスメント（環境影響評価制度）について](#)



くらし・教育・環境

環境

- 環境一般
- 地球温暖化対策
- 生活環境・公害・有害物質
- 大気環境（PM2.5、オキシダントなど）
- 水環境・水質・名水

いいね！ 0
ツイート
LINEで送る

更新日：2021年2月8日

環境アセスメント（環境影響評価制度）について

1 環境アセスメント（環境影響評価制度）とは

環境アセスメント制度とは、土地の形状変更や工作物の新設などの開発事業で、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、事業者自らがその事業が環境にどのような影響を及ぼすかをあらかじめ、調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民、知事などから意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていくことを目的とする制度です。

2 ふるさと石川の環境を守り育てる条例における環境アセスメントについて

本県では、環境アセスメントの対象規模や一連の手続きなどを定めた石川県環境影響評価条例を平成11年3月に制定・運用してきましたが、平成16年4月に施行しました「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に統合し、一層内容の充実した環境アセスメント制度としてスタートしています。

[PDF 環境アセスメント（環境影響評価）制度のあらまし（PDF：502KB）](#)

[PDF 環境影響評価技術指針（PDF：184KB）](#)

[ふるさと石川の環境を守り育てる条例（外部リンク）](#)（第199条～第238条）

[ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則（外部リンク）](#)（第148条～第193条）

[ふるさと石川の環境を守り育てる条例 施行規則別記様式（環境影響評価関係）](#)

環境影響評価法の制度概要や事例等については、環境省の環境影響評価情報支援ネットワークに詳細が記載されています。

[環境省「環境影響評価情報支援ネットワーク」のホームページ（外部リンク）](#)

3 環境アセスメントの手続き状況

手続中の事業

（仮称）輪島市南志見風力発電事業¹⁾（南志見風力発電合同会社）

現在、環境影響評価方法書の縦覧中です。（令和3年1月26日～令和3年3月1日）※方法書は意見提出期間中は閲覧できます。

現在、意見書の提出ができます。（令和3年1月26日～令和3年3月15日）

縦覧場所：石川県庁行政情報サービスセンター、奥能登総合事務所総務企画部企画課、輪島市役所本庁舎、輪島市町野支所、輪島市立図書館、能登町役場本庁舎、能登町役場柳田総合支所

[事業者の環境影響評価方法書公表ページへのリンク（外部リンク）](#)

（仮称）中能登ウインドファーム事業¹⁾（電源開発株式会社）

現在、環境影響評価方法書の縦覧中です。（令和3年1月14日～令和3年2月15日）※方法書は意見提出期間中は閲覧できます。

現在、意見書の提出ができます。（令和3年1月14日～令和3年3月1日）

縦覧場所：石川県庁行政情報サービスセンター、七尾市役所情報公開コーナー、田鶴浜コミュニティセンター（サンビーム日和ヶ丘）、羽咋市役所環境安全課、羽咋市上甘田公民館、志賀町役場環境安全課、中能登町役場島屋庁舎

[事業者の環境影響評価方法書公表ページへのリンク（外部リンク）](#)

（仮称）中能登中風力発電事業¹⁾（合同会社瀬風）

現在、環境影響評価方法書の縦覧中です。（令和3年1月8日～令和3年2月8日）※方法書は意見提出期間中は閲覧できます。

現在、意見書の提出ができます。（令和3年1月8日～令和3年2月22日）

縦覧場所：石川県庁行政情報サービスセンター、七尾市役所情報公開コーナー、田鶴浜地区コミュニティセンター（サンビーム日和ヶ丘）、羽咋市役所本庁舎、上甘田公民館、志賀町役場本庁舎、中能登町役場島屋庁舎

[事業者の環境影響評価方法書公表ページへのリンク（外部リンク）](#)

（仮称）志賀風力発電事業¹⁾（日立サステナブルエナジー株式会社）



イベントカレンダー
Event calendar



施設案内
Facility guide



県民の声
（ご意見・ご提言）
Your Opinion

相談窓口

申請・届出・様式・手続き

計画・構想

試験・資格・研修

県関連機関・施設

統計・調査

85

(石川県のウェブサイト 2)

(仮称)能登中風力発電事業

手続根拠		環境影響評価法
事業者		合同会社潮風
対象事業の種類		風力発電施設
対象事業の規模		発電出力 最大68,800kW
対象事業実施区域		石川県七尾市深見町・三引町・吉田町・志賀町徳田・安津見・安津見新・倉垣・矢駄・上楢・中能登町瀬戸・花見月・上後山周辺
配 書	公告縦覧	令和2年6月12日から令和2年7月13日
	令和2年度第1回環境審議会環境影響評価部会	令和2年7月30日
	石川県環境審議会答申	令和2年7月31日
	知事意見	令和2年9月7日 PDF 知事意見 (PDF: 291KB)
方 法 書	公告縦覧	令和3年1月8日から令和3年2月8日
準 備 書		
評 価 書		

・本文へ

文字サイズ 小 中 大 色合い 標準 青 黄 黒 音声読み上げ 携帯サイト Foreign Language

サイト内検索 Google カスタム検索 検索 検索方法 サイトマップ よくあるご質問

七尾市

ホーム **くらし** 七尾市のあらし 観光イベント 事業者向け 市政

ホーム > くらし > リサイクル・ごみ・環境 > 環境 > 環境アセスメント縦覧情報

いいね! 0 ツイート

更新日: 2021年2月16日

環境アセスメント縦覧情報

1. 環境アセスメントとは

交通の便をよくするために道路や空港を作ること、水を利用するためダムを作ること、生活に必要な電気を得るために発電所を作ること、これらはいずれも人が豊かな暮らしをするためには必要なことですが、いくら必要な開発事業であっても、環境に重大な影響を与えてよいはずはありません。

開発事業による重大な環境影響を防止するためには、事業の内容を決めるに当たって、事業の必要性や採算性だけでなく、環境の保全についてもあらかじめよく考えていくことが重要となります。

このような考えから生まれたのが、環境アセスメント（環境影響評価）制度です。

環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たっては、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、専門家、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくという制度です。

（環境省環境アセスメント制度のあらましから抜粋）

2. 環境影響評価に係る縦覧

縦覧は、対象事業の実施が想定される地域の生活環境、自然環境などに与える影響について、地域の環境を良く知っている住民をはじめとする一般の方々、専門家、地方公共団体などの意見を取り入れるために行われます。

なお、縦覧は「配慮書」、「方法書」、「準備書」、「評価書」の各段階で事業者が行います。

また、説明会の開催は「方法書」、「準備書」の各段階で事業者が行います。

3. 七尾市内で手続き中の事業

事業名

- ・(仮称)七尾志賀風力発電事業 (AR風力発電株式会社)
- ・(仮称)志賀風吹岳風力発電事業 (ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社)
- ・(仮称)能登中風力発電事業 (合同会社潮風)
- ・(仮称)中能登ウインドファーム事業 (電源開発株式会社)
- ・(仮称)能登里山風力発電事業 (合同会社かざぐるま)
- ・(仮称)虫ヶ峰風力発電事業 (ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社)

(仮称)七尾志賀風力発電事業

計画概要

環境

- ・犬の飼い主さんへ
- ・七尾市における環境の現況
- ・微小粒子状物質 (PM2.5) 情報
- ・七尾市の環境放射線量
- ・セアカゴケグモにご注意ください
- ・特定外来生物を知っていますか
- ・公害苦情・公害紛争を解決するには
- ・地下水を採取するには
- ・地球温暖化対策
- ・外来植物 (オオキンケイギク) の防除にご協力ください
- ・エコドライブを始めよう
- ・七尾市環境審議会
- ・七尾市の希少な野生動植物
- ・グリーンカーテンを設置しました
- ・始めよう! ウォームビズで冬の省エネライフ
- ・環境アセスメント縦覧情報
- ・騒音の環境基準
- ・騒音・振動・悪臭の規制

能登和倉
万葉の里マラソン

よくあるご質問

87

(仮称)能登中風力発電事業

計画概要

事業者	合同会社潮風
代表者	代表社員 合同会社RJキャピタル職務執行者 牧野達明
所在地	東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
対象事業の種類	風力発電所（陸上）
対象事業の規模	風力発電所出力：最大68,800kW、風力発電機の単機出力：最大4,300kW級、風力発電機の基数：最大16基
対象事業実施区域	七尾市深見町・三引町・吉田町・志賀町徳田・安津見・安津見新・倉垣・矢駄・上棚・中能登町瀬戸・花見月・上後山周辺
主要設備の概要	ローター直径：約136m、ハブ高さ：約110m、最大高さ：約180m
電子縦覧	http://www.shio-notonaka.rm-j.com/ （外部サイト） http://www.rm-j.com/ （外部サイト）
備考	令和3年1月方法書：対象事業の規模変更（風力発電機の基数）、主要設備の概要変更（ローター直径、最大高さ）

縦覧情報

段階	期間	場所	備考
配慮書	令和2年6月12日から 令和2年7月13日まで	七尾市役所情報公開コーナー、七尾市田鶴浜地区コミュニティセンター（サンビーム日和ヶ丘）	配慮書意見（PDF：100KB）
方法書	令和3年1月8日から 令和3年2月22日まで （縦覧期間終了後、閲覧期間を設定）	七尾市役所情報公開コーナー、七尾市田鶴浜地区コミュニティセンター（サンビーム日和ヶ丘）	意見募集期間 令和3年1月8日から 令和3年2月22日まで
準備書			
評価書			

説明会情報

区分	日時	場所	備考
方法書説明会	令和3年1月30日 午後1時から午後3時	七尾市田鶴浜地区コミュニティセンター（サンビーム日和ヶ丘）	説明会実施について（PDF：826KB） 資料（PDF：5,623KB）
準備書説明会			

(羽咋市のウェブサイト 1)



石川県
羽咋市
Hakui City Official Site

ENHANCED BY Google

くらし・手続き

住まい・環境・安全

健康・福祉・子育て

教育・文化・スポーツ

産業・ビジネス

市政情報



● 本文へ移動

文字サイズ変更

あ

あ

背景色変更

黒

青

白

Select Language

● 各課・施設への連絡先

● 施設マップ

現在の位置

ホーム > 住まい・環境・安全 > ごみ・環境・リサイクル・動物 > 生活環境保全 > 環境アセスメント縦覧情報

環境アセスメント縦覧情報



手続き・申請ナビ

更新日：2020年06月15日

いいね！

シェア

ツイート

環境アセスメントについて

交通の便をよくなるために道路や空港をすること、水を利用するためにダムを作ること、生活に必要な電気を得るために発電所を作ること、これらはいずれも人が豊かな暮らしをするためには必要なことですが、いくら必要な開発事業であっても、環境に重大な影響を与えてよいはずはありません。

開発事業による重大な環境影響を防止するためには、事業の内容を決めるに当たって、事業の必要性や採算性だけでなく、環境の保全についてもあらかじめ考えていくことが重要となります。

このような考えから生まれたのが、環境アセスメント（環境影響評価）制度です。

環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、専門家、地方公共団体などから意見を聞き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。

（環境省「環境アセスメント制度のあらまし」より抜粋）

環境アセスメントに係る縦覧について

縦覧は、対象事業の実施が想定される地域の生活環境、自然環境などに与える影響について、地域住民・専門家・地方公共団体などの意見を取り入れるために行われます。

なお、縦覧は「配慮書」、「方法書」、「準備書」、「評価書」の各段階で事業者が行います。

環境アセスメント縦覧情報

● （仮称）中能登ウインドファーム発電事業

計画概要

事業者	電源開発株式会社
-----	----------

野外地形(野焼き)は禁止されています

羽咋市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定しました

市内における環境放射線量

微粒子状物質(PM2.5)に関する情報について

ボリタンの海岸運搬について

市営住宅における吹付けアスベスト等の使用に関する情報提供について

ハチの巣を駆除しない

住宅用リチウムイオン蓄電システム補助

公害苦情・公害紛争について

騒音・振動の届出について

アスベスト対策

89

(羽咋市のウェブサイト 2)



●（仮称）能登中風力発電事業

計画概要

事業者	合同会社潮風
代表者	代表社員 合同会社RJキャピタル職務執行者 牧野達明
所在地	東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
対象事業の種類	風力発電所（陸上）
対象事業の規模	風力発電所出力：最大67,200kW 風力発電機の単機出力：最大4,300kW 風力発電機の基数：最大16基（予定）
事業実施想定区域	七尾市（三引町、吉田町）、志賀町（矢駄、倉垣、安津見）
主要設備の概要	ローター直径：最大136m ハブ高さ：最大110m 最大高さ：最大180m
電子総覧URL	http://www.shio-notonaka.rn-j.com/

縦覧情報

配慮書	-	-	-
方法書	令和3年1月8日から 令和3年2月8日まで 令和3年2月22日まで	羽咋市役所環境安全課 上甘田公民館	【意見募集期間】 令和3年1月8日から 令和3年2月22日まで
準備書	-	-	-
評価書	-	-	-

住民説明会

区分	日時	場所	備考
方法書 説明会	令和3年1月30日 午後7時～午後9時	上甘田公民館	【問い合わせ先】 合同会社潮風 担当：金井 電話：03-6670-6652
準備書 説明会	-	-	-

この記事に関するお問い合わせ先

環境安全課環境資源係

〒925-8501

石川県羽咋市旭町ア200番地 庁舎2階

電話：0767-22-7137 ファクス：0767-22-0240

メールでのお問い合わせはこちら

(合同会社潮風のウェブサイト 1)

合同会社 潮風



トピックス

2021年1月8日

環境影響評価法に基づき（仮称）能登中風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧を開始いたしました

2020年6月12日

環境影響評価法に基づき（仮称）能登中風力発電事業 計画段階環境配慮書の縦覧を開始いたしました

会社概要

会社名 合同会社潮風

所在地 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目2番8号

Copyright © 合同会社 潮風. All Rights Reserved.

(仮称) 能登中風力発電事業 環境影響評価方法書公表のご案内

HOME / (仮称) 能登中風力発電事業 環境影響評価方法書公表のご案内

2021年1月8日

合同会社潮風

「(仮称) 能登中風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)を環境影響評価法に基づき公表いたします。

方法書について、2021年1月8日(金)～2021年2月8日(月)の間中は閲覧が可能です。

石川県より発出された「感染拡大警報」を踏まえ、意見書募集期間である令和3年2月22日(月)まで閲覧いただけるよう対応させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大警報に係る対応についてのご案内を併せてご確認ください。

各リンクから閲覧ください。

[表紙と目次](#)

[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[第2章 対象事業の目的及び内容](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)

[第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果](#)

[第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)

[第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)

[第7章 その他環境省令で定める事項](#)

[第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[資料編](#)

[要約書](#)

※以下により閲覧期間のみ閲覧可能となるセキュリティ設定をしています。

- ・方法書の著作権は事業者等が所有しています。
- ・出展元の著作権保護
- ・「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権上認められた場合を除き、無断で複製、販売、貸与、転用、他のホームページへの掲載等を行うことは、著作権法違反となる場合がありますのでご留意ください。

意見書の提出について

方法書について環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧・閲覧場所に設置した意見書箱に投函いただくか、当社宛に書面にてご意見をお寄せください。

意見書の募集期限は2021年2月22日(月)(郵送の場合は当日消印有効)です。

ご意見用紙は[こちら](#)よりダウンロードください。

※1月26日より意見書様式を一部改訂させていただきます。旧書式をご利用いただいたご意見についても取扱いに変更はございません。

(合同会社潮風のウェブサイト3)

縦覧・閲覧に関するご案内

下記縦覧場所においても、方法書の縦覧・閲覧が可能です。

縦覧・閲覧場所	時間
石川県行政情報サービスセンター	土曜日・日曜日・祝祭日・開庁日を除く 午前9:00～午後5:00 (開庁・開館時間に準ずる)
志賀町役場(本庁舎)	
七尾市役所情報公開コーナー	
田鶴浜地区コミュニティセンター(サンビーム日和ヶ丘)	日曜日・祝祭日・開庁日を除く 午前8:30～午後5:15 (開庁・開館時間に準ずる)
中能登町役場(鳥屋庁舎)	土曜日・日曜日・祝祭日・開庁日を除く 午前8:30～午後5:15 (開庁・開館時間に準ずる)
羽咋市役所(本庁舎)	
上甘田公民館	日曜日・月曜日・祝祭日・開庁日を除く 午前9:00～午後5:00 (開庁・開館時間に準ずる)

住民説明会の開催について

下記会場、日程にて住民説明会を開催いたします。説明会資料は[こちら](#)よりご覧いただけます。

住民説明会会場	日時
田鶴浜地区コミュニティセンター(サンビーム日和ヶ丘)	2021年1月30日(土) 13時より
上甘田公民館	2021年1月30日(土) 19時より
生涯学習センター「ラピア鹿島」	2021年1月31日(日) 14時より
志賀町文化ホール	2021年2月 6日(土) 14時より

お問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目2番8号 リニューアル・ジャパン株式会社内

担当者 合同会社潮風 金井

電話番号 03-6670-6652 (土日祝祭日を除く、9:00～12:00、13:00～17:00)

○インターネットによる「新型コロナウイルス感染拡大警報に係る対応についてのお知らせ」
(新型コロナウイルス感染拡大警報に係る対応についての案内 1)

合同会社 潮風

(仮称) 能登中風力発電事業 環境影響評価方法書
新型コロナウイルス感染拡大警報に係る対応についてのご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、弊社が計画検討させていただいております標題事業の環境影響評価実施にあたり、平素より多大なるご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

このたび 1 月 21 日に石川県知事より発出された「感染拡大警報」を踏まえ、住民説明会ならびに図書縦覧について下記のとおりお知らせいたします。何卒ご理解くださいますよう宜しくお願い申し上げます。
敬白

記

【環境影響評価方法書 住民説明会】

◆ **新型コロナウイルス感染症対応について**

- 政府の「新型コロナウイルス感染対策の基本方針」ならびに石川県「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取組について」に基づき、対策を実施いたします。
- 説明会出席者・スタッフは全員能登地区在住者であり、毎日検温を実施し、健康状態を確認しています。会場ではマスク、フェイスシールドや手袋等の着用を行います。環境コンサルタントはリモートにて出席いたします。
- 今後の警報状況によっては延期・中止とさせていただく場合がありますのでご了承ください。
- 説明会資料は縦覧期間中弊社ホームページにて公開すると共に、ご要望に応じて配布させていただきます。

◆ **来訪いただく方へのお願い**

- 以下に該当する方は入場いただけませんので、ご来場をお控えいただきますようお願いいたします。
 - ・ 37.5 度以上の熱や咳、のどの痛みなどの症状がある方や全身倦怠感など体調が優れない方
 - ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた人との濃厚接触がある方または、過去 2 週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び該当在住者との濃厚接触がある方
 - ・ 基礎疾患（糖尿病・心不全・呼吸器疾患等）がある方、妊娠中の方は、医師の判断や関係機関の情報を確認の上、慎重なご判断をお願いします。
- マスクの着用、「咳エチケット」励行、入場時の体温測定、手洗い・手指消毒、また周囲の方との距離を 1 メートル以上あけて密接を避けるようご協力ください。会場における大声での会話、掛け声等はお控え下さい。
- 来場時に問診票をご記入いただきご連絡先をお伺いします（ご氏名・ご住所・後日連絡がとれる電話番号を明記）。万が一感染が疑われる症状が発生した場合はご連絡先へお知らせする可能性があることを予めご了承ください。※



リニューアブル・ジャパン

(新型コロナウイルス対策に関するお知らせ 2)

※延期・中止の場合は弊社ホームページにてご案内の上、速やかに各地区へお知らせします。

住民説明会会場	日時
七尾市田鶴浜地区コミュニティセンター (サンビーム日和ヶ丘)	1月30日(土) 13時より
羽咋市上甘田公民館	1月30日(土) 19時より
生涯学習センター「ラピア鹿島」	1月31日(日) 14時より
志賀町文化ホール	2月6日(土) 14時より

【方法書の縦覧・閲覧】

2月8日(月)以降も以下意見書募集期間まで引き続き閲覧いただけます。電子縦覧もご利用下さい。

閲覧期間：令和3年1月8日(金)～ 令和3年**2月22日(月)** ※土日祝日を除く開庁・開館時

合同会社潮風(弊社) ホームページ <http://www.shio-notonaka.rn-j.com/>

縦覧・閲覧場所	時間
石川県庁行政情報サービスセンター	土曜日・日曜日・祝祭日・閉庁日を除く 午前9:00～午後5:00(開庁・開館時間に準ずる)
志賀町役場(本庁舎)	
七尾市役所情報公開センター	
七尾市田鶴浜地区コミュニティセンター (サンビーム日和ヶ丘)	日曜日・祝祭日・閉庁日を除く 午前8:30～午後5:15(開庁・開館時間に準ずる)
中能登町役場(鳥屋庁舎)	土曜日・日曜日・祝祭日・閉庁日を除く 午前8:30～午後5:15(開庁・開館時間に準ずる)
羽咋市役所(本庁舎)	
羽咋市上甘田公民館	日曜日・月曜日・祝祭日・閉庁日を除く 午前9:00～午後5:00(開庁・開館時間に準ずる)

※₁ 弊社は、取得した個人情報を取得目的の範囲内で利用し、法令に従い適正に管理・監督の上、万が一取得目的以外で利用又は第三者提供をする場合には、事前に、対象者へ確認及び同意を求めます。

〈お問い合わせ先〉

合同会社潮風 担当：金井

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目2番8号 リニューアブル・ジャパン株式会社内

TEL：03-6670-6652

以上



リニューアブル・ジャパン

ご意見記入用紙

※閲覧のみの場合、お名前、ご住所のみを記入のうえ、意見書箱へのご投函をお願い致します。

合同会社潮風 金井 宛

○意見書の提出期限 令和3年2月22日(月)〔当日消印有効〕

令和3年 月 日

[illegible]

なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱い致します。

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4 サイズ）の用紙をお使いください。